

---

研究論文

---

**国際法の実質的法源としての国際機構の決議**

—形式的法源としての可能性を検討するために—

渡 部 茂 己

**Resolutions Adopted by International Organizations as Material Sources  
of International Law and Possibility as Formal Sources**

**Abstract**

There are treaties and international customary laws as well-known "formal" sources of international law. Article 38 (1) of the Statute of the International Court of Justice is recognized as the most authoritative statement as to the sources of international law.

1. The Court, whose function is to decide in accordance with international law such disputes as are submitted to it, shall apply: (a) international conventions, whether general or particular, establishing rules expressly recognized by the contesting states; (b) international custom, as evidence of a general practice accepted as law; (c) the general principles of law recognized by civilized nations; (d) subject to the provisions of Article 59, judicial decisions and the teachings of the most highly qualified publicists of the various nations, as subsidiary means for the determination of rules of law.

Those mentioned above are functioning mainly as the "norms of judgment." There may be some other sources of international law as the "norms of action." In this essay, we discuss resolutions of international organizations. The most important resolutions are the resolutions of the General Assembly of the United Nations. In addition, resolutions of the Security Council and of international conferences on a global level will be discussed. It is common knowledge that the resolutions stated above must be "material" sources of international law at minimum, even if they aren't "formal" sources.

Resolutions of the General Assembly have importance not only of a legal character in themselves, but also as related to international customary laws which are one of the most important formal sources of international law. Moreover international organizations, specially the organization of the United Nations, have functioned as global law-making bodies, especially in the area of modern international law.

It is concluded that resolutions adopted by international organizations may be possible formal sources of international law—such formal sources as the "norms of action."

キーワード：(国際法の) 法源、形式的法源、実質的法源、裁判規範、行為規範、国際機構の決議、  
Keywords：sources of law, formal sources, material sources, norms of judgment, norms of action, resolutions of international organizations,

- I 序：形式的法源と実質的法源
  - I-1 法源の意義と種類
  - I-2 国際法の形式的法源
  - I-3 法源以外の裁判準則（合意に基づく裁判準則）
- II ICJ 規程第 38 条 1 項における国際法の実質的法源
  - 国際裁判の判決（および勧告的意見）と学説—
- III 国際機構の決議— ICJ 規程第 38 条 1 項以外の国際法の実質的法源—
  - III-1 国連総会に代表される一般的な国際機構決議の法的性質
  - III-2 安全保障理事会決議（決定）の法的性質
  - III-3 地球規模国際会議の決議の意義
  - III-4 国際慣習法と国際機構決議の関係
- IV 結びに代えて：国際法におけるグローバル立法機能

## I 序：形式的法源と実質的法源

### I-1 法源の意義と種類

法源 (sources of law ; Rechtsquellen ; sources du droit ; fontes juris) という言葉はいくつかの意味をもつが、法学一般 (実用法学上) は、第 1 に、「法の表現形式 (認識源) または成立形式 (成立因)」を意味する<sup>(1)</sup>。法の「存在形式」(または存在態様、形成手続<sup>(2)</sup>) とも言われるように、法がどのような形 (形式) で存在しているのかという意味で用いられている。大沼は、「法とは人々が共有する観念であり」、現実には「存在」しているものではないとして、「認識根拠」という表現をする<sup>(3)</sup>。また、斎藤民徒は、問題提起のひとつに『法の認識』を『法源』に依拠した認識に限って理解するかどうかの問題となる<sup>(4)</sup>。私見では、どのように説明するかという「表現」の違いであって、「法が存在している」と表現する場合でも、真に客観的に物理的に存在しているわけではないのは

当然であって、いわば間主観的に「共有の『認識』として存在している」という意味であるから、本質的な理解に大きな違いがあるのではない。本稿では存在形式（成立形式）という用語をそのような意味で用いる。これは、「形式的法源」(formal sources) と呼ばれる。第 2 に、法を発生させる実質的・歴史的淵源を、「実質的法源」(material sources) ないし「歴史的法源」と言う場合がある。さらに、基礎法学（とりわけ法哲学等の理論法学）においては、第 3 の意味として、法の拘束力ないし効力の根拠を意味する「哲学的法源」も用いられる<sup>(5)</sup>。

以下、本稿において単に「法源」と言う場合は、法学一般の用法に従って、「形式的法源」を意味する。ただし、国際法において特に法源論が注目されるのは、国内社会とは異なり中央集権的な立法機関が存在しないゆえであり、「形式的」法源が何かについての議論は国内法ほど容易ではない。

## I - 2 国際法の形式的法源

形式的法源の意味での国際法の法源 (sources of international law) としては、まず条約と国際慣習法を挙げることにほとんど異論がない<sup>(6)</sup>。この 2 つは、1920 年 12 月に国際連盟総会で採択された「常設国際司法裁判所規程」(Le Statut de la Cour permanente de justice internationale ; Statute of the Permanent Court of International Justice) 第 38 条に掲げられてから（現国際司法裁判所規程第 38 条 1 項 a および b）、裁判規範であることは当然ながら、一般に、「国際法の法源を示すものとして広く理解されてきた<sup>(7)</sup>」。

他方、「ICJ という裁判所が適用する裁判規範（裁判所が紛争解決に際して適用すべき規範）を規定したもの」であるから、「ICJ 規程 38 条の『法源』を論じるだけでは、国際・国内社会で現実に機能している国際法を包括的に論じることはならない<sup>(8)</sup>」のも確かである。「法源」は、国際法主体（主として国家）のための「行為規範」としても機能する。すなわち、国家等が主として国際社会で行動（行為<sup>(9)</sup>）する際の基準（その行動が合法であるか違法であるかを峻別する基準、または国家等の行動を規制するルール）としての意味をもつ<sup>(10)</sup>。大沼のいう「現実に機能している国際法」の意味を正確に理解するには能力不足であるが、私見では通説のいう形式的法源と実質的法源を包括（した上で、別の角度で—社会に対する機能の視点？—から切り分けて把握〔詳しくは別稿で扱いたい〕）するものに思われる。ここで、「実質的法源」と呼ぶものは、形式的法源とは異なり、それ自体では国際法上の法的拘束力を有さないが、形式的法源の基礎または証拠となるもの<sup>(11)</sup>のことである。このような実質的法源の例として、たとえば杉原は、「裁判例、学説、国際機構の決議・宣言、未発効の条約、条約採択会議の作業記録・報告書、さらには、衡平、人道的考慮など」を挙げる<sup>(11)</sup>（ただし、ここで挙げられている「衡平」は、規程第 38 条 2 項に規定されている「衡平及び善」の衡平ほど広い意味で用いられているのではないと思われる）。この例示は、大沼が近年の体系書<sup>(12)</sup>の中で「国際法のあり方—国際法の認識根拠—」の章において論じられている、「条約」、「国際社会の一般法」、

「国連と国際会議の決議、国際判決、勧告的意見、国際機関の裁定と見解」、「その他の行為規範と裁判規範」（ここには、学説、未発効の条約等が含まれている）に照合するとき、いわゆる形式的法源であるものを除くと（すなわち実質的法源に相当するものは）ほとんど一致しているからである。

既述のような留保つきながら、ここでは形式的法源（以下、法源）を、ひとまずの出発点として、国際司法裁判所規程（Statute of the International Court of Justice）第38条1項に沿って検討する。規程38条は以下の通りである。

#### 第38条

- 1 裁判所は、付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とし、次のものを適用する。
  - a 一般又は特別の国際条約で係争国が明らかに認めた規則を確立しているもの  
【international conventions, whether general or particular, establishing rules expressly recognized by the contesting States】
  - b 法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習  
【international custom, as evidence of a general practice accepted as law】
  - c 文明国が認めた法の一般原則【the general principles of law recognized by civilized nations】
  - d 法則決定の補助手段としての裁判上の判決及び諸国のもっとも優秀な国際法学者の学説  
【judicial decisions and teachings of the most highly qualified publicists of the various nations】
- 2 この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基づいて裁判する権限を害するものではない。

同条1項にあるように、国際法の法源としては、まず第1に、基本的法源として「条約」と「国際慣習法」があり、第2に、条約と国際慣習法を補完するものとして「法の一般原則」がある。次にそれぞれについて多少言及する。

#### (1)条約 (treaty) : 1項 a (international conventions)

すなわち、1項aで述べられているのは、要するに「条約」である。条約の性質上、係争国（訴訟当事国）に対して現に効力を有している条約に限られるという、いわゆる「合意の原則 (pacta sunt servanda)」の言い換えである。裁判規範としては、一般条約または特別の条約（二国間ないし少数国間の条約）のいずれであっても（当事国であれば）規範としての効力に違いはない。行為規範として、立法条約 (law-making treaty, legislative treaty, traités-lois) と、契約条約 (contract treaty, traités-contrats) を峻別する場合、多数説は立法条約のみを法源とみなす。本来は、異なる次元の概念であるが、事実上、立法条約は一般条約に、契約条約は特別条約にほとんどの場合重なっている。有力少数説は、条約はたとえ立法条約でも、(形式的)法源ではなく、実質的法源に過ぎないとする<sup>(13)</sup>。少数説によれば、国際法における法の拘束力の地理的範囲を国内法と同様に捉えて、普遍

性を重視する。しかし、単に地理的範囲を問題としているのみではないことは、国内法においても「条例」等も重要な法源として存在していることから理解できる。

(2)国際慣習法 (international customary law) : 1 項 b (international custom as law)

国際慣習法の成立要素については様々な表現がなされているが<sup>(14)</sup>、一般には、何らかの形態による「国家慣行」と「法的信念」の 2 要素である。

国家慣行については、どの程度の範囲の国家が行った場合にこの要素を満たしたと考えるべきであろうか。すべての国家によることを要するという議論もあるが<sup>(15)</sup>、通常は「一般的」慣行すなわち「大部分の」国家による行為と理解されている<sup>(16)</sup>。「一般的」ないし「大部分の」なかには、大国を含むこと<sup>(17)</sup> および国家の (重大な) 利益がそれによって特に影響を受ける国 (特別利害関係国) が含まれていること<sup>(18)</sup> が含意されている<sup>(19)</sup>。

第 2 の要素として、心理的要素たる法的信念 (法的確信、必要信念) を必要とする。すなわち、ある特定の作為または不作為の国家慣行が、法的義務であるとの信念の下でなされていなければならない<sup>(20)</sup>。法規範をその他の社会規範—例えば、宗教規範、道徳規範、習俗規範—から区別するためであり<sup>(21)</sup>、国際司法裁判所規程第 38 条 1 項 b においても、周知のように、「法として認められた (accepted as law) 一般的慣行」と定められている<sup>(22)</sup>。

さらに、(慣行が成立するための) 間接的要素として、「時間の経過」の問題がある。北海大陸棚事件判決は、「国際法の一般規則となるためには、たとえ相当な期間の経過がない場合でも、非常に広範にわたる、(その慣行への) 代表的参加があれば充分である……短期間の経過それだけで国際慣習法の新しい規則を成立せしめるに必ずしも障害となるものではない」<sup>(23)</sup> としている。学説においても、時間の経過という要件は、慣行を形成するための国家の範囲ほどには重要視されていない<sup>(24)</sup>。一般的には、国際法の新しい領域—例えば、宇宙法—ほど、慣習法の形成にとって時間の経過を要しないとと言えるであろう。すなわち、国際機構の決議と国際慣習法形成との関係がより密接なものとなり得る。

国際機構の決議の実質的法源性については後述するが、その決議が普遍的または一般的国際機構 (この両者は理論的には区別されるべきであるが、現実には同一視される) の総会 (全体的機関) におけるものであって、全会一致または大多数の国家により採択されたものは<sup>(25)</sup>、国際社会一般の法的信念の表明 (逆に個別国家の行為との考え方もありうる) と考えられる場合があり、それ以前に多数の国家による慣行が存在する場合には、当該決議は国際慣習法を確立ないし成文化する効果を有する。また、必ずしも多数の国家による慣行があるとは言えない場合には、慣習法規範の形成を促進する効果を果たす。

Bin Cheng は、国連総会において全会一致による場合には、即時に新しい国際慣習法規範が成

立し得るとするアメリカ代表の見解 (A/AC. 105/C. 2/SR. 20, 10-11.) を引用して、「即成慣習法 (“instant” customary law)」の理論を提唱している。すなわち、慣習法形成の本質的要素としては「法的信念 “opinio juris”」のみを考え、国連総会において新たな法的信念が創設され、その存在および内容が明確にされることが慣習法の形成されたことの「証拠 (evidence)」とする<sup>(66)</sup>。しかし、法的信念という心理的要素の側面のみを本質的要素として重視することもまた、存在すべき法 (lex ferenda) と確立された実定法 (lex lata) との峻別が曖昧になるという問題を含んでいる。

### (3) 法の一般原則 (general principles of law)

第 38 条 1 項 c においては、「文明国が認めた」(法の一般原則) という文言がかかっているが、当該規定は、国際連盟時代の常設国際司法裁判所規程をそのまま受け継いだものであり、国連創設後の今日では、意味をもたないか、または、単に「独立国の法制度 (legal systems of independent States)」と読み換えるべきとされる<sup>(67)</sup>。この解釈は、「法の一般原則」の「法」を国内法とする立場に立っていることにもなる。いずれにせよ、当該規定は、単に「法の一般原則」と読むべきである。

ここに含まれている問題は、第 1 に「法の一般原則」の「法」とは国際法であるのか国内法を意味するのか、第 2 に、条約および国際慣習法に加えらるべき第 3 の「国際法の法源」であるのか否かについて、である。

「法」の意味については、立法の趣旨としては、「陸戦の法規慣例に関する条約」の前文の「文明諸国間で確立された」慣行、人道の諸法則及び公共良心の要求より生ずる「国際法の諸原則」すなわち「マルテンス条項」を常設国際司法裁判所が受け継いだもので、一般に、国際関係に適用できる各国の国内法に共通の原則であると理解されている<sup>(68)</sup>。しかし実際には、その後の判例では、国内法に共通の法原則を適用した例は多くはなく、「国際法の一般原則」や「当該国際法の分野や制度に固有の原則」が適用されてきた<sup>(69)</sup>。

結論から言えば、最近では国際法と国内法のいずれも含むものとされているが、比較的以前より、「各国に共通に認められた国内法の規則だけでなく、国際法の一般原則をも包含しているという立場がある。……すなわち、法の一般原則を国内法の規則だけに限定する理由はとくになく、『国際法の一般原則』(general principles of international law) をも含むものとする方が裁判の準則としてより有用である。何故なら条約にも慣習法にも規定のない場合、その欠陥をうめるのに、規定第 38 条 1 項 C のもつ内容を広く解した方がよい」とする主張は存在した<sup>(70)</sup>。したがって「法の一般原則」は、国際法の一般原則、国内法に共通する一般原則、そして、法一般に共通する一般原則のすべての場合を含んでいると考えてよい。少なくとも裁判規範としては、このように考えるべきであろう。

ICJ を中心として、実際に裁判規範として裁判中で用いられた法の一般原則の例を分類してみた



い。厳密に区別することは困難であることが多いので概括的分類である。

#### (a)法の一般原則

ICJ (さらにその前身の PCIJ) においても、国際慣習法としてでもなく、「合意は拘束する」、「義務違反は賠償義務を生じさせる」などの規範は法原則として、「国際法が国内法から峻別されていなかった時代から、その普遍的妥当性が自明視 (引用注: 原文太字) されていた規範である。……とくに慣習国際法と性格付けられることもないまま、一般国際法規範という扱いを受けてきた」<sup>(81)</sup>。そのほか、信義則、エストoppel (禁反言)、などが共通して挙げられるものである。

#### (b)国内法の一般原則

国内法の一般原則とされるものには、権利濫用の原則、証拠能力の原則、訴えの利益、既判力の原則などがある。ただし、すでに国際法の原則としても確立しているものがほとんどであるため、厳密な区別は不可能であるとされる。もともとは、上述のように訴訟法上の法原則が中心的なものであるが、近年の主要国に共通に含まれる実体法の一部、とりわけ「人権と基本的自由の尊重・促進の原則——選挙権、平等、差別禁止、身体不可侵、裁判を受ける権利など」を「法の一般原則」として挙げる場合がある<sup>(82)</sup>。その場合、後述の国際機構決議の法的効果と関わることであるが、世界人権宣言が国連総会で採択されたことを「法の一般原則の証拠」<sup>(83)</sup>と考えることになる。

#### (c)国際法の一般原則

国際法の一般原則、すなわち、国内法の一般原則とは異なる国際法に固有の法原則としては、「国家の領域主権、国家はその同意なしに (仲裁) 裁判にかけられないという原則 (国際司法裁判所のアンバティエロス事件判決)、公海自由の原則、人道の基本的考慮のような一般原則、他国の権利を侵害する行為のために自国領域を使わせない義務 (同裁判所のコルフ海峡事件判決)」などであり、これらが一般原則であって国際慣習法とは異なる点は、「きわめて一般的な法規則でしかなく、慣習法の与える具体的内容によって規則を構成するとみられること、それにもかかわらず、たびたび絶対的な性格を有する不可欠の規則 (ユース・コーゲンス的性格の規則) とみられる」ことである<sup>(84)</sup>。

#### (d)法の一般原則の国際法の法源性

法の一般原則の「法」を国際法と解釈する場合には特に問題とはならないが、国内法の一般原則と考える立場および国内法の一般原則を含むと考える立場からは、それにもかかわらず国際法の法源であるのかどうかを検討しなければならない。これには次のような諸説がある。

- ①あくまでも「国内法」の原則に過ぎず、国際裁判の裁判準則となるためには、条約か国際慣習法で受容されることが必要であるとするタウンキンやケルゼンの考え方がある。それゆえ、ケルゼンは、この 1 項 C は不要であるとする<sup>(85)</sup>。
- ②国際法の法源ではあるが、それは裁判規範としてであって、行為規範ではないとする考え方がある<sup>(86)</sup>。

③裁判規範であることは、結局は各国がその規範に沿って行動することにほかならず、すなわち行為規範となっている。あるいは、そもそも国際法の法源として、裁判規範と行為規範を区別することはできない、とする考え方である。その上で、法の一般原則が今日では ICJ のみならず国際裁判における一般的な裁判準則となっていることや、規範内容が国際慣習法とは別の実体であることから、国際法の「形式的法源」とみなす。大きな枠組みでは、ラウターバクト、ルソー、杉原高嶺等がこの考え方であり、今日の多数説と考えられる<sup>37)</sup>。

また、法の一般原則に国際法の一般原則も含まれるとの立場に立てば（そして、この国際法の一般原則は国際慣習法とは別の法源であるとすれば）、少なくともその部分については、第3の法源として認めることになる。

私見では、法の一般原則は、38条1項により、（少なくとも国際司法裁判所の）〈裁判規範としては〉、条約、国際慣習法と並ぶ第3の形式的法源であることは間違いない。他方、〈行為規範としては〉、（少なくとも国内法に共通する一般原則については）国際司法裁判所規程という条約によって初めて国家等の行為規範となったものであるから、（法の一般原則ではなく）同規程という「条約」を形式的法源と考えるほかはない。しかしそれと同時に、同規程38条1項Cによって、〈国内法の一般原則〉をも、〈国際法の〉実質的法源として認めたと考えることができる。その結果、国内法に共通する法の一般原則を、国内法としてではなく、国際法も含む法の一般原則として、国際法の形式的法源とみなせる可能性も考えられる。

きわめて興味深い考え方として、「一般に『法の一般原則』が条約と慣習国際法に次いで取り上げられるのは、ICJの裁判規範が国際法の規範一般を網羅的に示しているという暗黙の前提に基づく。この前提が否定されるなら、『法の一般原則』を条約、慣習国際法に次いで検討すべき理由は存在しない」とする大沼説がある<sup>38)</sup>。しかし、多くの国際法学者に（したがって同じく国家においても）一般的にほぼ共通して「暗黙の前提」が現に存在しているのであるから、法認識として、国際法の少なくとも形式的法源としては、「網羅的に示している」ことになるのではないか。大沼自身は形式的法源と実質的法源に分けることを否定している<sup>39)</sup>。そして、「条約もそれ自体が国際法であるわけではない。条約の条文も、それを根拠として国際法を認識・解釈する手掛かりである。……その限りにおいて、条約も国連の総会決議や安保理決議と変わらない。<sup>40)</sup>」として、行為規範の認識根拠としては、「現実に諸国の政府、国際組織、企業、NGO、メディア、市民が扱い、論じ、実施し、侵害する規範」を検討すべきであるとする。それは理想的であろうが、そのことによって国際法を認識するためには、何が行為規範であるのかを整理・体系化する作業が必要ではないか。それが予め明快に示されていないければ、国家等の「行為規範」にはなり得ない。その意味では、真の国際法規範の認識としては不十分であるとしても、多数説のように条約等を認識根拠としての形式的法源と想定することが現実的ではなからうか。ICJ規程38条1項は、条文構造から、網羅的規範



と読むべきであろう。その上で、「国際法の基本原則」は、1 項 c の「法の一般原則」に含まれると解するか、b の国際慣習法を広義で捉えてその範疇に国際法の基本原則が含まれると解釈することが、少なくとも裁判規範としては、素直な解釈であろう。

### I - 3 法源以外の裁判準則 (合意に基づく裁判準則) - 衡平及び善 (ex aequo et bono) -

「衡平及び善」は、ICJ 規程 38 条 1 項ではなく、2 項に掲げることで規程上も明白にされているように、一般的に法源としての裁判規範とは考えられていないが、ICJ の裁判準則 (「裁判規範」と「裁判準則」) の区別は、本稿では、国際法の法源一般について言及する際は「裁判規範」を用い、ICJ など特定の裁判所の裁判基準についての言及では「裁判準則」を用いる。ただし引用の場合には原文のままとするなど、文脈にもよるので一貫した使い分けではない<sup>(41)</sup>。) としては、「当事者の合意があるときは」衡平及び善を用いることもできる。しかし実際に採用された例はない。なお、国際仲裁裁判の裁判準則として、衡平及び善が例示されるが (国際紛争平和的处理一般議定書第 28 条)、仲裁裁判においても、裁判当事者は、国際法のみを裁判準則として合意することが通例であり、現実には裁判準則の点では、司法裁判と仲裁裁判の差異は存在しない。衡平及び善という観念は PCIJ 創設に当たり「適用法に関する柔軟性を与えるため」導入された観念で、PCIJ でもその後の ICJ においても実際には裁判準則として採用された事例はなく、ICJ が判決や命令で適用する「衡平 (equity)」は「一般国際法上の原則」としての衡平である<sup>(42)</sup>。

## II ICJ 規程第 38 条 1 項における国際法の実質的法源

### - 国際裁判の判決 (および勧告的意見) と学説 -

国際司法裁判所規程第 38 条 1 項 d には、法則決定の「補助手段として」、「裁判上の判決」と「国際法学者の学説」が挙げられている。それらは、国際司法裁判所規程には含まれていないが、後述する、国連総会の決議に代表されるいわゆるソフト・ローとともに、実質的法源の一種と考えられる。実質的法源の一種たるソフト・ローは、1974 年に、国連総会で決議された「国家の経済的権利義務憲章」(第 29 回総会決議 3281) をはじめとする新国際経済秩序に関する一連の決議と 1975 年のヘルシンキ会議最終議定書 (「全欧安全保障協力会議最終議定書 (Conference on Security and Cooperation in Europe: CSCE)」)(Helsinki Declaration) などを契機として広く知られるようになった概念である<sup>(43)</sup>。ここで述べる判決や学説については、実質的法源ではあるが、通常、ソフト・ロー概念には含まれない。判決と学説は、国際法の開始期より、形式的法源と認識するか実質的法源と捉えるのかのいずれにしても、きわめて重要な役割を果たして来たため、またそのような意味を持つ資料として、一般的に、十分に認められており、敢えて、今日の新しい概念でありまたやや分か

りにくい概念として時に敬遠もされる「ソフト・ロー」であるとして、新たに、法的に一定の意義を有するものであることを強調される必要もないからである。もちろん、判決については、訴訟当事者に対しては、形式的にも実質的にも、まさに法的拘束力を有する法文書であることは言うまでもない。

判決・学説については、「法則決定の補助手段として (as subsidiary means for the determination of rules of law)」とされていることから自明なことであるが、国際法の法源ではなく、実質的法源、法の認識源 (Rechtserkenntnisquellen) と考えられている。

ICJ をはじめとする国際裁判の判決と命令は、訴訟当事国のみ当該事件に限って効力が及ぶ (例として、ICJ 規程第 59 条: 裁判所の判決は、当事者間においてかつその特定の事件に関してのみ拘束力を有する)。そのことで当事者間の特定の紛争を解決することが基本的任務である。同時に、「国際法の公権的解釈機関」として一般に認められている<sup>(44)</sup>。それは、判決においてのみならず、むしろ、国連諸機関の要請に応える「勧告的意見 (advisory opinion)」の際にストレートにその機能を果たしている。

学説は、国際法の発展過程においては、ここで改めて述べるまでもなく、きわめて重要な役割を果たしてきた。今日では、「条約、慣習国際法、『国際法の (基本/一般) 原則』、国際判決などから解釈というかたちで現行法を特定し (引用注: 原文太字)、諸国の政府、国際組織、NGO、メディア、国際・国内裁判所などがそれを援用するのを助ける (同上)」という機能を果たしている<sup>(45)</sup>。

### III 国際機構の決議 — ICJ 規程第 38 条 1 項以外の国際法の実質的法源 —

#### III-1 国連総会に代表される一般的な国際機構決議の法的性質

##### (1) 国際機構決議の法的拘束力

国連総会において採択された決議は、憲章第 10 条等に見られるように、「原則として」勧告的効力のみを有する。しかし、一定の決議については拘束力が認められる。

第 1 に、国際機構の内部事項に関する決定で、組織活動に不可欠のものとして、拘束力を有する。内田 (久) はこれを「個別的な執行に係わる場合」と「一般的な (法) 定立に係わる場合」とに分類し、前者についての国連における例として、加盟 (4 条)、権利停止 (5 条)、除名 (6 条)、事務総長選挙 (97 条)、補助機関の設置 (22、29、68 条)、予算の承認 (17 条) を、後者の例として、各機関の手続規則および国際司法裁判所規則の制定 (21、30、72、90 条および規程 30 条)、職員規則の採択 (101 条)、補助機関規程の定立 (行政裁判所規程等) を挙げている<sup>(46)</sup>。

第 2 に、安全保障理事会の「決定」は憲章 25 条により、「安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行することに同意」しているため、加盟国に対する拘束力を有する。ここにお

ける「決定」とは、憲章第 6 章、7 章、8 章の枠組みにおけるもので、主として第 39、41、42 条下の「強制措置の決定」を意味するが、その他、第 94 条 2 項の「判決を執行するために……とるべき措置を決定すること」や第 34 条の「調査をすること」の決定も含まれる<sup>(47)</sup>。

第 3 に、事実の存在あるいは法的状況を確定する決議の場合に拘束力を持つことになる。

国連以外の国際機構では、例えば、EU の機関（主として委員会、EU 理事会、欧州議会）による規則 (regulation)、指令 (命令) (directive)、決定 (decision) などは拘束力を有する<sup>(48)</sup>。また、一部の専門機関におけるいわゆる技術規則の制定に関する権限等は、法的位置付けは特有ながら、注目されるものである。しかし、一般的に言えば、国際機構における決議は、内部事項に関するものを除き、直ちに拘束力を有することはない。決議が拘束力を有するには、基本条約その他の条約という国際法の基本的法源上の、明示または黙示の規定を必要とし、決議によって直接的ではなく、国際法の基本的法源によって間接的に法的性質を付与されたことによると一般的に理解されている。このような構造的理解は、判決の拘束力と共通することになるが、その異同の考察は次の機会に譲ることにする。

## (2) 国際機構決議の法的効果

国際機構の機関がある決議を採択することによって、その決議内容自体が直ちに拘束力を有する法規範の定立に至るものではないとしても、何らかの法的効果を伴う場合がある。すなわち、ある種の決議は、勧告の形式によるものであっても、実質的に重大な法的効果を生じ、また、国際慣習法規範の形成過程において、一定の法的効果を与えると見られる決議も考えられる。

前者は、例えば、自衛の場合を除く武力の行使は国連憲章等により禁止されているのに対して、軍事的制裁の勧告的決議が採択された場合には、法的に許容される事例である<sup>(49)</sup>。非軍事的制裁の場合にも、ある程度まで、類似の効果を生ずることになろう<sup>(50)</sup>。

なお、前述の法としての拘束力の有無については、法的効果の次元とは異なって、当該決議の採択状態または手続の種類（全会一致か多数決かコンセンサスによるものかなど）によって異なることはない独立した問題である。

## (3) 国際機構決議とソフト・ロー概念

「ソフト・ロー」概念は、1965 年の Leo Gross の論文 “The United Nations and the Role of Law” の中で用いられたもので、国連総会の決議 (resolution) や宣言 (declaration) を、“soft”law であるとしている<sup>(51)</sup>。1974 年の「新国際秩序樹立宣言 (New International Economic Order : NIEO)」や前述のヘルシンキ宣言の採択を契機として、1970 年代後半に多様されるようになった。国際会議の宣言、行動綱領・行動指針、モデル規則、紳士協定などを含むこの概念の特徴として、村瀬は、

①具体的な権利義務の画定ではなく、一般的・抽象的な原則・指針を内容とし、②法規範として未成熟で規範内容の明確性に欠け、③法的拘束力を持たないかまたは希薄であって穏やかな行動規範にとどまっている、ことを挙げ<sup>62)</sup>、ソフト・ロー概念の「積極的側面」および「問題性」並びにその「克服」についての検討を行っている<sup>63)</sup>。そして、同概念を克服していくためにこそ、体系化された「国際立法活動」が要請されているのである、と積極的に総括する<sup>64)</sup>。Jorge Castañeda は、1961年の論稿ですでに、国連総会が準立法的機能を持つもの（“that might be characterized as *quasi-legislative*”）と性格づけている<sup>65)</sup>。

### III-2 安全保障理事会決議（決定）の法的性質

1990年代以降、村瀬の表現によると、「将来における不特定の事態に対する一般的・抽象的な行為規範の設定という意味における『立法』」を安保理が「代替的」に担うようになった<sup>66)</sup>。総会その他の機関とは異なり、安全保障理事会の決議（決定）は国連憲章25条によって、全加盟国を拘束する。特定の紛争等に関して特定の加盟国等を拘束する通常の機能を越えて、全加盟国（事実上、全国家）を直接に、一般的に拘束する規範を設定するのであるから、法規範の定立にほかならない。しかも、条約が、批准国のみを拘束するのに比較し、安保理の決定は全加盟国（すなわち事実上、すべての国家）を法的に拘束するという普遍性の点で、むしろ条約を上回る効力を有している。

その最初の例とされるのは、2001年に採択された安保理決議1373（2001年）である。同決議は、テロ行為のための意図的な資金の提供や収集を犯罪とし、テロ行為に関与する団体や関与者へのいかなる形態の支援をも慎むこと、などを国連憲章第7章の下で「決定」した<sup>67)</sup>。同決議の内容・趣旨が1999年の「テロ資金供与防止条約（International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism）」の内容に沿っていることから、本来条約によるべき一般的国際法の定立であったことを、浅田はHappold, Schrijver, Guillaumeらの研究を踏まえて明らかにしている<sup>68)</sup>。

安保理による立法の代表的な例である、安保理決議1540（2004年）は、大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器）と、その運搬手段（弾道ミサイル等）の非国家主体による取得・使用の危険性に対応するものである。外務省による同決議内容の要約は以下の通りである<sup>69)</sup>。

- ①核・生物・化学兵器及びその運搬手段（以下大量破壊兵器等）を開発、取得、製造、所持、輸送等又は使用を試みる非国家主体に対し、全ての国が如何なる形態の支援も提供することを差し控えることを決定。
- ②非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器等を製造、取得、所持、開発、輸送等又は使用すること及びそうした活動に関与、共犯として参加、支援又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律を全ての国家が採択・執行することを決定。
- ③大量破壊兵器等の拡散を防止するため、関連物資等に対する国内管理を確立するための効果的な措置を全ての加盟国がとることを決定し、計量管理、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理を策定、

維持することを決定。

- ④ 安保理の下に委員会を 2 年間設置し、全ての加盟国に本件決議の実施につき、決議採択から 6 ヶ月以内に委員会に報告するよう要請。
- ⑤ 本件決議に規定されたいかなる義務も、NPT、CWC、BWC の下での締結国の権利・義務と抵触したり、これを変更するものとして解釈されず、また、IAEA 又は OPCW の責任を変更するものとして解釈されないことを決定。
- ⑥ 自国領域内においてこの決議の条項を実施する際に支援を必要とする国が存在することを認識し、法令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう招請。
- ⑦ 国際法及び各国国内法に従って、核・生物・化学兵器及びその運搬手段並びに関連物質の不法移転を防止するための協力的行動をとるよう全ての国に要請。

類似の機能として、本来条約によって設置されるべき国際裁判所を安保理決議で設置することが行われている。安保理決議 827 (1993 年) による旧ユーゴ国際裁判所 (ICTY) 規程の採択、決議 955 (1994 年) によるルワンダ国際裁判所 (ICTR) 規程の採択である<sup>60)</sup>。

### III-3 地球規模国際会議の決議の意義

20 世紀後半以降に頻繁に開催されるようになった、「国際社会の大多数の国が参加し、政治・経済・社会・文化的に重要な意義をもつ国際会議」において熟議の上、採択された決議は、国際法の認識根拠たりうる<sup>61)</sup>。すなわち、本稿の用語での表現としては、少なくとも実質的法源といえる。大沼は、(1)国際社会の構成国の圧倒的多数の参加、(2)決議の形式(宣言)、(3)決議の用語法(法的用語・定式の採用)、(4)決議採択の態様(最低限有力国を含む圧倒的多数の賛成)、(5)決議採択後の諸国による決議の尊重、(6)民際的・文際的正統性を満たす手続きの採用、を国連総会等に準じる国際会議の要件として掲げる。とりわけ、6 番目の民際的・文際的正統性に関しては、NGO などの非政府主体、例えば、先住民、宗教団体、民族的少数者などの参加に価値観を反映させることについて限界のある常設的な国連の総会等以上に、個別の多数国間国際会議の意味は大きいとする<sup>62)</sup>。「民際的・文際的正統性」の視点は示唆に富み、筆者も同意する。同時に、国連(総会)の有するいわば「制度的正統性」の視点で、検討すべき内容を含む。

### III-4 国際慣習法と国際機構決議の関係

R マクドナルドは、規範形成過程における役割と地位に従って、国連総会決議を以下のように整理する<sup>63)</sup>。

- (1) 規範形成の準備 (preliminary) となる決議 (例えば、1963 年の「宇宙空間の探査及び利用にお



ける国家活動を律する法原則宣言」は、1967年の「宇宙条約」の基礎となった。

(2)慣習規範の起源 (origin) の証拠となる決議 (例えば、決議 1472<sup>(53)</sup>)は、宇宙の自由の起源の全会一致による証拠である)。

(3)憲章の諸原則の全会一致による解釈である決議、それは、諸原則の履行を指示することになる。

(4)既存の国際法規範を成文化しかつ立証する決議。

(5)国際条約の草案を含む決議。

同じく、宣言あるいは宣言的性質の決議については、以下のように整理されている<sup>(64)</sup>。

(1)憲章および一般国際法に含まれている諸原則の有権解釈。

(2)諸原則の適用。

(3)慣習に起源を有する原則の存在の証拠、および慣習法の明確化 (concretization)。

(4)後に慣習上あるいは条約上の規則へ発展する一定の国家実行の嚆矢、例えば世界人権宣言。

(5)国際法の一般規則の存在および内容に関する、国連加盟国の公式の合意。

以上を、法源としての視点で纏めると、①既に確立した実定法である国連憲章の有権的解釈 (国際法一般については必ずしも有権的であるとは言えない) および履行促進、②国際慣習法が一般的に確立していることの立証 (証拠) および成文化 (明文化)、③現在は法ではないが、後に国際慣習法となる規範の起源 (嚆矢) または条約を成立させるための準備、の3つに類型化できる。筆者はかつて、この②と③の内容を、「国連総会の法原則宣言と国際慣習法との関係」として、次の3つに類型化したことがある<sup>(65)</sup>。すなわち、第1に、既に一般的慣行が充分定着し、確立された既存の慣習法規範の成文化とみなされる決議。すなわち、条約による法典化に準ずる広義の法典化としての法的効果を有する場合。第2に、少数の国家による慣行が見られる形成途上の規範を、法として必要なものとして、その形成を促進する決議。第3に、従来国家慣行の存在しない新しい法原則の表明を含む決議。「促成慣習法」理論による限りでは、こうした決議により法的信念が確立され、従って実定慣習法を定立したと見ることも可能であるが、一般には、法形成のための出発点、起源 (origin) としての意義を有するにとどまる。

#### IV 結びに代えて：国際法におけるグローバル立法機能

ここで、「グローバル立法」と呼ぶのは、いわゆる「国際立法」を狭義と広義に分けたとき、狭義での国際立法概念である「その権限を付与された機関 (立法機関 Legislature) の存在を前提として、それによる一方的な行為により、その機関の管轄権のおよぶすべての主体に対し拘束力を有する法定立を行うこと」<sup>(66)</sup>ではなく、広義の「国際立法 (国際法形成 International law-making) とは、必ずしも前記のような『超国家的』立法機関の存在を前提としないが、主権国家とは相対的に独立



の国際的組織体が法形成のイニシアティブ(発議、草案起草、審議、採択など)をとるもの<sup>67)</sup>のことである。

今日、国際社会共通の利益を担うグローバル・ガバナンス(カッコ付きの「地球規模統治」)において、国連を中心とする国際機構システムが立法機能を担っている現状がある。「国際社会の『一般的』ないし『普遍的』利益の規範化をめざす『組織化された』法形成——定義の仕方によってはこれを『立法』と呼ぶことが適当と思われるような現象——が、量的にも、かなり高度な段階に達している<sup>68)</sup>。「量的にも」、とは、法典化を意図した国連の、とりわけ 1947 年設置の国際法委員会(International Law Commission; ILC)を中心的な国際立法を担う機関としつつ、古くは、ILO から、第 1 次・第 3 次国連海洋法会議、宇宙、環境、人権に関する国連の各委員会が、それぞれの分野で重要な成果を挙げてきていることを意味する。そうした「多元性こそは国際立法の基本的性格」<sup>69)</sup>であり、狭義の国際立法のように中央集権的機関によるものではなく、むしろ「多元性こそは現代における国際立法の基本的性格」<sup>70)</sup>なのである。国連内の様々な機関をはじめ、経済関係での WTO、また EU などの地域的組織がそれぞれ重要な規範定立を行っている。国際人道法においては、赤十字国際委員会その他の NGO がイニシアティブをとることもある<sup>71)</sup>。たとえば、対人地雷禁止条約(「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」"Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and on their Destruction")やクラスター爆弾禁止条約(「クラスター弾に関する条約」"Convention on Cluster Munitions")の両者において、NGO が決定的に重要な役割を果たしたことはよく知られている。近年では、国際機構を中心として、組織的に、国際社会の法形成が行われるようになってきているのである。

付記 国際機構決議の法的拘束力および法的効果に関する内容は、拙著「コンセンサス決議の国際法上の意義」『法学紀要(日本大学法学研究所)』第 27 巻、1986 年の 221-3 頁に、同じく、国際慣習法の成立要素に関して、同上、223-5 頁、グローバル立法に関しては、拙著「グローバル・ガバナンスにおける統治機関としての国連—地球共同体の立法機能、行政機能、司法機能を担う国際機構システム—」秋月弘子・中谷和弘・西海真樹編『人類の道しるべとしての国際法—平和、自由、繁栄をめざして—』国際書院、2011 年の 23-26 頁、にそれぞれ基づき追記したものである。

## 注

- (1) 杉村敏正・天野和夫編集代表『新法学辞典』日本評論社、1991 年、981 頁。なお、「狭義には、裁判規範(裁判の基準)を指す」とされる(同上)。Black's Law Dictionary においても、"Something (such as a constitution, treaty, statute, or custom) that provides authority for legislation and

- for judicial decisions” とされ (Brayan A. Garner, ed., “Source of law” *Black’s Law Dictionary*, 9<sup>th</sup> ed., 2009, p.1523)、同書が引用している Fuller によれば (Lon L. Fuller, *Anatomy of the Law* 69 (1968) in *ibid.*)、 “In the literature of jurisprudence the problem of ‘sources’ relates to the question: Where does the judge obtain the rules by which to decide cases?” とされる。本文中で後に触れるが法源とはまずもって裁判規範に関する概念ということになる。国際法は主として行為規範として機能していることを強調する立場からは、国内法と同様な概念として「法源」という呼称を用いることが適切ではないという考え方にも繋がる。この点については、後に検討したい。
- (2) 小寺彰「第2章 法源」小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法 第2版』有斐閣、2010年、34頁。
  - (3) 大沼保昭『国際法—はじめて学ぶ人のための』東信堂、2005年、59頁。
  - (4) 齋藤民徒「国際法の認識をめぐって—世界を『翻訳』する国際法—」中川淳司・寺谷広司編『(大沼保昭先生記念論文集) 国際法学の地平—歴史、理論、実証—』東信堂、2008年、40-41頁注(9)。
  - (5) 真田芳憲『法学入門』中央大学出版部、1996年、287-323頁。団藤重光『法学の基礎』有斐閣、1996年、162-8頁。法の拘束力ないし効力の根拠の具体的内容としては、例えば、「法の妥当の根拠としての神の意思・理性・国家等を意味し、国民主権主義の下では、国民の意思」が法源とされる(「法源」我妻栄編集代表『新版・新法律学辞典』有斐閣、1967年、1093頁)。
  - (6) この2つは、近代国際法の当初から、「自然法のみを認める論者は別として、自然法と実定法の双方または実定法のみ存在を認めた論者によってつねに法源として認められてきた」藤田久一『国際法講義 I 国家・国際社会』東京大学出版会、1992年、22頁。
  - (7) 杉原高嶺『国際法学講義』有斐閣、2008年、59頁。Malcolm N. Shaw, *International Law* 6<sup>th</sup> ed., Cambridge University Press, 2008 (3<sup>rd</sup> printing 2010), p.70.
  - (8) 大沼、前掲注(3)、60-61、64頁。
  - (9) 国内法の場合には意図的な行動のみを行為と呼び、法による評価の対象とするが、国際法では必ずしも区別して用いられていない。
  - (10) そのほか、国際法は、正当化規範、評価規範、組織規範等としても機能している、と考えられる(大沼、前掲注(3)、60頁)が、「構成規範」については、確かに思考を構成する規範としての意義は重要ではあるものの、それ自体は他の規範概念に比べると、直接的な法的な意味はきわめて微小であるように思われる。
  - (11) 杉原、前掲注(7)、74頁。
  - (12) 大沼、前掲注(3)。
  - (13) ブラウンリー、フィツモーリス、深津榮一は「条約は二国間または多数国間のいずれであろう

と、その成立のはじめから国際法の法源であるとは言えないが、『条約の内容が締約国以外の国家にも漸次認められ、慣習国際法として一般化する(原注 4 田畑茂二郎『国際法 I』有斐閣、1957 年、96 頁。)]』ということはある。しかし、その場合でも国際法となるのは条約そのものではなくて、条約内容の慣習法化によってであるという点は注意しなければならないとする(深津榮一『国際法総論』北樹出版、1984 年、115 頁)。

- (14) Bin Cheng (“United Nations Resolutions Outer Space: Instant International Customary Law?” *Indian Journal of International Law* vol.5, 1965, pp. 23, 35)は、慣習法の 2 つの構成要素の本質を、“corpus (証拠の集積・体) : material or objective element” および “animus (意思) : psychological or subjective element” と纏めている。
- (15) 1922 年の「チノコ事件」の仲裁判決(深津、前掲注(13)、98 頁注(9))。
- (16) 深津、同上、87-92 頁および尾崎重義「第三節 北海大陸棚事件」波多野里望・尾崎重義編著『国際司法裁判所・判決と意見 第二巻(1964-93 年)』国際書院、1996 年、44-45 頁を参照。
- (17) 田畑茂二郎『国際法 I (新版)』有斐閣、1973 年、95 頁。
- (18) North Sea Continental Shelf Case (West Germany v. Denmark ; West Germany v. Netherlands), 1969 ICJ. p.42. 尾崎、前掲注(16)、同頁。
- (19) 慣行を形成する国家の行為の内容についても、従来、消極説から積極説まで見解が分かれている。田畑、前掲注(17)、91-2 頁は、消極説として、「国家機関一般の行態ではなく、元首や外務大臣のように、国内法上条約締結の権限を与えられている国家機関、あるいは、対外的に国家の意思を代表する機関の行態だけが問題である」とする Karl Strupp および D. Anzilotti を例に挙げている。深津(前掲注(13)、87 頁)は、積極説として、「国家の名において行動し発言する者が国際法の問題について何等かの見解を明示または黙示する行為をなし、または宣言する機会は多種多様である。かかる行為や宣言はすべて、ある慣習が、したがって国際法の規則が、存在するか否かに関するかぎり、証拠(evidence)となりうる。……特に重要な証拠資料(sources of evidence)は、外交文書である。すなわち、外交官、領事官、陸海軍司令官に対する公式命令、立法府の諸法令および国内裁判所の判決、法務官の意見などである」とする Brierly (*Law of Nations*, 5<sup>th</sup> ed., 1955, p.61) の見解を紹介し、今日では、後者に近い立場、すなわち「立法府や裁判所などの国家機関が国際問題に関する決定、さらに国際組織の決定をふくめて……」考えるのが一般的であるとしている。田畑(前掲注(17)、92-3 頁)も同旨である。私見では、積極説であっても、「特に重要な」証拠資料とそうでないものがあることを指摘していることは、消極説との違いが決定的であることにはならないことを示唆しているように思われる。
- (20) 1969 ICJ, *supra* note 18, at 44.

- (21) 深津、前掲注(13)、93 頁。
- (22) 深津榮一「国際司法裁判所規程第 38 条第 1 項 b の解釈と適用をめぐる諸問題」『日本法学』第 48 巻 4 号を参照。
- (23) 1969 ICJ. 42-3. 邦訳、深津、前掲注(13)、89, 92 頁。
- (24) 深津、同上、92 頁。R. Baxter, "Treaties and Custom", *Recueil des cours*, vol.129, pp.25, 67(1970)
- (25) 本稿で触れないが、もう一つの要素として、「定足数」の問題がある。
- (26) Cheng, *supra* note 14, at 35-6.
- (27) 杉原、前掲注(7)、70 頁。
- (28) 江藤淳一「国際法における欠缺補充の法理」世界法学会編『世界法年報』第 25 号 (2006 年)、68-69 頁。
- (29) 同上、69 頁。
- (30) M. Akehurst, *A Modern Introduction to International Law* 4<sup>th</sup> ed., 1982, p. 34. 深津榮一訳、前掲注(13)、120 頁。
- (31) 大沼、前掲注(3)、94-5 頁。1928 年ホルジョウ工場事件判決 (PCIJ) では、義務違反は賠償責任を伴うという法原則について、「国際法の原則であるばかりか、法の一般概念でさえある」と判示している (大沼、同上、95 頁)。
- (32) 藤田、前掲注(6)、42 頁。
- (33) 同上。
- (34) 藤田、前掲注(6)、43 頁、注(6)。
- (35) 杉原、前掲注(7)、72 頁。
- (36) 横田喜三郎、高野雄一は、国際裁判の裁判準則ではあるものの、国際法の規範 (行為規範) ではないとし、田畑は、法の一般原則は国際法としての効力を有するものの、それは独自の法源としてではなく、「規程という条約」に根拠を有するとしている。最上は、「国際司法裁判所規定第 38 条は、裁判主体たる国家の行為に直接には関わらずに裁判官のみが従うべき規則を指示する、いわば『純粹裁判規範』である」とする (最上敏樹「国際法における行為規範と裁判規範」『日本と国際法の 100 年』第 1 巻、三省堂、2001 年 92 頁)。
- (37) 杉原、前掲注(7)、73 頁。「裁判規範と行為規範とはたしかに法的には区別されるものの、通常は裁判規範は同時に行為規範をなすものと認識される。」ことを前提としている。
- (38) 大沼、前掲注(3)、96 頁・注 48。
- (39) 同上、66 頁・注 13。
- (40) 同上、63 頁。
- (41) 我妻編、前掲注(5)、463 頁「裁判規範」においては、裁判規範を、「裁判の準則である法規範」

と定義している。

- (42) 大沼、前掲注(3)、115-6 頁。
- (43) 村瀬信也『国際立法—国際法の法源論—』東信堂、2002 年、6-7 頁。  
ヘルシンキ宣言は署名国を法的に拘束しないことを確認した上で採択した。しかし、そのゆえに同宣言は「非拘束的」合意であると言われていることについて、大沼は、それは『『拘束力』を形式的意味での法的拘束力としているためで、誤解を招く言い方』であり、「ソ連東欧諸国政府に人權状況改善を要求する強力な規範的根拠となり（高度の国際的・民際的正統性の確立）、最終的にはソ連東欧圏の体制の崩壊をもたらす巨大な役割を営んだ」と評価する。すなわち、実質的法源であり、かつ、現実に規範としての役割を果たしたという意味であろう。
- (44) 大沼、前掲注(3)、107 頁。
- (45) 同上、117 頁。
- (46) 内田久司「国際組織の決議の効力」『法学教室』第 32 号、70 頁。ただし、「補助機関の設置」決議が個別的執行に含まれる点については疑問なしとしない。
- (47) 同上、71 頁。
- (48) Treaty on the functioning of the European Union, Art. 288.
- (49) 「各加盟国は武力の行使を『武力攻撃』に対する個別的または集団的自衛権の行使の場合を除いては禁ぜられている。勧告の決議がなかったならば憲章上許されないはずの武力の行使が加盟国にとって法的に可能になるという意味で、単なる勧告とちがって一種の法的効果をともなうのである。」高野雄一『国際組織法（新版）』有斐閣、1975 年、594 頁。
- (50) 同上、594-5 頁を参照。
- (51) Leo Gross, “The United Nations and the Role of Law,” *International Organization*, Vol. XIX, No.3, Summer 1965, p.555.
- (52) 村瀬信也「第 2 章 国際法の定立過程」村瀬・奥脇・古川・田中『現代国際法の指標』有斐閣、1994 年、33 頁など。
- (53) 同上、33-35 頁。
- (54) 同上、35 頁。
- (55) Jorge Castañeda, “The Underdeveloped Nations and the Development of International Law,” *International Organization*, Vol XV, No.1, Winter 1961, p. 48.
- (56) 村瀬信也「はしがき」村瀬信也編『国連安保理の機能変化』東信堂 2009 年、iii 頁。
- (57) 同決議の邦訳は外務省ウェブサイト [[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/pdfs/ampo\\_1373.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/pdfs/ampo_1373.pdf)] (2011 年 9 月 21 日参照) を参照。
- (58) 浅田正彦「第 1 章 国連安保理の機能拡大とその正当性」村瀬信也編、前掲注(56)、23、91 頁

- (59) 外務省ウェブサイト [[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un\\_cd/gun\\_un/anpori\\_1540g.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/anpori_1540g.html)]  
(2011年9月21日参照)
- (60) 浅田、前掲注(58)、3-40頁。
- (61) 大沼、前掲注(3)、105-6頁。
- (62) 同上、106頁。
- (63) R・マクドナルド著 (R. St. J. Macdonald "The United Nations Charter: Constitution or Contract?" in *The Structure and Process of International Law : Essays in Legal Philosophy, Doctrine and Theory*, Martinus Nijhoff, 1983) / 深津榮一・渡部茂己訳「国際連合憲章—基本法か契約か?」『日本法学』第50巻4号、1985年、110頁。
- (64) 同上、110-1頁。
- (65) 拙稿「コンセンサス決議の国際法上の意義」『法学紀要』第27巻、1986年、226頁。
- (66) 村瀬、前掲注(43)、188頁。
- (67) 同上。
- (68) 同上、8頁。
- (69) 同上。
- (70) 同上、200頁。具体的には、①立法主体（立法機関）の多元性、②立法手続の複層性、③立法の最終形式の多様性、において多元的である、と的確に整理している。
- (71) 藤田久一『国際人道法』、1980年、25-31頁。



---

研究論文

---

アナトール・フランスの思想、仏教哲学、EUの実践の比較研究

—不死への願望か死の受容か—

土 居 守

**La théorie d'Anatole France, la philosophie du bouddhisme, et la pratique d'U.E.**

**— Le vœu pour l'immortalité ou l'acceptation de la mort —**

**Résumé**

L'homme occidental, par la voie du principe surnaturel, est séparé de la nature et il a tendance à souhaiter l'immortalité. L'homme oriental, lui, étranger au principe surnaturel, reste dans la nature et accepte la mort.

Le principe surnaturel, c'est-à-dire, l'idée (Platon), le Dieu (christianisme), etc. Or, l'homme occidental ne les trouve nulle part, il ne lui reste plus que la nature, donc il faut qu'il reste dans la nature et accepte la mort, comme l'homme oriental.

C'est la théorie d'Anatole France, la philosophie du bouddhisme, et c'est aussi la pratique d'Union Européenne. Nous allons le démontrer dans cet essai.

mots-clés

nature, mort, principe surnaturel, immortalité

- I. はじめに
- II. アナトール・フランスの仏教観
- III. 釈迦の欲望論
- IV. アナトール・フランスの思想、仏教哲学、EUの実践の共通項—関係性—
- V. アナトール・フランスの思想、仏教哲学、EUの実践の共通項—多様性—
- VI. 不死への願望か死の受容か
- VII. おわりに

## I. はじめに

常磐国際紀要 第 14 号 (2010 年 3 月) において、われわれは以下の論文を執筆した。

「アナトール・フランスの思想と EU の実践との比較研究—超自然的原理 (アイデア、神…) から自然への回帰—」

超自然的原理 (アイデア、神…) の設定とそれによって形を与えられる制作的物質的自然観が、ソクラテスからヘーゲルに至る西洋哲学を支配した。

超自然的原理は、プラトン (427B.C. - 347B.C.) の「アイデア」、アリストテレス (384B.C. - 322 B.C.) の「純粹形相」、キリスト教の「神」、カント (1724 - 1804) の「理性」、ヘーゲル (1770 - 1831) の「精神」と続く<sup>1)</sup>。

プラトン (ソクラテス) においては、真の実在である「アイデア」を型取って世界 (自然) が形成され、キリスト教においては、究極のアイデア (善のアイデア) に「神」を当てはめて、神が世界を創造したとされた。カントの「理性」は限定つきながら自然界 (現象界) を形成し、ヘーゲルの「精神」は歴史的世界を形成する。

19 世紀になってニーチェ (1844 - 1900) は「神は死んだ」と言って超自然的原理を否定し、『悲劇の誕生』(1872) を著して、ソクラテス以前の自ら生成する生きた自然観を復活させ、ディオニュソスをその象徴とした。

アナトール・フランス (1844 - 1924) は小説『神々は渴く』(1912) において超自然的原理を否定し、同じく小説『天使の反抗』(1914) においてディオニュソス (サタン) が象徴する生きた自然観を復活させた。

アイデアや神などの超自然的原理に関して、ハイデッカー (1889 - 1976) は以下のように述べている。「超自然的思考様式はヘーゲルのもとの理論として完成され、以後は技術として猛威をふるうことになる」<sup>2)</sup>

この言葉は次のような自然観に直結する。

「自然は科学技術によって形を作り変えられ、人間の利益のために利用される単なる材料にすぎない」

自然の利用価値の追求が自然破壊につながることは明白であろう。EU はこの反省にたって自然の利用価値よりも自然本来の価値を重視するようになった。材料としての死せる物質的自然よりも、自ら生成する生きた自然を重視するようになったのである。自然に形を与えると考えられてきた超自然的原理 (アイデア、神…) も、当然あまり考慮されなくなった<sup>3)</sup>。

超自然的原理から生きた自然への回帰、これはニーチェやアナトール・フランスの思想であるとともに EU の実践でもある。

さて、仏教においては、生きとし生けるものはすべて生きた自然のなかで共生してきた。したがって、仏教は超自然的原理とは無縁であった。超自然的原理から自然へと回帰することによって、EU の考え方は仏教の考え方に似てきたところがある。

アナトール・フランスの小説『天使の反抗』をしめくくるディオニュソス (サタン) の言葉には仏教的な響きがある。なぜなら、彼は「打ち破るべき敵は、自らの内なる無知と恐怖にほかならない」と悟るからである。苦の原因を内なる無知や欲望に求めることこそ、仏教の基本的特質であろう。

アナトール・フランスの仏教観はどのようなものであったのか。

アナトール・フランスの思想、仏教哲学、EU の実践はどのように関連するのか。

以上の考察が本論文の目的である。

## II. アナトール・フランスの仏教観

アナトール・フランスは、1886 年から 1893 年にかけて「ル・タン紙」に評論、エッセーを連載する。それらは後に『文学生活』というタイトルで出版されたが、その名のとおり多くはさまざまな作家論、作品論であるが、1890 年 5 月 4 日のエッセーのタイトルは「仏教」であった。

アナトール・フランスの文壇デビューは比較的遅く、出世作『シルヴェストル・ボナールの罪』を発表したのが 1881 年 (37 歳) であり、1890 年 (46 歳) には代表作の一つ『タイス』を出版するが、『現代史』、『神々は渴く』などその他多くの代表作が発表されるのは 1890 年以後のことである。1890 年アナトール・フランスは 46 歳になってはいたが、作家経験としてはまだ前期の段階であった。

そんな彼が『文学生活』としては、いささか毛色の異なったエッセー「仏教」を発表したのである。新聞連載の一回分であるから長いものではないが、当時の彼の仏教観を知ることができる。以下その内容を要約する。

ヨーロッパの人々が「涅槃」の原理を受け入れるとは思わないが、仏教や釈迦の思想はヨーロッパの自由な精神にとって特別な魅力があり、彼らに影響を与えている。釈迦は苦しみ多き人類にとって最高の助言者であり、慰め手である。

「仏教はほとんど宗教とは言えない。宇宙開闢説も、神々も、厳密な意味での教義ももたないからである」<sup>4)</sup>

「仏教は最高の倫理であり、近代精神の最も大胆な思索と調和する哲学である」<sup>5)</sup>

仏教は東南アジア諸国、中国、日本へと一滴の血も流さずに広がっていき、約 4 億の信者を数える。

「仏教はヨーロッパに知られるや否や、近代ドイツの最もすぐれた哲学者、ショーペンハウアーに一つの学説を着想させるが、それは巧みですぎがなく反論を許さない。実際、意志の論理は、仏教哲学を基にショーペンハウアーによって打ち立てられたものである」<sup>6)</sup>

「仏教は知恵であり、愛であり、慈悲である」<sup>7)</sup>

このように仏教を称えた後、アナトール・フランスはパリのある博物館で一体の仏像と向き合った体験を語る。彼はその仏（像）によく生きる秘訣、人々も政府も空しく求めているよく生きる秘訣をたずねる。仏（像）は次の二語をもって答える。

「『慈悲』と『諦め』」<sup>8)</sup>

釈迦の歴史は史実も伝説もすべてすばらしいと言って、アナトール・フランスは釈迦について言苦る。

釈迦は王家に生まれ何不自由なく暮らしていたが、人生の問題に深く悩んで出家した。彼は釈迦のいわゆる「四門出遊」の伝説も紹介している。城の四つの門の外で、それぞれある日は老人、ある日は病人、ある日は死人と出会い、「老」、「病」、「死」が逃れられない苦しみ、痛み、悲しみであることを知って衝撃を受け、最後に、残った四番目の門の外である日一人の出家僧に出会い、彼の心が平安であると思っただけで出家を決心する。

釈迦は苦行によって悟りを得ようとするが、断食などの苦行に励んでも悟りは一向に得られず、ついには苦行を断って食を取り、菩提樹の根元に座って瞑想する。そこで釈迦はついに悟りを得る。

「～私たちの苦はすべて欲望によって生じる。欲望があるために私たちは事物の真の姿を見ることができない。世界を認識するならば、欲望の対象になるようなものは何もなく、したがってすべての苦が消滅することが分かるだろう」<sup>9)</sup>

彼は欲望を断つことに努め、人々にも欲望を断つこと、ならびに、平等と質朴さを教える。高慢、尊大な気持ちを捨て、激情を断ち、いつも穏やかな気持ちでいることを勧める。

「魂を満たすものは知恵である。憎しみとおごりと偽善とを断ちなさい。不寛容な者に対して寛容に、粗暴な者には優しくあるように、すべてに執着する人々のなかで執着を捨てなさい。人にして欲しいことを常にするようにしなさい。生きとし生けるものに対して悪をなしてはならない」<sup>10)</sup>

釈迦はこのような教えを 45 年間にわたって説いたのち、やすらかに永遠の眠りについたのである。

アナトール・フランスはこのように仏教および、釈迦について語り、釈迦は聖人であり、賢者であると明言する。しかし、彼は次のように言葉を続けるのである。

「釈迦の知恵はヨーロッパの行動的な民族に適したものではない。～釈迦は欲望を断つことを教えるが、われわれにあっては、欲望は命そのものよりも強いのである。そして努力の代償として、彼は涅槃（まったき休息）を約束するが、われわれはそんなまったき休息を考えるだけでも恐ろし

いのである」<sup>11)</sup>

釈迦はヨーロッパの人々を救わないだろうが、最高の助言者であり、賢者であることに変わりはない。釈迦は社会問題の解決の助けとはならないにしても、人々の少なからぬ苦しみと悩みをいやすであろう。

アナトール・フランスが1890年5月4日、「ル・タン紙」に発表したエッセー「仏教」の要旨は、大体以上のとおりである。

アナトール・フランスは仏教に関する基本的な知識をもっている。「平等」、「慈悲」、「知恵」、「寛容」といった仏教のキーワードに言及し、仏教が厳密な意味での教義をもたず、一滴の血も流さずにアジア帯に広がったと述べている。仏教において、よく生きる秘訣は「慈悲」と「諦め」であり、釈迦は「欲望」を断つこと、「執着」を断つことを45年間にわたって人々に教え、その後安らかに永遠の眠りについたと述べている。

さらに、近代ドイツのすぐれた哲学者であるショーペンハウアーは、仏教哲学を基にその「意志」の理論を打ち立てたが、この理論は巧みですぎがなく反論しがたいとも指摘している。

周知のように、ショーペンハウアー(1788-1860)はニーチェとフロイト(1856-1939)に影響を与えている。そして、ほとんど知られていないことだが、フロイトはアナトール・フランスの作品を愛読していた<sup>12)</sup>。4人には共通項がある。この事実は本稿と深く関連するが、非常に大きなテーマなので次稿以降で扱うことになろう。

アナトール・フランスは仏教および釈迦を高く評価しているが、欲望の断念とそれによって得られる涅槃のために、仏教は活動的なヨーロッパ人に適したものではない、とも指摘するのである。欲望の断念および涅槃(まったき休息)に関して、アナトール・フランスの理解は適切だったのだろうか。釈迦ははたして欲望一般を断ったのであろうか。

### Ⅲ. 釈迦の欲望論

#### (1)「四聖諦」とは何か

釈迦の最初の説法を「初転法輪」というが、その中核をなすものが「四聖諦」、略して「四諦」である。ヨーロッパ人は「諦」を「諦め」とのみ解釈するだろうが、仏教では「諦」は悟り、真実、真理などを意味するのである。したがって、「四聖諦」は「四つの聖なる真理」を意味する。

まず最初は「苦の聖諦」、略して「苦諦」であり、これは「生は苦であるという真理(悟り)」である。

次に「苦の生起の聖諦」、略して「集諦」であり、集は原因を意味するが、これは「苦を引き起こ

すものは渴愛であるという真理（悟り）」である。

続いて「苦の滅尽の聖諦」、略して「滅諦」であり、これは「渴愛を滅ぼすことが苦を滅ぼすことであるという真理（悟り）」である。

最後は「苦の滅尽にいたる道の聖諦」、略して「道諦」であり、これは「渴愛を滅ぼす道が苦を滅ぼす道であるという真理（悟り）」である。<sup>13)</sup>

より簡単に言えば、以下ようになる。

生は苦であり、苦の原因は渴愛であり、渴愛を滅ぼせば苦が滅び、渴愛を滅ぼす方法が苦を滅ぼす方法である。

渴愛が中心的な役割を果たしているから、「四聖諦」は渴愛論であると言えよう。さて、渴愛だが、これは過度の欲望を意味する<sup>14)</sup>。従って、釈迦は、人間に苦をもたらす過度の欲望である渴愛を断つことを教えているのであって、決して欲望一般を否定しているわけではないのである。

涅槃とは欲望一般を断った「まったく休息（何も欲しないこと）」ではなく、渴愛を断ったことで得られる平安と自由に満たされた境地である。

仏教は欲望を断ってまったく休息に入ることを教えるがゆえに、行動的なヨーロッパ民族には適していない、とアナトール・フランスは考えたが、この彼の理解には不充分なところがあったと言わざるを得ない。また、彼は、仏教においてよく生きる秘訣は「慈悲」と「諦め」と理解したが、「諦」が深い真理を意味し、「四聖諦」が欲望論（渴愛論）であることまでは理解が及ばなかったのではないだろうか。しかし、これ以外では彼の仏教理解は基本的に正確であり、仏教および釈迦を高く評価している。

## (2)「縁起の法」とは何か

ところで、「四聖諦」は弟子に教えるための実践的なものだが、理論としては「縁起の法」がある。「縁起」とは「縁（よ）りて起こる」ということであり、「これあるによりて、これあり」、「これなきによりて、これなし」と考えることである。

「無明（無知）あるによりて取（執着）あり」

「取（執着）あるによりて苦あり」

無明、取、苦と3つだけ挙げたが、無明と苦の間には取のほかさらに9つの項目があるから、全部で12となり、これを「十二縁起」または「十二因縁」という。縁起も因縁も原因という意味である。

今ここで、十二縁起の残りの9の項目をすべて挙げる必要はないだろう。重要なことは、「縁起の法」も「四聖諦」も同じ内容だが、前者が理論編、後者が実践編ということである。「四聖諦」のなかでも、「渴愛あるによりて苦あり」、「渴愛なきによりて苦なし」と言っているわけである。



なお、釈迦の菩提樹下の正覚(さとり)とは何かと言えば、それは「縁起の法」を知ったことであった。人々は理論よりも実践の方をよく受け入れる。そこで釈迦は、説法にあたって、理論的な「縁起の法」を実践的な「四聖諦」に組みかえたのである。<sup>15)</sup>

さて、「これあるによりて、これあり」、「これなきによりて、これなし」と考えることは、事物を関係性のなかにおいてとらえることである。そして、この関係重視の考え方こそ、アナトール・フランスの思想、仏教哲学、EU の実践に共通するものであろう。

#### IV. アナトール・フランスの思想、仏教哲学、EU の実践の共通項—関係性—

##### (1) アナトール・フランスにおける関係性

アナトール・フランスは随想集『エピクロスの園』(1894)において、歴史について大体次のように述べている。

歴史とは何らかの出来事(非歴史的出来事)の記録ではなく、顕著な出来事(歴史的出来事)の記録であるが、歴史家はある出来事が歴史的であるかないかの判断を勝手に行っているにすぎない。というのも、さまざまな出来事を、その固有の本性によって、歴史的出来事と非歴史的出来事とに分類することはできないからである。

出来事というものは無限に複雑なものであるが、歴史家は出来事をその複雑さのなかにおいて提示することはできない。したがって、歴史家の示す出来事はほとんどすべての特性を欠いたものであり、その真実の姿からはほど遠い。出来事相互の関係が分からないことは言うまでもない。

ある歴史的出来事が、一つのあるいはいくつかの非歴史的出来事によって導き出されることがあるにせよ、歴史家は出来事相互の関係とその連鎖を示すことはできないのである。<sup>16)</sup>

相互の関係と連鎖を知らない限り、事物を知ることにはならないと言っていることになり、アナトール・フランスの思想は関係性重視ということになる。

##### (2) 仏教における関係性

『金剛般若経』には、「A は A ではない。それゆえに A である」という命題が繰り返し見られる。たとえば次のようなものである。

「また、『如来によって説かれたこの世界は、世界ではない』と如来によって説かれているからです。それだからこそ<世界>と言われるのです」<sup>17)</sup>

鈴木大拙はこの矛盾した命題を理論化して「即非の論理」と呼んだ。

「山は山ではない。それゆえに山である」

この矛盾を解く鍵は全体的な思考である。

山は、海があり、野があり、川が流れ、丘が続いて初めて山となるのである。全体のなかで山となるのであって、山単独では山ではない。すなわち、「山は山ではない」。

しかし、全体のなかの海、野、川、丘との関係でみれば、山は明らかにそれらとは違った特性を備えている。すなわち、「山は山である」。

したがって、「山は山ではない。それゆえに山である」という考えが成立するのである<sup>18)</sup>。

また、華嚴宗では、すべての存在が互に関連して際限のないことを「重重無尽」（十十無尽とも書く）と言うが、これについて仏教に深い造詣をもつ作家の司馬遼太郎は、次のように美しく表現している。

「華嚴思想、にあっては、一切の現象は孤立しない。

孤立せる現象など、この宇宙に存在しないという。一切の現象は相互に相対的に依存しあう関係にあるとするのである。

華嚴の用語でいえば、<重々無尽>ということであり、たがいにかかわりあい、交錯しあい、無限に連続し、往復し、かさなりあって、その無限の微小・巨大といった運動をつづけ、さらには際限もなくあらたな関係をうみつづけている。大は宇宙から小は細胞の内部までそうであり、そのような無数の関係運動体の総和を華嚴にあっては<世界>というらしい<sup>19)</sup>

### (3) EUにおける関係性

「山は山ではない。それゆえに山である」という「即非の論理」を EU に当てはめてみる。

「フランスはフランスではない。それゆえにフランスである」

EU の歩みは決して順風満帆とは言えないが、たとえばフランスが EU を離脱するなどということとはありえない。EU の存在を抜きにして、フランスの存在を考えることはできなくなっているからである。

EU という全体のなかで、ドイツ、イタリア、ベルギーなどがあって初めてフランスはフランスになるのであって、フランス単独ではフランスではない。すなわち、「フランスはフランスではない」。

しかし、ドイツ、イタリア、ベルギーなどとの関係でみれば、フランスは明らかにそれらの国々とは異なった特性をもっている。すなわち、「フランスはフランスである」。

「フランス単独ではフランスはフランスではない」という言い方に、フランス人は抵抗をおぼえるだろう。しかし、EU がフランスの存立基盤である以上、「フランスはフランスではない。それゆえにフランスである」という「即非の論理」は妥当性をもっと思われる。

EU がフランスの存立基盤であるということは、ドイツ、イタリア、ベルギーなどの EU 諸国との関係がフランスの存立基盤なのであり、EU とは、すなわち、EU 諸国間の関係なのである。

「EU は超国家的機関でも、各国のより高次の利益を代表するメカニズムでもない、第三の姿へ

と変貌を遂げた。多彩な参加者の関係を取りもち、その活動の調整を支援することを本分とする広範なフォーラムとなったのだ。そこでは、民族国家はたんなる一参加者でしかない。EU の第一義的役割は、全体の調和を図ることとなった。つまり、民族国家だけではなく、その枠外の超国家的組織や、逆にその枠内の市町村や県などの地方政府、さらには市民社会組織が広く参加するネットワークの一体化の促進だ<sup>20)</sup>

まことに、EU は華厳でいうところの「重々無尽」である。さまざまな参加者がたがいにかわりあい、交錯しあい、無限に連続し、往復し、かさなりあい、無限にあらたな関係を生みだしている。

さて、さまざまな参加者が存在するということは、多様性を許容するということであるが、多様性もまた、アナトール・フランスの思想、仏教哲学、EU の実践を結ぶものなのである。

## V. アナトール・フランスの思想、仏教哲学、EU の実践の共通項－多様性－

### (1) 仏教における多様性

アナトール・フランスも仏教のキーワードの一つに寛容を挙げているように、西洋人からみると仏教は寛容ということになるが、仏教の側から言えば、寛容というよりも真理の多様性の容認と言った方がより適切なようである。

仏教においては、宇宙の真相はいくつにも現れうる可能性がある。ある人には A という現れ方をするが、別のある人には B という現れ方をする。それをお互い認めようではないかという考えがある<sup>21)</sup>。

### (2) アナトール・フランスにおける多様性

アナトール・フランスは小説『白き石の上にて』において、ガリオンに次のように語らせている。「ある特別な形における神を崇拜しながら、人々の目に写るほかのあらゆる形における神を憎悪する。神に対するこれ以上残酷な侮辱はありません」<sup>22)</sup>

この考え方は、真理はいくつにも現れうるという点において、上に述べた仏教の考え方とまったく同じだと言えよう。

新約聖書（使徒言行録 18 章、12 節-17 節）によれば、ガリオンはアカイア総督として、聖パウロと彼を訴えたユダヤ人たちを相手にせず、法廷から追い払う。ガリオンは哲学者セネカの兄であり、アナトール・フランスはガリオンもまたストア学派に属する教養人として彼を描いたのである。

アナトール・フランスは仏教に深い関心をもっていたが、ガリオンの思想を描くにあたって、仏教が念頭にあったわけではないだろう。真理の多様性を尊重するという点において、仏教とスト

ア哲学が通底していたわけであり、アナトール・フランスは間接的に仏教的な考え方を表明したことになろう。

なお、仏教とストア哲学に関しては、近代最高の仏教思想家である清沢満之が、ストアの代表的哲学者エピクテトスに深く傾倒していたという事実がある<sup>23)</sup>。

### (3)EUにおける多様性

前章でも触れたが、EUにおいては、統治に参加するものは国家だけではない。国家の枠を越えた超国家組織、国家の枠内の市町村や県などの地方政府、超国家的にも地方的にもなりうるさまざまな市民社会組織など、統治への参加者はきわめて多様である。

また、EU 憲法草案には次の一節もある。

「EU は文化・宗教・言語の多様性を尊重する」<sup>24)</sup>

## VI. 不死への願望か死の受容か

「これあるによりてこれあり」、「これなきによりてこれなし」という「縁起の法」から関係性、多様性について考察してきたが、「縁起の法」からは、さらに生と死の問題が出てくる。

「生あるによりて死あり」

「これあるによりてこれあり」、「これなきによりてこれなし」と考えることは、存在を固定的なものではなく、流動的なものとしてとらえることである。

固定的、絶対的なものはない。常なるものは願えない。絶対的な我はない。

ここから、「無常」、「無我」という思想が生まれてくる。

「無我」といって否定されている「我」は決して「我」一般ではない。釈迦の仏教は自己調節、自己管理の教えであるから、「我」一般を否定することはありえない。

自己のよりどころは自己のみである

自己のほかにはいかなるよりどころがあろうか

自己のよく調御（じょうご）せられたとき

人は得がたいよりどころを得るのである<sup>25)</sup>

「無我」といって否定されている「我」は、代表的には「我の不死なる魂」であろう。

西洋思想の根底にあるソクラテスとキリストは不死なる魂にこだわったが、釈迦は不死なる魂には無縁であった。釈迦は不死なる魂を説かず静かに安らかに自然に死んでいくが、不死なる魂を説

いたソクラテスとキリストは、刑死という不自然な非業の死を遂げる。

ソクラテスとキリストには不死への願望があったが、釈迦は静かに死を受容したのである。「生あるによりて死あり」、すなわち、死を生の一部として受け入れたのである。

ジェレミー・リフキン著『ヨーロピアン・ドリーム』によれば、個人としての成長と人類としての成長は大体歩調があっている。乳児は母親との一体感のなかにいるが、成長するにつれ自分と母親とは別のものだど気づくようになる。これは赤ん坊にとっては恐怖であり、彼は最初の一体感を取り戻そうとする。しかし、それは不可能であるため、彼は引き離された事実を自律をめざすことによって否定する。周囲を支配し、個性を主張する。

フロイトは最初の一体感を「生の本能」と呼び、一体感の喪失を埋めようとする本能を「死の本能」と呼ぶ。

一体感の喪失とは死を意味するから、死を埋めようとする本能、すなわち、不死への願望が「死の本能」ということになる。

死の本能はおとなになってもつきまとう。人は最初の一体感を取り戻そうとして、それに代わるもので周囲を埋める。フロイトによれば、キリストの物語も永遠の救済の希望（不死への願望）を与えることにより、失われた一体感を埋めようとする本能（死の本能）に基づくものである。

もろもろのイデオロギーに従う人々も、死の本能が生み出す包括的な幻想（最初の一体感の代用品）に安らぎを覚えてきた。

また、私たちは自分の母親との肉体的喪失感を埋めようとして多くの技術や所有物を身の回りに置くが、そうすればするほど最初の一体感から離れてしまう。

アメリカの心理学者ノーマン・O. ブラウンは次のように言う。

「肉体の中にある生命が物に投影されればされるほど、肉体の中の生命の影は薄くなる。そして増大する物の蓄積は、肉体の中の失われた生命を示すまたとない目盛りとなる」<sup>26)</sup>

赤ん坊が初めて母親と切り離されて感じる死の恐怖、一体感（生の本能）の恐ろしい喪失、それを必死に埋め合わせようとする死の本能、この死の本能によって、人類はこれほどまでに進歩してきたのである。

「フロイトやブラウンをはじめとする心理学者から見れば、文明の歴史は死の本能を外の世界に投影した結果にすぎない」<sup>27)</sup>

しかし、その結果、人間は自然との一体感も失ったのである。啓蒙主義の科学や市場の関係によって、自然は母なる自然から支配し利用すべき対象へと代わり、人間は自然界に何ら依存しない自律的な個人であろうとした。

「私たちがはや命ある自然ではなく、死せる人工物に取り固まれている」<sup>28)</sup>

人間はそうすることによって、より大きな安全と自由が確保できると思ったのだが、実際には死の本能、すなわち、自然を支配し死滅させようとする攻撃的な衝動によって、環境破壊や気候変動など深刻な脅威にさらされている。

われわれは今日、分離、独立、支配を求める死の本能と、一体化、相互依存、共生を求める生の本能とのバランスを取る必要がある。

もう一度確認すれば、母親との一体感が生の本能であり、一体感の喪失を埋めようとする本能が死の本能である。一体感の喪失は死を意味するから、死を埋めようとする本能、すなわち、不死への願望が死の本能ということになる。

死の本能によって自然破壊を招いたのだから、不死への願望によって自然破壊を招いたことになる。ソクラテスやキリストの思想が結果的に自然破壊につながったと言えば、首をかしげる向きもあろう。しかし、これは十分に説明可能なのである。

西洋哲学はアイデアや神などの超自然的原理の設定とそれによって形を与えられる物質的制作的自然観を基礎とする。アイデアに型取って世界は作られたのであり、神が世界を作ったのである。超自然的原理はカントの理性、ヘーゲルの精神と続くが、これについてハイデッカーは次のように述べている。

「超自然的原理はヘーゲルのもとで理論として完成され、以後は技術として猛威をふるうことになる」<sup>29)</sup>

超自然的思考様式のもとでは、自然は科学技術によって形を与えられ、人間の利益のために利用される単なる材料にすぎないことになる。当然、自然は破壊される。

不死への願望（死の本能）によって、人間は自らを自然から切り離し、自然を支配し破壊してきたのだから、再び自然と一体になり、共生し、自然を保護するためには死の受容（生の本能）が必要なのである。

EU は超自然的原理によって自然を支配し作りかえるという思考行動様式にブレーキをかけ、自然との共生をめざすようになった。それは、同時に死を生の一部として受け入れたということでもあった。

「彼（詩人リルケ）はこう書いた。『…死を正しく理解し祝う者は誰でも、また同時に生を賛美する』。言い換えれば、私たちは自分がいつか死ぬという事実をまず受け入れなければ、ほんとうに生きはじめるとはできない。では、どうやって自分の死と折り合いをつけ、生きることを選ぶのだろうか。死の本能を捨てよう、死を遠ざける手段として人間の本質を含むすべての自然を克服し操作し支配しようとするのはもうやめようと、明確な自己認識をもって決意するのだ。代わりに死を生の一部として受け入れ、自然の総合体に再び加わることを選ぶ。自己から他者へ視点を変え、共感に満ちた絆のもとで、地球の不可分一体の命ある共同体を構成している関係全体と再び結合す



るのだ」<sup>30)</sup>

西洋文明が「死の本能 (不死への願望)」によって自然との一体感を失ったのに対し、仏教は「生の本能 (死の受容)」によつて常に自然と共生してきた。

「死の受容」と「自然との共生」は釈迦以来の仏教の基本であるが、ヨーロッパ (EU) も 20 世紀になって、これを受け入れたのである。

## VII. おわりに

アナトール・フランスは 1890 年において仏教に関する基本的な知識をもっており、仏教および釈迦を高く評価していた。しかし、欲望の断念とそれによって得られる涅槃 (まったき休息) のために、仏教は活動的なヨーロッパ人に適したものではない、とも彼は述べている。

この彼の理解には不十分なところがあった。

釈迦は欲望一般を断ったのではなく、人に苦をもたらず渴愛 (過度の欲望) を断ったのであり、涅槃とは「まったき休息」ではなく、渴愛を断ったことで得られる心の平安と自由である。

「四諦」(苦諦、集諦、滅諦、道諦という四つの真理、悟り) は釈迦の欲望論 (渴愛論) であり、その中心は集諦、すなわち、「苦の原因は渴愛であるという真理 (悟り)」である。

同じ内容を「渴愛あるによりて苦あり」、「縁 (よ) りて起きる」と表現すると、これは「縁起の法」となる。

「これあるによりてこれあり」、「これなきによりてこれなし」と考えることは、事物を関係性のなかにおいてとらえることである。そして、この関係性および多様性重視の考え方は、アナトール・フランスの思想、仏教哲学、EU の実践に共通するものである。

「縁起の法」に基づけば、存在は固定的なものではなく、流動的なものとなる。固定的、絶対的なものではなく、常なるものは願えず、絶対的な我はない。

ここから、「無常」、「無我」が導き出されるが、「無我」と言って否定されるのは我一般ではなく、代表的には私の「不死なる魂」である。

ソクラテスやキリスト (もしくはその弟子たち) は不死なる魂にこだわった。すなわち、不死への願望があった。これに対し、釈迦は不死なる魂には無縁であった。彼は静かに死を受容したのであった。

ジェレミー・リフキン著『ヨーロッパ・ドリーム』によれば、個人としての成長と人類としての成長は大体歩調が揃っている。幼児は最初母親との一体感の中にいるが、やがて母親との一体感を失うと、一体感の喪失を埋めようとして自律をめざす。フロイトは最初の一体感を「生の本能」

と呼び、一体感の喪失を埋めようとする本能を「死の本能」と呼ぶ。一体感の喪失は死を意味するから、死を埋めようとする本能、すなわち、不死への願望が「死の本能」ということになる。

キリストの物語も永遠の救済の希望（不死への願望）を与えることにより、失われた一体感を埋めようとする本能（死の本能）に基づくものである。

人は自分の母親との肉体的喪失感を埋めようとして、多くの技術や所有物を身の回りに置く。すなわち、人は「死の本能」によって、技術的物質的に進歩してきたのである。しかし、その結果、人は自然との一体感を失い、母なる自然は、支配し利用すべき対象となり、自然破壊にまで至ってしまったのである。

「死の本能」によって人間は自らを自然から切り離し、自然を支配し破壊してきたのだから、再び自然と一体になり、共生し、自然を保護するためには、死を生の一部として受容すること（生の本能）が必要なのである。

「死の受容」と「自然との共生」は釈迦以来の仏教の伝統だが、ヨーロッパ (EU) も 20 世紀になってこれを受け入れたのである。

アナトール・フランスは小説『白き石の上にて』において「多様性重視」の思想を示したが、その際彼の念頭にあったのは直接的にはヘレニズムである。しかし、ヘレニズムと仏教は通底しているのだから、彼の思想をヘレニズム的であり仏教的であると言うことは可能だろう。言語哲学者の井筒俊彦は、ギリシアも含めてギリシアより東はすべて「東洋」と考えている。そうならば、ヘレニズムも仏教も同じ文化圏「東洋」に属するものになろう。<sup>31)</sup>

アナトール・フランスはエッセー「仏教」において、ショーペンハウアーを高く評価したが、周知のようにショーペンハウアーはニーチェとフロイトに影響を与えている。超自然的原理の否定と自然への回帰において、アナトール・フランスはニーチェと同様の考え方を示した。そして、フロイトはアナトール・フランスの作品を愛読していた。ショーペンハウアー、ニーチェ、フロイト、アナトール・フランスには共通点がある。それは、「人間を支配するものは理性ではない」という理解であろう。

超自然的原理の設定と制作的物質的自然観が、ソクラテスからヘーゲルに至る西洋哲学を貫いている。

超自然的原理はアイデア（ソクラテス、プラトン）、神（キリスト教）、理性（カント）、精神（ヘーゲル）、そして科学技術にまで至るが、これらはすべて純粋に理性的なものである。理性的なものが世界（自然）を創り、人間を支配してきた。こう考えるのが西洋の伝統であったが、ショーペンハウアーはこれに異を唱えたのである。

ショーペンハウアーに影響を受けたニーチェは「神は死んだ」と言って超自然的原理を否定し、

生きた自然への回帰を主張したが、これは「死の本能 (不死への願望)」によって自然から切り離されてきた人間を、「生の本能 (死の受容)」によって再び自然へと回帰させることでもある。

人間を支配しているものは神に通じるような理性ではなく、「der Wille (意志)」ショーペンハウアー、「der Wille zur Macht (力への意志)」ニーチェ、「Désir (欲望)」アナトール・フランス、「Libido (リビドー)」フロイトである。そして、これらの「意志」や「欲望」を彼らは肯定もしくは否定する。仏教の「業」はこれらの「意志」や「欲望」に近いものと思われるが、仏教は「業」から解脱しようとする。

これらの考察が次稿のテーマとなろう。

## 注

- 1) 木田元、『反哲学入門』、新潮社、2007、p.35
- 2) 木田元、ibid. p.161
- 3) 「(EU 憲法草案には) まず、神への言及はひとつもなく、ヨーロッパの<宗教遺産>にそれとなく言及しているだけだ。神の姿がまったく見えない」  
リフキン、ジェレミー 柴田裕之訳、『ヨーロッパ・ドリーム』、NHK 出版、2006、p.275
- 4) France, Anatole 《La vie littéraire, Œuvres Complètes Illustrées de Anatole France, tome VII》, Paris, Calmann-Lévy Éditeurs, 1926, p.364
- 5) France, Anatole, ibid. p.364
- 6) France, Anatole, ibid. p.364
- 7) France, Anatole, ibid. p.365
- 8) France, Anatole, ibid. p.366
- 9) France, Anatole, ibid. p.367
- 10) France, Anatole, ibid. p.367
- 11) France, Anatole, ibid. p.368
- 12) Bancquart, Marie-Claire, 《Anatole France》, Julliard, 1994, p.194

フロイトはある機会に良書を10冊推薦してほしいと依頼され、英独仏10人の作家の10作品を挙げたが、そのなかにアナトール・フランスの『白き石の上にて』が入っている。フロイトは良書 (good books) を世界文学の最高傑作というよりも良き友 (good friends) のような書物と解釈したと断っている。その他にも、下記フロイト全集には、アナトール・フランスからの引用が複数ある。

Freud, Sigmund, 《The Standard Edition of the Complete Psychological Works of Sigmund Freud, Volume IX》, London, The Hogarth Press and The Institute of Psycho-Analysis, 1971, pp.245 - 247

- 13) 増谷文雄 梅原猛、『知恵と慈悲 仏教の思想 I』、角川ソフィア文庫、2007、pp.156 - 157
- 14) 増谷文雄 梅原猛、ibid. p.164
- 15) 増谷文雄 梅原猛、ibid. pp.152 - 154
- 16) France, Anatole, « Le Jardin d'Épicure Œuvres Complètes Illustrées de Anatole France tome IX », Paris, Calmann-Lévy Éditeurs, 1927, p.458
- 17) 中村元 紀野一義訳注、『般若心経 金剛般若経』、岩波文庫、2007、p.77
- 18) 小坂国継、『西洋の哲学・東洋の思想』、講談社、2008、pp.119 - 123
- 19) 司馬遼太郎、『十六の話』、中公文庫、2008、p.102
- 20) リフキン、ジェレミー ibid. p.280
- 21) 増谷文雄 梅原猛、ibid. p.228
- 22) France, Anatole, « Sur la pierre blanche, Œuvres III », Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991 p.1040
- 23) 清沢満之は本願寺の命を受け、東大で哲学を学び、親鸞の思想を近代に耐えるものとした。親鸞が日本の思想界の最高の一人とみなされるようになったのは清沢のおかげであるが、彼は晩年「阿含経、エピクテタスの語録、歎異抄がわが三部経である」と言ったという。  
司馬遼太郎、『清沢満之のこと 司馬遼太郎が考えたこと 3』、新潮文庫、2005、pp.48 - 64
- 24) リフキン、ジェレミー ibid. p.277
- 25) 増谷文雄 梅原猛、ibid. p.145
- 26) リフキン、ジェレミー ibid. p.482
- 27) リフキン、ジェレミー ibid. p.482
- 28) リフキン、ジェレミー ibid. p.483
- 29) 木田元、ibid. p.161
- 30) リフキン、ジェレミー ibid. p.486
- 31) 井筒俊彦は以下のように述べている。  
「東洋」にギリシアを入れるのはおかしいかも知れないが、もともと「東洋」とは一つの理念であって、世界のどこかに客観的に存在しているものではない。古代ギリシアの思想をもち込むと、はっきりと解明されるところが東洋思想には多々ある。  
司馬遼太郎、『民族と国家を超えるもの 司馬遼太郎対話選集 10』、文春文庫、2006、p.212

## 文献一覧

- (1) Bancquart, Marie-Claire, « Anatole France », Julliard, 1994
- (2) France, Anatole, « La révolte des anges, Œuvres IV », Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1994

- (3) France, Anatole, « La vie Littéraire, Œuvres complètes illustrées de Anatole France, tome VII », Paris, Calmann-Lévy Éditeurs, 1926
- (4) France, Anatole, « Le Jardin d'Épicure Œuvres complètes illustrées de Anatole France tome IX », Paris, Calmann-Lévy Éditeurs, 1927
- (5) France, Anatole, « Sur la pierre blanche Œuvres III », Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991
- (6) Freud, Sigmund, « The Standard Edition of the Complete Psychological Works of Sigmund Freud, Volume IX », London, The Hogarth Press and The Institute of Psycho-Analysis, 1971
- (7) 木田元、『反哲学入門』、新潮社、2007
- (8) 小坂国継、『西洋の哲学・東洋の思想』、講談社、2008
- (9) 増谷文雄 梅原猛、『知恵と慈悲 仏教の思想 I』、角川ソフィア文庫、2007
- (10) 中村元 紀野一義訳注、『般若心経 金剛般若経』、岩波文庫、2007
- (11) リフキン、ジェレミー 柴田裕之訳、『ヨーロッパ・ドリーム』、NHK 出版、2006
- (12) 司馬遼太郎、『十六の話』、中公文庫、2008
- (13) 司馬遼太郎、『清沢満之のこと 司馬遼太郎が考えたこと 3』、新潮文庫、2005
- (14) 司馬遼太郎、『民族と国家を超えるもの 司馬遼太郎対話選集 10』、文春文庫、2006





---

## 研究論文

---

### 企業規模の拡大と成長手法

—化学工業を対象にした実証分析—

文 堂 弘 之

#### **Growth of the Scale of Corporations and Investment Methods: Evidence from Japanese Chemical Industry**

##### 要約

This paper investigates the financial characteristics of 158 Japanese chemical corporations between 1999 – 2009.

The Japanese chemical industry occupies an important position in the Japanese manufacturing industry and experiences a relatively high rate of growth during this time despite the “Lehman Shock” of 2008 and the subsequent worldwide economic downturn, in contrast to the negative performance of the Japanese manufacturing industry as a whole.

The research in this paper presents two areas of interest. First, the author analyzes the relationship between the rate of growth of the sample corporations and their financial conditions, such as profitability, solvency, and investment opportunity level. The results of the study are: (a) high-growth corporations occupied a relatively high position of scale in their own sub-industry before growth, (b) high-growth corporations profitability and solvency condition did not deteriorate, and (c) high-growth corporations tend to keep a high level of investment opportunity.

Second, the author analyzes the influence of two kinds of investment, internal and external, on the growth of the corporations. The results imply that external investments, such as mergers and acquisitions, tend to have more influence than internal investments, such as normal capital expenditures.

#### 1. はじめに

1990年代からの長期不況の間、日本企業は規模の成長よりも事業組織と財務構造のリストラクチャリングを進めてきた。その後2000年代に入って、リストラを一段落させた企業は、今度は一

転して、急速に進展するグローバル化に対応すべく世界的な視野での企業規模の拡大を追求し始めている。2008年のリーマンショックによる動揺はあったものの、基本的にこの動きに変化はみられない。

企業が規模を成長させるとき、収益性と安全性が犠牲にされる可能性が常に付きまとう。すなわち、規模拡大にはそのための資本調達が必要になることが少なくないため、増加した資本規模に見合う収益性が実現されるかどうか重要な注目点となる。また、負債によって資本調達が行われる場合、節税効果はあるものの利払い負担と倒産リスクの拡大が懸念される。さらに、投資家と経営者の間に情報の非対称性がない世界では、経営者の規模拡大の決断は投資家の評価としての成長機会の大きさに相応しやすいであろうが、現実の世界では必ずしもそうなるとはいえない。

また、企業の成長手法には内部成長と外部成長がある。従来、日本企業が用いた成長手法は主に内部成長であったが、近年は M&A に代表される外部成長手法も積極的に活用されている。近年の企業規模の拡大とこれらの成長手法との関係についての分析も多くは行われていない<sup>1</sup>。

本論文は、このような基本認識のもと、1999年度から2009年度における化学工業を対象として、規模拡大企業の財務的特徴および成長手法との関係を実証的に分析する。

本論文の構成は以下の通りである。2. では分析対象とする化学工業の基本的な特徴についてとりあげる。3. では分析方法とデータを説明する。4. では分析結果について考察する。5. はまとめである。

## 2. 化学工業の位置づけ

本節では、本論文の分析対象である日本の化学工業の位置づけについて確認する。図表1に示される通り、2009年の工業統計表によれば、日本の製造業の全会社数は18万3,405社であるが、そのうち化学工業の会社数は3,530社とわずか1.9%にすぎない。この数値は、工業統計表の産業分類30業種中18位であり、決して高いとはいえない。しかし、資本金額10億円以上の大規模会社に注目すると、化学工業の会社数の比率は15.1%と、2位の食品製造業の9.7%を大きく超える。また、各業種の会社数に占める比率は、製造業全体では1.3%であるのに対して、化学工業では10.0%と7.9倍となっている。2位の石油製品・石炭製品製造業の9.4%を除けば、他の業種の比率はすべて5%未満である。したがって、日本の化学工業の会社は他の製造業会社よりも規模が大きく、業種内でも大規模な会社の割合が多いことがわかる。

次に、近年における化学工業の規模の変化を確認する。図表2は、1999年から2009年までの製造業全体と化学工業の会社数、製造品出荷額等、従業者数の実額とその増加率である。なお、2009年までの変化を確認することがここでの主目的であるが、2008年のリーマンショックの影響を除いた部分も合わせてみておく必要がある。そのため、その前年の2007年の実額とそこまで

の増加率もかって書きしている。

まず会社数については、製造業全体で -27.3% と大きく減少しているが、化学工業では -8.9% と小さく、3分の1程度で収まっている。製造品出荷額等では、製造業全体では 8.4% のマイナスである一方で、化学工業では 4.4% のプラスを示している。この差は、リーマンショック前の 2007 年までの期間での増加率が 23.5% であり、製造業全体の 16.3% に比べてかなり高いことによると考えられる。従業者数については、製造業全体の -15.8% の半分程度の -8.8% である。このように、近年の化学工業は、会社数と従業者数は、製造業全体ほど大きな落ち込みではないが、緩やかに減少している。その一方で、製造品出荷額では、リーマンショックまでは 2割以上拡大することに成功し、さらにリーマンショックによる経営環境の悪化を経ても 2000 年代を通じてみれば期間前時点を上回る成長を実現したといえる。

図表1 製造業における業種別会社数および比率 (2009年)

産業分類	全会社		うち資本金10億円以上の会社		
	会社数	製造業計に占める比率	会社数	製造業計に占める比率	各業種の会社数に占める比率
製造業計	183,405	100.0%	2,340	100.0%	1.3%
食料品製造業	22,024	12.0%	227	9.7%	1.0%
飲料・たばこ・飼料製造業	3,352	1.8%	58	2.5%	1.7%
繊維工業	12,413	6.8%	48	2.1%	0.4%
木材・木製品製造業(家具を除く)	5,184	2.8%	17	0.7%	0.3%
家具・装備品製造業	5,543	3.0%	15	0.6%	0.3%
パルプ・紙・紙加工品製造業	5,203	2.8%	47	2.0%	0.9%
印刷・同関連業	12,568	6.9%	28	1.2%	0.2%
化学工業	3,530	1.9%	354	15.1%	10.0%
石油製品・石炭製品製造業	445	0.2%	42	1.8%	9.4%
プラスチック製品製造業	11,112	6.1%	109	4.7%	1.0%
ゴム製品製造業	2,128	1.2%	19	0.8%	0.9%
なめし革・同製品・毛皮製造業	1,176	0.6%	1	0.0%	0.1%
窯業・土石製品製造業	8,796	4.8%	111	4.7%	1.3%
鉄鋼業	3,644	2.0%	101	4.3%	2.8%
非鉄金属製造業	2,351	1.3%	77	3.3%	3.3%
金属製品製造業	25,054	13.7%	111	4.7%	0.4%
はん用機械器具製造業	6,883	3.8%	95	4.1%	1.4%
生産用機械器具製造業	18,092	9.9%	172	7.4%	1.0%
業務用機械器具製造業	4,054	2.2%	78	3.3%	1.9%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3,918	2.1%	151	6.5%	3.9%
電気機械器具製造業	8,248	4.5%	153	6.5%	1.9%
情報通信機械器具製造業	1,780	1.0%	79	3.4%	4.4%
輸送用機械器具製造業	8,753	4.8%	201	8.6%	2.3%
その他の製造業	7,154	3.9%	46	2.0%	0.6%

(出所) 平成21年工業統計表「企業統計編」より作成。

図表 2 化学工業と製造業全体の会社数、従業者数、製造品出荷額の増加率

		実額			増加率	
		1999年	( 2007年 )	2009年	( '99-07 )	'99-09
会社数(社)	製造業全体	252,108	( 199,530 )	183,405	( -20.9% )	-27.3%
	化学工業	3,876	( 3,667 )	3,530	( -5.4% )	-8.9%
製造品出荷額等(兆円)	製造業全体	287.5	( 334.4 )	263.2	( 16.3% )	-8.4%
	化学工業	23.2	( 28.7 )	24.2	( 23.5% )	4.4%
従業者数(万人)	製造業全体	891.7	( 825.2 )	750.5	( -7.5% )	-15.8%
	化学工業	37.4	( 35.5 )	34.1	( -5.1% )	-8.8%

(出所) 工業統計表「企業統計編」各年版より作成。

### 3. 先行研究

#### (1) 企業成長の実証研究

近年の日本企業を対象にした企業成長の実証分析は、主にベンチャー企業や中小企業を対象として行われてきた。たとえば、榊原・本庄・古賀(2004)は、アンケート調査をもとに、日本の技術系ベンチャー企業の成長要因を分析した。その結果、日本の技術系製造業におけるスタートアップ企業は、小規模で設立年数が少ない企業、研究開発投資や特許数で測られる技術優位性が高い企業、株式公開意欲の高い企業、経営者が大卒以上の学歴を持つ企業ほど成長していることが明らかにされた。

また、木下(2007)は、日本の中小製造業の経営者を対象にした調査票による調査をもとに、中小企業の企業成長を測定するうえで有効となる指標の抽出を試みた。その結果、売上高増加率、減価償却費増加率、知的財産増加率、従業員増加率、経営者報酬増加率、主要顧客数増加率の6つの指標が相応しいことが明らかとなった<sup>2</sup>。

江島(2010, 2011)は、2008年時点で設立10年になる日本の製造中小企業を対象にしたアンケート調査を実施し、スタートアップ企業の企業成長(雇用成長と売上高成長率)と、企業家特性、戦略姿勢、政府・大学支援との関係を分析した。その結果、企業家特性については、社長が創業者と親戚関係にある場合、社長が創業者か外部からのスカウトである場合、過去に企業の所有・経営経験があり、現在2つ以上を所有・経営している場合、社長の学歴が文系大学学部卒の場合、社長が30代並びに40代の比較的若い場合、独立型企业である場合に高い成長を遂げていることが示された。また、戦略姿勢との関係では、既存の製品やサービスよりも新たな製品やサービスの開拓や開発に経営目標を設定し、同時にその設定には既存市場よりも新たな市場に照準を合わせる

ことが企業成長に結びつきやすいこと、統合化された戦略志向性およびそのサブ指標（革新性、能動的姿勢、リスク志向）の水準が高いと成長が高まる可能性があることが示された。さらに、政府・大学支援との関係については、国・自治体からの各種補助金措置は雇用・売上の両面において企業成長に正の効果を発揮している可能性、そして大学や公設試験研究機関からの技術指導は雇用または売上成長に正の影響を与えている可能性が示された<sup>3</sup>。

これらのベンチャー企業や中小企業を対象とした研究以外で企業の成長性を分析の範囲に含めた研究として、新美 (2011) がある。彼の研究の問題意識は「無借金企業」の経営分析にあるが、無借金企業と有借金企業の比較を行う作業の一つに、売上高増減率、総資産増減率、株式時価総額増減率でみた成長性の差の検定が行われている。その結果、総資産増減率については無借金企業のほうが高いことが明らかにされている<sup>4</sup>。

## (2)成長手法の実証研究

企業の成長手法には内部成長と外部成長がある。内部成長とは、通常は外部成長方式を採用せずに成長を遂げる場合を指す。外部成長は、企業が自社の外部にある経営資源を獲得する方法であり<sup>5</sup>、それまでにすでに組織化された企業または事業体を自社に取り込む手法である。具体的には合併、買収、資本参加などのいわゆる M&A がその典型である。

ここで外部成長を M&A に絞ると、日本の M&A の実証分析はこれまでに様々な研究が行われている。その主な分析は、M&A 当事会社の株価反応の分析と会計数値を用いた財務指標の分析である。このうち本論文の問題意識は後者の分析に含まれる。会計数値を用いた財務指標の研究の関心は、M&A は当事会社の業績を向上させたかについて明らかにしようとするものである。

たとえば、星野 (1981) は、1967 年上期から 1973 年下期までの合併会社 90 社の前後 5 年を被合併会社と比較した結果、自己資本比率、負債比率、総資本純利益率において合併会社が被合併会社に劣ることを発見した<sup>6</sup>。

Ikeda and Doi (1983) は、1964 年から 1975 年に行われた合併会社 49 社の前後 3 年および 5 年を比較会社と比較した結果、売上高販管費率、一人当たり売上高、総資産回転率は 3 年、5 年とも合併会社が劣位だが、ROE、ROA、売上高成長率は 3 年では劣位でも 5 年では優位になることを発見した。

村松 (1986) は、1966 年から 1979 年までの合併 43 社の前後 5 年を比較会社と比較した結果、合併後 1 年目の売上高および固定資産の成長率以外は合併企業が有意な結果はないことを発見した。

Odagiri and Hase (1989) および小田切 (1992) は、1980 年から 1987 年の合併、買収、資本参加 46 件の前後 2 年、3 年を比較会社と比較した結果、総資産利益率も売上高成長率も M&A 実施企業は優位ではないことを発見した。

山本 (1992) は、1969 年以降の合併 62 社の前後 3 年を比較会社と比較し、さらに主成分分

析で合併効果相互間の関係と因果関係を分析した結果、安全性の低下が収益性の向上に貢献したこと、そしてこれは安全性の低下が売上高利益率を向上させた効果と総資本回転率を向上させた効果によるが、後者の影響が大きいことを発見した。

林 (1993) は、1965 年から 1980 年の合併 60 社の前後最大 9 年間の総資本営業利益率と売上高変化率を分析した。その結果、売上高変化率は合併後 3 年目までは比較的高い増加率があるが、4 年目以降は鈍化すること、総資本営業利益率については合併後 6 年間は若干高いが、7 年目以降は低落傾向があることを発見した。

小本 (2002) は、1981 年から 1995 年の合併 48 社の前後 5 年間を比較会社との相対 ROA で比較した結果、合併会社は ROA を相対的に改善させてもいないが悪化させてもいないこと、ただし合併直前にみられる ROA の落ち込みが合併によって改善したことを発見した。

Yeh and Hoshino (2002) は、1970 年から 1994 年までの合併会社 86 社の前後 4 年間について業種中央値と比較した結果、ROA, ROE および売上高成長率については、合併の前も後もともに合併会社は業界中央値より高いが合併前後期間の比較では低下傾向にあること、従業員数成長率については、合併前では業界中央値より高いが合併後はそうではなくなること、また合併前後では成長率が低下することを発見した。

長岡 (2005) は、1986 年度から 2003 年度までの企業数 1988 社を対象にして、売上高成長率、雇用成長率、総資本営業利益率を被説明変数に、企業の規模 (前年売上高または前年雇用規模または前年総資産)、合併ダミー、合併時点ダミー、対等合併ダミー、対等合併時点ダミーを主な説明変数として回帰分析を行った。その結果、売上高成長率については、企業規模と負、合併ダミーと正、合併時点ダミーと負、対等合併ダミーと負、雇用成長率については、企業規模と負、対等合併ダミーと負、営業利益率については企業規模と負の関係が検出された。

蟻川・宮島 (2007) は、産業レベルおよび個別企業レベル (買い手・売り手) の M&A 実施の決定要因を分析した。ここで買い手企業のみについて述べると、トービンの  $q$ 、純負債比率、総資産と正の関係があることを発見した。この研究では実質売上高の成長率は有意な結果が検出されていない。

Kruse, Park, Park, and Suzuki (2007) は、1969 年から 1999 年までの 69 件の上場製造企業の合併を対象に、合併前後の企業総価値に対する税引き前営業キャッシュフローの比率の変化を分析した。その結果、合併前後 2 年、3 年、5 年間に於いて合併企業のそれはコントロール企業よりも、有意に高いことを発見した。

以上は外部成長手法である M&A のみに注目した研究であるが、外部成長と内部成長のそれぞれを踏まえた研究もある。

趙 (2006) は、2000 年に Jasdaq、東証マザーズおよびナスダック・ジャパンに株式公開した企業を 2000 年から 2004 年末までに買収、合併、資本参加、合併企業設立、業務提携の実施有無



で分類し、売上高、従業員数、それらの成長率で比較した。その結果、売上高規模に相違はないこと、外部成長企業は株式公開前後のすべての期間にわたり成長率が高く、株式公開後、内部成長企業よりも成長率が伸長していることを明らかにした。彼の研究はベンチャー企業のみに限定したものであるが、成長手法によって企業を区分しその成長性の特徴を分析した点で大きな意義がある<sup>7</sup>。

これらの先行研究を踏まえて、本論文では、2000年代の化学工業を対象に、成長企業の特徴および成長手法との関係を分析する。

#### 4. 分析方法とデータ

##### (1)分析方法と変数

本論文では、1999年度から2009年度までの企業規模の成長性とその企業の財務的ならびに成長手法の関係を、最小二乗法の単回帰分析を用いて分析する<sup>8</sup>。

被説明変数は企業規模の成長率である。成長性を測る指標はいくつかあるが、本論文では、売上高成長率、総資産成長率、時価総額成長率を用いる<sup>9</sup>。各変数の算出は以下のとおりである<sup>10</sup>。

- ・売上高成長率 =  $(2009 \text{ 年度売上高} - 1999 \text{ 年度売上高}) / 1999 \text{ 年度売上高}$
- ・総資産成長率 =  $(2009 \text{ 年度末総資産額} - 1999 \text{ 年度末総資産額}) / 1999 \text{ 年度末総資産額}$
- ・時価総額成長率 =  $(2009 \text{ 年度末株式時価総額} - 1999 \text{ 年度末株式時価総額}) / 1999 \text{ 年度末株式時価総額}$   
※株式時価総額 = 期末株価終値 × 期末発行済株式数

説明変数は、A. 規模、B. 資本調達・資本構成、C. 収益性、D. 成長機会、F. 成長手法である。これらに含まれる各指標は以下のとおりである<sup>11</sup>。

##### A. 規模

- ・1999 売上高 = 1999 年度売上高
- ・2009 売上高 = 2009 年度売上高
- ・1999 総資産 = 1999 年度末総資産額 (簿価)
- ・2009 総資産 = 2009 年度末総資産額 (簿価)
- ・1999 時価総額 = 1999 年度株式時価総額
- ・2009 時価総額 = 2009 年度株式時価総額

##### B. 資本調達・資本構成

- ・1999 負債 = 1999 年度末負債合計額
- ・2009 負債 = 2009 年度末負債合計額
- ・1999 株主資本 = 1999 年度末株主資本額
- ・2009 株主資本 = 2009 年度末株主資本額
- ・負債増加率 =  $(2009 \text{ 負債} - 1999 \text{ 負債}) / 1999 \text{ 負債}$

- ・株主資本増加率 = (2009 株主資本 - 1999 株主資本) / 1999 株主資本
- ・1999 負債比率 = 1999 負債 / 1999 株主資本
- ・2009 負債比率 = 2009 負債 / 2009 株主資本
- ・負債比率増加率 = (2009 負債比率 - 1999 負債比率) / 1999 負債比率

#### C. 収益性

- ・1999 経常利益 = 1999 年度経常利益
- ・2009 経常利益 = 2009 年度経常利益
- ・1999 ROA = 1999 経常利益 / 1999 総資産
- ・2009 ROA = 2009 経常利益 / 2009 総資産
- ・経常利益増加率 = (2009 経常利益 - 1999 経常利益) / 1999 経常利益
- ・ROA 増加率 = (2009 ROA - 1999 ROA) / 1999 ROA

#### D. 成長機会

- ・1999 トービンq = (1999 年度末株式時価総額 + 1999 負債) / 1999 総資産<sup>12</sup>
- ・2009 トービンq = (2009 年度末株式時価総額 + 2009 負債) / 2009 総資産
- ・1999 PBR = 1999 年度末時価総額 / 1999 株主資本<sup>13</sup>
- ・2009 PBR = 2009 年度末時価総額 / 2009 株主資本
- ・トービンq 増加率 = (2009 トービンq - 1999 トービンq) / 1999 トービンq
- ・PBR 増加率 = (2009 PBR - 1999 PBR) / 1999 PBR

#### E. 成長手法

##### <設備投資>

- ・1999 設備投資比率 = 1999 年度有形固定資産 (または固定資産) 投資額 / 1999 総資産
- ・2009 設備投資比率 = 2009 年度有形固定資産 (または固定資産) 投資額 / 2009 総資産
- ・設備投資比率増加率 = (2009 設備投資比率 - 1999 設備投資比率) / 1999 設備投資比率

##### < M&A >

- ・連結化取得 = 1999 年度から 2009 年度までの連結を伴う企業買収の実施回数
- ・追加取得 = 1999 年度から 2009 年度までの連結変更を伴わない子会社等株式の追加取得の実施回数
- ・事業取得 = 1999 年度から 2009 年度までの事業取得の実施回数
- ・株式交付型 (子会社以外) = 1999 年度から 2009 年度までの対価として自社株式を交付する M&A (合併、株式交換、株式移転による持株会社設立を通じた経営統合) で、対象企業が子会社以外のものの実施回数
- ・株式交付型 (子会社) = 1999 年度から 2009 年度までの対価として自社株式を交付する M&A

(合併、株式交換、株式移転による持株会社設立を通じた経営統合)で、対象企業が自社の子会社のものの実施回数

- ・ M&A 実施数計 = 上記 5 つの実施回数の合計
- ・ 有報会社 M&A = 1999 年度から 2009 年度までの M&A のうち対象企業が有価証券報告書を提出している会社である M&A の実施の有無 (あり = 1、なし = 0)

なお、本論文の分析方法の特徴は、実際の回帰分析において実数ベースと標準化指数ベースの 2 種類に分けて分析を行っている点である。実数ベースの分析は、各企業のデータを上記の変数にそのまま当てはめたものである。したがって、その数値は個別業種 (化学工業内の小分類業種) の平均的な水準の差を無視したものとなるため、化学工業全体の分析結果を示す。一方、標準化指数ベースの分析とは、各企業のデータをその企業が所属する小分類に属する企業群データで標準化したうえで行う分析である<sup>14</sup>。したがって、この分析では個別業種内での相対的な位置づけをベースにした結果が得られる。これによって、たとえば、実数ベース (すなわち化学工業全体での分析) では検出されない有意な結果が、標準化指数ベース (すなわち個別業種内で相対化された分析) では有意な値として検出される場合がある。この方法によって、各変数の影響が、化学工業全体、個別業種内、あるいはその両方のいずれで検出される (あるいは検出されない) のかが明らかとなる。

## (2) データ・サンプル

上記の変数に用いるデータは、各社の 1999 年度および 2009 年度の有価証券報告書から入手した。原則として連結決算値を用い、それ以外は個別決算値を用いた。株価は東洋経済新報社の「株価 CD-ROM」等を使用した。

分析対象企業は、日本政策投資銀行編集『産業別財務データハンドブック 2010』の化学工業に含まれる 158 社である。化学工業に含まれる小分類業種および所属する企業数は、総合化学 6 社、有機化学工業製品 32 社、無機化学工業製品 28 社、油脂・石鹼・化粧品 15 社、塗料 18 社、医薬品 36 社、その他の化学工業 23 社である。

上述したように、本研究では実数ベースと標準化指数ベースの 2 種類で分析を行うが、実数ベースで、比率ではない変数については自然対数を使用した<sup>15</sup>。また、株主資本がマイナスの場合の株主資本増加率、負債比率、負債比率増加率、PBR、PBR 増加率はサンプルから除外した。

成長手法の M&A の各変数は、買い手企業側の実施回数である。株式交付型 (子会社以外) のうち経営統合については、統合前決算期の両社の売上高、利益、総資産額を比較し、規模の大きい企業を買い手企業とした。M&A の回数は有価証券報告書で確認できるもののみを採用した。また、同じ年度に同じ方式の M&A が複数回行われた場合は 1 回とカウントした。

各変数の記述統計は図表 3 のとおりである。

図表3 記述統計

		最大値	最小値	平均	中央値	分散	標本数
被説明変数							
	売上高成長率	4.61	-0.64	0.23	0.15	0.55	158
	総資産成長率	2.66	-0.54	0.22	0.15	0.50	158
	時価総額成長率	15.05	-1.00	0.50	0.15	1.59	158
説明変数							
A. 規模	1999 売上高 LN	14.33	8.37	10.92	10.66	1.36	158
	2009 売上高 LN	14.74	7.89	11.06	10.76	1.46	158
	1999 総資産 LN	14.62	7.77	11.19	10.88	1.38	158
	2009 総資産 LN	15.03	7.66	11.33	11.06	1.48	158
	1999 時価総額 LN	15.69	6.48	10.44	9.98	1.75	158
	2009 時価総額 LN	14.99	4.74	10.55	10.42	1.87	158
B. 資本調達	1999 負債 LN	14.26	7.33	10.43	10.19	1.49	158
	2009 負債 LN	14.66	6.86	10.39	10.21	1.54	158
	1999 株主資本 LN	14.27	6.74	10.33	10.27	1.45	157
	2009 株主資本 LN	14.64	6.24	10.63	10.39	1.57	158
	負債増加率	3.63	-0.79	0.09	-0.05	0.62	158
	株主資本増加率	22.99	-0.67	0.63	0.36	1.94	157
	1999 負債比率	17.50	0.16	1.81	1.17	2.27	157
	2009 負債比率	11.40	0.07	1.22	0.79	1.46	158
	負債比率増加率	2.46	-0.96	-0.14	-0.27	0.60	157
C. 収益性	1999 経常利益 LN	12.31	2.56	7.98	7.71	1.72	155
	2009 経常利益 LN	12.94	1.61	8.17	8.28	1.91	145
	1999 ROA	28.95	-7.56	5.24	4.30	4.57	158
	2009 ROA	17.89	-6.98	5.00	4.60	4.24	158
	経常利益増加率	24.97	-3.14	0.70	0.19	2.64	158
	ROA増加率	12.05	-3.34	0.36	0.02	1.81	158
D. 成長機会	1999 トービンq	5.87	0.39	1.20	0.99	0.77	158
	2009 トービンq	2.03	0.37	1.03	0.95	0.34	158
	1999 PBR	14.89	0.25	1.54	1.03	1.72	157
	2009 PBR	10.59	0.00	1.13	0.95	0.94	158
	トービンq増加率	1.89	-0.73	-0.03	-0.07	0.35	158
	PBR増加率	5.09	-1.00	0.02	-0.18	0.78	157
E. 設備投資	1999 設備投資比率	0.16	0.00	0.04	0.03	0.03	158
	2009 設備投資比率	0.15	0.00	0.04	0.03	0.02	158
	設備投資比率増加率	23.37	-0.93	0.46	-0.16	2.45	158
F. M&A	連結化取得	9.00	0.00	1.23	1.00	1.58	158
	追加取得	11.00	0.00	1.90	1.00	2.53	158
	事業取得	5.00	0.00	0.20	0.00	0.64	158
	株式交付型(子会社以外)	1.00	0.00	0.13	0.00	0.33	158
	株式交付型(子会社)	5.00	0.00	0.19	0.00	0.63	158
	M&A実施数計	21.00	0.00	3.65	3.00	3.78	158
	有報会社M&A	1.00	0.00	0.09	0.00	0.29	158

(注) LNは自然対数。

## 5. 分析結果

### A. 規模

分析結果は図表4の通りである。なお、いずれの説明変数についても、定数項に関する結果およびnは記載を省略した(以下の単回帰結果も同様)。

まず売上高成長率についてみる。1999年度および2009年度の売上高との関係を見ると、実数ベースでは、1999年度では有意な結果は検出されていないが、2009年度では有意な正の値

が検出されている。したがって、この 10 年間に売上高成長を遂げた企業は、1999 年度の時点で化学工業全体の中で売上高が高い企業とはいえなかったが、成長の結果 2009 年度時点では化学工業全体の中でも売上高水準の高い企業になったといえる。

一方、標準化指数ベースでは、1999 年度時点でも 2009 年度時点でも有意な正の値が検出されている。標準化指数ベースの分析では、各企業が所属する小分類の業種内での地位が反映されている。したがって、この結果は、小分類の個別業種内においては、この 10 年間に成長を遂げた企業は、実は 1999 年時点においてすでにその業種内での売上高の大きな企業であったことを示している。さらに、この 2 つの時点の係数、t 値、決定係数を比較すると、いずれも 1999 年度よりも 2009 年度において数値が高くなっている。この傾向は、売上高についてばかりだけでなく、総資産および時価総額についても等しくあてはまる。

以上から、この期間に売上高成長を遂げた企業は、1999 年度においては化学工業全体の中で売上高（および総資産、時価総額）の大きな企業ではなかったが、自らの所属する個別業界内ではすでに売上高（および総資産、時価総額）の大きな企業であった。そして 10 年間に規模を拡大した結果、個別業種内でさらにその地位を高めたばかりでなく、化学工業全体で見ても売上高（および総資産、時価総額）が大きな企業といえる存在にまで成長したということができる。

総資産成長率でも基本的に売上高成長率と類似した傾向がみられる。ただし、売上高成長率の場合ほど明確になっていない変数もみられる。たとえば、1999 年度の総資産では、標準化指数ベースの値は 10% 水準での有意性であり、個別業種内で明確な総資産規模の大きな会社が総資産成長を遂げたとは言にくい。むしろ総資産成長率では、化学工業全体でみても個別業種内でみても、それほど規模の大きくなかった企業が、成長を遂げた結果として、どちらにおいてもより高い地位に至ったといえる。またこれとは反対に、時価総額については 1999 年度でも 2009 年度でも、実数ベースおよび標準化指数ベースのいずれにおいても有意な正の値が検出されている。したがって、総資産を成長させた企業は、すでに 1999 年度において時価総額が大きい企業であったことがわかる。

一方、時価総額成長率については、上の 2 つと大きく異なる。まず売上高および総資産については、どの時点においても、また実数ベースでも標準化指数ベースでも、有意な結果は検出されていない。したがって、この 10 年間に時価総額を成長させた企業は、1999 年度でも 2009 年度でも売上高や総資産でみた規模の大きな企業ではなかったといえる。さらに、時価総額についても、有意な結果は実数ベースの 1999 年度時点でのみ正値が示されているのみである。したがって、時価総額を成長させた企業は、化学工業全体で見ただけの場合には時価総額での地位を高めることに成功したが、自らの所属する業界内では必ずしもそれに成功してはいないといえる。この現象の要因については、この時期に時価総額をより大きく成長させた企業の少なくない割合が、特定の業種に所属する企業群によって多くを占められていた可能性を指摘しうる。

なお、被説明変数どうしの関係を確認するために、売上高成長率を被説明変数とし、総資産成長率および時価総額成長率を説明変数とする回帰分析も行った。図表に示される通り、いずれも有意な正の値が検出されている。

## B. 資本調達・資本構成

分析結果は図表5の通りである。まず売上高成長率についてみると、負債および株主資本の2つとも同様の傾向がみられる。すなわち、実数ベースでは1999年度時点で有意な値はないが、2009年度時点では有意な正の値が検出されている。一方、標準化指数ベースではどちらの時点でも有意な正の値が示されている。さらに、係数、t値、決定係数にいずれも2009年度のほうが大きい。したがって、これは上で確認した規模の成長がそのまま反映された結果とみなせる。負債増加率と株主資本増加率はいずれも大きな正の関係を示しているが、これも規模の成長の反映であろう。しかし、負債比率については1999年時点および2009年度時点のいずれにおいても有意な結果は検出されていない。したがって、売上高成長企業は期間前においても期間後においても負債比率の水準に特徴はない。さらに、負債比率増加率とも有意な結果は検出されておらず、売上高成長企業の資本構成上の特徴は見いだせない。

一方、総資産成長率については、若干異なる結果が見いだせる。負債については実数ベースと標準化指数ベースの両方で、1999年度では有意な結果がないが2009年度で有意な値が得られている。また負債増加率でもどちらも有意な正の値が得られている。したがって、負債増加と総資産成長率が正の関係を持つことは明らかである。株主資本については1999年度も2009年度も有意で正の値であり、当初から株主資本の大きな企業が総資産成長を遂げたことがわかる。しかしこちらも株主資本増加率との関係が有意な正である。ここまでは負債も株主資本も増加したことを示す結果であるが、次に負債比率を見ると、実数ベースでは1999年度では非有意であるが、2009年度では有意なマイナス値が検出されている。したがって、負債の増加よりも株主資本の増加がより大きい企業が総資産を拡大したといえるかもしれない。しかし、負債比率の増加率は実数ベースでも標準化指数ベースでも非有意であるため、その程度は必ずしも大きいものではないといえそうである。

時価総額成長率については、まず負債および株主資本の期間前および期間後の位置づけと何ら関係がないことがわかる。ただし、負債増加率も株主資本増加率も有意な正の値が実数ベースと標準化指数ベースで示されていることから、この期間の時価総額成長企業は、株主資本増加だけでなく負債増加も伴っていることが明らかとなった。しかし、標準化指数ベースの負債比率増加率は有意な負の値が検出されており、個別業界内でみれば株主資本をより多く増加させている企業が時価総額の増大に成功していることがわかる。

成長性と安全性の関係でこれらの結果をみれば、いずれも安全性を大きく悪化させることによって成長を実現したという証拠はない。



### C. 収益性

分析結果は図表 6 の通りである。まず売上高成長率についてみると、経常利益および ROA ともに、1999 年度時点でも 2009 年度時点でも、そして実数ベースでも標準化指数ベースでも、有意な正の結果が示されている。したがって、利益規模においても資本利益率においてもすでに化学工業および個別業界内で高い地位にいた企業が売上高成長を実現したといえる。さらに経常利益増加率も ROA 増加率も有意な正值である。

総資産成長率についてもほぼ同様の結果である。唯一異なる点は、ROA 増加率で有意な値が検出されていない点である。しかし、符号は負ではない。したがって、収益性を犠牲にした規模の増加というよりも、収益の拡大をともなった規模拡大であるといえる。

時価総額成長率については、2009 年度の経常利益が実数ベースでは有意な正である一方で、標準化指数ベースでは非有意である。これは、時価総額成長企業が化学工業全体でみれば経常利益の水準が大きい企業であるが、個別業界内ではそうではないことを示している。この現象はおそらく、経常利益を高めて時価総額を成長させた企業が特定の業界に多く存在する状況を反映していると推測される。経常利益増加率が実数ベースにおいても、標準化指数ベースにおいても高い正值を示していることは、この推測を下支えしているとみなしうる。

### D. 成長機会

分析結果は図表 7 の通りである。成長機会については、売上高成長率と総資産成長率においてほぼ同様の傾向がみられる。すなわち、トービンの  $q$  および PBR の水準との関係についてはいずれも有意な正の結果が検出されている。したがって、売上高および総資産を成長させた企業は、期間前においても期間後においても高い成長機会水準を保ち続けていることがわかる。その一方で、トービンの  $q$  および PBR の増加率との関係については、多くの場合明確な結果が見いだせない。したがって、成長機会を低下させたとはいえないが、新たな成長機会を作り出したともいえない。ただし、総資産成長率については、標準化指数ベースで有意なマイナス値が検出されている。したがって、個別業界内でみると、成長機会の低下を伴いながら総資産の成長が進められた可能性がある。

### E. 成長手法

分析結果は図表 8 の通りである。まず内部成長方式といえる設備投資との関係をみってみる。

売上高成長率については、まず設備投資比率の水準については実数ベースでは非有意だが、標準化指数ベースではいずれの時点でも有意な正值が検出されている。したがって、売上高成長を遂げた企業は、個別業界内では設備投資比率の水準の高い企業であり続けている可能性がある。その一方で、設備投資比率の増加率をみると、上とは反対に、実数ベースで正の有意な値が、標準化指数ベースで非有意な値が示されている。この結果も、設備投資比率の水準が他業種よりも高い個別業種に所属する企業群が影響していると推測しうる。総資産成長率については、標準化指数ベースにおい

て1999年度の設備投資比率の水準以外では有意な結果が検出されていない。時価総額成長率については、実数ベースでの設備投資比率の増加率以外は有意な値が示されていない。このように、設備投資については、成長率とのシステムティックな関係は見いだせない。

次に、M&A実施回数との関係について試みる。ここでは、被説明変数別ではなく、説明変数のM&A方式ごとに関係を確認していく。まず連結化取得については、3つの成長手法とも、そして実数ベースでも標準化指数ベースでも有意に正の値が検出されている。次に追加取得および事業取得については、明確な有意値は検出されていない。このように、これらの3つの現金対価型M&Aは、成長性との関係において明確な特徴が見出される。株式交付型については、子会社以外のM&Aでは多くの場合、有意に正の結果が示されているが、子会社とのM&Aでは結果がまちまちである。これらの各M&A方式の回数合計との関係では、ほとんどにおいて有意な正の結果が検出されている。有報会社とのM&Aの有無についても、売上高成長率と総資産成長率において明確で有意な正の結果が示されている。

以上から、設備投資よりも、連結化取得、子会社以外の株式交付型M&A、M&A実施回数計、有価証券報告書提出会社とのM&A経験といったM&A投資の回数のほうが、企業成長との正の関係を強く有しているといえる。

図表4 企業成長率の単回帰分析結果 (A. 規模)

被説明変数	説明変数	実数ベース			標準化指数ベース		
		係数	t値	補正R <sup>2</sup>	係数	t値	補正R
売上高成長率	1999 売上高	0.03	( 1.01 )	0.00	0.20	( 2.50 ) **	0.03
	2009 売上高	0.12	( 4.00 ) ***	0.09	0.31	( 4.14 ) ***	0.09
	1999 総資産	0.05	( 1.58 )	0.01	0.20	( 2.50 ) **	0.03
	2009 総資産	0.11	( 3.84 ) ***	0.08	0.27	( 3.53 ) ***	0.07
	1999 時価総額	0.06	( 2.58 )	0.03	0.21	( 2.64 ) ***	0.04
	2009 時価総額	0.11	( 5.00 ) ***	0.13	0.29	( 3.77 ) ***	0.08
	総資産成長率	0.87	( 15.68 ) ***	0.61	0.77	( 14.99 ) ***	0.59
	時価総額成長率	0.25	( 12.56 ) ***	0.50	0.34	( 4.50 ) ***	0.11
総資産成長率	1999 売上高	0.05	( 1.66 ) *	0.01	0.18	( 2.28 ) **	0.03
	2009 売上高	0.11	( 4.14 ) ***	0.09	0.26	( 3.37 ) ***	0.06
	1999 総資産	0.05	( 1.57 )	0.01	0.15	( 1.93 ) *	0.02
	2009 総資産	0.12	( 4.57 ) ***	0.11	0.26	( 3.40 ) ***	0.06
	1999 時価総額	0.08	( 3.58 ) ***	0.07	0.19	( 2.42 ) **	0.03
	2009 時価総額	0.11	( 5.83 ) ***	0.17	0.32	( 4.22 ) ***	0.10
	1999 売上高	-0.04	( -0.43 )	<0	0.00	( -1.31 )	0.00
	2009 売上高	0.10	( 1.20 )	0.00	0.00	( -0.86 )	<0
時価総額成長率	1999 総資産	-0.01	( -0.15 )	<0	0.00	( -1.29 )	0.00
	2009 総資産	0.10	( 1.14 )	0.00	0.00	( -0.83 )	<0
	1999 時価総額	-0.09	( -1.19 )	0.00	0.00	( -1.49 )	0.01
	2009 時価総額	0.19	( 2.86 ) ***	0.04	0.00	( -0.32 )	<0

(注) \*\*\* は1%有意、\*\* は5%有意、\* は10%有意を表す。

図表5 企業成長率の単回帰分析結果 (B. 資本調達)

被説明変数	説明変数	実数ベース			標準化指数ベース		
		係数	t値	補正R <sup>2</sup>	係数	t値	補正R
売上高成長率	1999 負債	0.04	( 1.20 )	0.00	0.18	( 2.24 ) **	0.03
	2009 負債	0.10	( 3.50 ) ***	0.07	0.30	( 3.90 ) ***	0.08
	1999 株主資本	0.04	( 1.36 )	0.01	0.19	( 2.44 ) **	0.03
	2009 株主資本	0.10	( 3.82 ) ***	0.08	0.26	( 3.34 ) ***	0.06
	負債増加率	0.51	( 8.72 ) ***	0.32	0.56	( 8.46 ) ***	0.31
	株主資本増加率	0.16	( 10.53 ) ***	0.41	0.52	( 7.60 ) ***	0.27
	1999 負債比率	0.01	( 1.60 )	0.01	-0.07	( -0.90 )	<0
	2009 負債比率	-0.04	( -1.44 )	0.01	-0.09	( -1.16 )	0.00
	負債比率増加率	0.07	( 0.93 )	<0	0.05	( 0.62 )	<0
	総資産成長率	1999 負債	0.02	( 0.85 )	<0	0.13	( 1.58 )
2009 負債		0.09	( 3.43 ) ***	0.06	0.24	( 3.12 ) ***	0.05
1999 株主資本		0.06	( 2.23 ) **	0.02	0.17	( 2.22 ) **	0.02
2009 株主資本		0.11	( 4.81 ) ***	0.12	0.27	( 3.53 ) ***	0.07
負債増加率		0.54	( 11.26 ) ***	0.44	0.58	( 8.84 ) ***	0.33
株主資本増加率		0.11	( 6.78 ) ***	0.22	0.58	( 8.84 ) ***	0.33
1999 負債比率		0.01	( 1.11 )	0.00	-0.19	( -2.45 ) **	0.03
2009 負債比率		-0.06	( -2.25 ) **	0.03	-0.17	( -2.18 ) **	0.02
負債比率増加率		0.07	( 1.08 )	0.00	0.00	( 0.06 )	<0
時価総額成長率		1999 負債	0.03	( 0.36 )	<0	0.00	( -0.95 )
	2009 負債	0.09	( 1.15 )	0.00	0.00	( -0.79 )	<0
	1999 株主資本	-0.11	( -1.21 )	0.00	0.00	( -1.35 )	0.01
	2009 株主資本	0.09	( 1.17 )	0.00	0.00	( -0.75 )	<0
	負債増加率	0.64	( 3.22 ) ***	0.06	0.64	( 3.22 ) ***	0.06
	株主資本増加率	0.50	( 12.05 ) ***	0.48	0.45	( 6.20 ) ***	0.19
	1999 負債比率	0.03	( 1.64 )	0.01	0.19	( 2.37 ) **	0.03
	2009 負債比率	-0.10	( -1.14 )	0.00	-0.10	( -1.14 )	0.00
	負債比率増加率	-0.28	( -1.33 )	0.00	-0.21	( -2.72 ) ***	0.04

(注) \*\*\* は 1%有意、\*\* は 5%有意、\* は 10%有意を表す。

図表6 企業成長率の単回帰分析結果 (C. 収益性)

被説明変数	説明変数	実数ベース			標準化指数ベース		
		係数	t値	補正R <sup>2</sup>	係数	t値	補正R <sup>2</sup>
売上高成長率	1999 経常利益	0.06	( 2.21 ) **	0.02	0.23	( 2.96 ) ***	0.05
	2009 経常利益	0.10	( 4.51 ) ***	0.12	0.21	( 2.74 ) ***	0.04
	1999 ROA	0.02	( 2.51 ) **	0.03	0.26	( 3.37 ) ***	0.06
	2009 ROA	0.06	( 5.88 ) ***	0.18	0.42	( 5.72 ) ***	0.17
	経常利益増加率	0.13	( 10.19 ) ***	0.40	0.35	( 4.69 ) ***	0.12
	ROA増加率	0.07	( 2.96 ) ***	0.05	0.18	( 2.26 ) **	0.03
総資産成長率	1999 経常利益	0.08	( 3.53 ) ***	0.07	0.20	( 2.51 ) **	0.03
	2009 経常利益	0.11	( 5.56 ) ***	0.17	0.27	( 3.51 ) ***	0.07
	1999 ROA	0.05	( 5.77 ) ***	0.17	0.46	( 6.48 ) ***	0.21
	2009 ROA	0.05	( 6.52 ) ***	0.21	0.46	( 6.40 ) ***	0.20
	経常利益増加率	0.07	( 5.38 ) ***	0.15	0.22	( 2.82 ) ***	0.04
	ROA増加率	0.01	( 0.56 )	<0	0.00	( -0.02 )	<0
時価総額成長率	1999 経常利益	-0.06	( -0.85 )	<0	0.00	( -1.54 )	0.01
	2009 経常利益	0.18	( 2.50 ) **	0.04	0.00	( -0.11 )	<0
	1999 ROA	-0.04	( -1.40 )	0.01	-0.26	( -3.37 ) ***	0.06
	2009 ROA	0.12	( 4.37 ) ***	0.10	0.27	( 3.50 ) ***	0.07
	経常利益増加率	0.47	( 15.64 ) ***	0.61	0.56	( 8.51 ) ***	0.31
	ROA増加率	0.38	( 6.06 ) ***	0.19	0.46	( 6.40 ) ***	0.20

(注) \*\*\* は1%有意、\*\* は5%有意、\* は10%有意を表す。

図表7 企業成長率の単回帰分析結果 (D. 成長機会)

被説明変数	説明変数	実数ベース			標準化指数ベース		
		係数	t値	補正R <sup>2</sup>	係数	t値	補正R <sup>2</sup>
売上高成長率	1999 トービンq	0.13 ( 2.29 ) **	0.03	0.23 ( 2.91 ) ***	0.05		
	2009 トービンq	0.73 ( 6.20 ) ***	0.19	0.28 ( 3.62 ) ***	0.07		
	1999 PBR	0.06 ( 2.71 ) ***	0.04	0.24 ( 3.01 ) ***	0.05		
	2009 PBR	0.24 ( 5.50 ) ***	0.16	0.22 ( 2.84 ) ***	0.05		
	トービンq 増加率	0.22 ( 1.78 ) *	0.01	-0.01 ( -0.10 )	<0		
	PBR増加率	0.06 ( 1.13 )	0.00	-0.05 ( -0.62 )	<0		
総資産成長率	1999 トービンq	0.20 ( 4.03 ) ***	0.09	0.33 ( 4.33 ) ***	0.10		
	2009 トービンq	0.54 ( 4.88 ) ***	0.13	0.20 ( 2.49 ) **	0.03		
	1999 PBR	0.07 ( 3.50 ) ***	0.07	0.28 ( 3.58 ) ***	0.07		
	2009 PBR	0.22 ( 5.86 ) ***	0.18	0.23 ( 2.95 ) ***	0.05		
	トービンq 増加率	-0.05 ( -0.46 )	<0	-0.17 ( -2.16 ) **	0.02		
	PBR増加率	0.05 ( 1.08 )	0.00	-0.09 ( -1.16 )	0.00		
時価総額成長率	1999 トービンq	-0.30 ( -1.84 ) *	0.02	-0.27 ( -3.56 ) ***	0.07		
	2009 トービンq	1.95 ( 5.64 ) ***	0.16	0.33 ( 4.36 ) ***	0.10		
	1999 PBR	-0.02 ( -0.30 )	<0	-0.17 ( -2.14 ) **	0.02		
	2009 PBR	0.68 ( 5.52 ) ***	0.16	0.34 ( 4.53 ) ***	0.11		
	トービンq 増加率	2.31 ( 7.38 ) ***	0.25	0.64 ( 10.49 ) ***	0.41		
	PBR増加率	0.80 ( 5.35 ) ***	0.15	0.61 ( 9.74 ) ***	0.37		

(注) \*\*\* は1%有意、\*\* は5%有意、\* は10%有意を表す。

図表8 企業成長率の単回帰分析結果 (E. 成長手法)

被説明変数	説明変数	実数ベース			標準化指数ベース			
		係数	t値	補正R <sup>2</sup>	係数	t値	補正R <sup>2</sup>	
売上高成長率	・設備投資							
	1999 設備投資比率	1.27 ( 0.73 )	<0	0.07	0.27 ( 3.54 )***	0.07		
	2009 設備投資比率	2.53 ( 1.43 )	0.01	0.02	0.17 ( 2.18 )**	0.02		
	設備投資比率増加率	0.04 ( 2.39 )**	0.03	0.01	0.01 ( 0.18 )	<0		
	・M&A							
	連結化取得	0.09 ( 3.33 )***	0.06	0.06	0.26 ( 3.33 )***	0.06		
	追加取得	0.02 ( 0.88 )	<0	0.01	0.12 ( 1.55 )	0.01		
	事業取得	0.05 ( 0.69 )	<0	0.01	0.14 ( 1.82 )*	0.01		
	株式交付型(子会社以外)	0.65 ( 5.26 )***	0.15	0.08	0.29 ( 3.79 )***	0.08		
	株式交付型(子会社)	0.14 ( 2.02 )**	0.02	0.07	0.28 ( 3.47 )***	0.07		
	M&A実施数計	0.03 ( 2.88 )***	0.04	0.07	0.28 ( 3.60 )***	0.07		
	有報会社M&A	0.42 ( 2.85 )***	0.04	0.06	0.28 ( 3.19 )***	0.06		
	総資産成長率	・設備投資						
		1999 設備投資比率	1.75 ( 1.12 )	0.00	0.08	0.30 ( 3.94 )***	0.08	
2009 設備投資比率		0.47 ( 0.29 )	<0	0.01	0.06 ( 0.81 )	<0		
設備投資比率増加率		0.01 ( 0.84 )	<0	0.01	-0.11 ( -1.42 )	0.01		
・M&A								
連結化取得		0.06 ( 2.55 )**	0.03	0.03	0.19 ( 2.39 )**	0.03		
追加取得		0.01 ( 0.54 )	<0	0.01	0.13 ( 1.63 )	0.01		
事業取得		-0.01 ( -0.19 )	<0	0.01	0.03 ( 0.41 )	<0		
株式交付型(子会社以外)		0.52 ( 4.65 )***	0.12	0.06	0.26 ( 3.39 )***	0.06		
株式交付型(子会社)		0.04 ( 0.68 )	<0	0.01	0.12 ( 1.48 )	0.01		
M&A実施数計		0.02 ( 1.89 )*	0.02	0.04	0.22 ( 2.78 )***	0.04		
有報会社M&A		0.33 ( 2.48 )**	0.03	0.04	0.23 ( 2.66 )***	0.04		
時価総額成長率		・設備投資						
		1999 設備投資比率	-6.46 ( -1.29 )	0.00	0.01	-0.12 ( -1.45 )	0.01	
	2009 設備投資比率	4.33 ( 0.85 )	<0	0.01	0.07 ( 0.90 )	<0		
	設備投資比率増加率	0.16 ( 3.15 )***	0.05	0.01	0.12 ( 1.46 )	0.01		
	・M&A実施数							
	連結化取得	0.16 ( 2.03 )**	0.02	0.04	0.20 ( 2.62 )***	0.04		
	追加取得	0.04 ( 0.76 )	<0	0.00	0.09 ( 1.11 )	0.00		
	事業取得	0.15 ( 0.77 )	<0	0.00	0.10 ( 1.23 )	0.00		
	株式交付型(子会社以外)	1.12 ( 3.03 )***	0.05	0.01	0.12 ( 1.45 )	0.01		
	株式交付型(子会社)	0.29 ( 1.44 )	0.01	0.03	0.19 ( 2.32 )**	0.03		
	M&A実施数計	0.07 ( 1.99 )**	0.02	0.04	0.21 ( 2.68 )***	0.04		
	有報会社M&A	0.47 ( 1.08 )	0.00	0.01	0.12 ( 1.35 )	0.01		

(注) \*\*\* は1%有意、\*\* は5%有意、\* は10%有意を表す。



## 6. おわりに

本論文は、企業規模の拡大が収益性、安全性、成長機会の高さといった財務指標といかなる関係を持つのか、そしてそれは外部成長と内部成長のどちらによって実現されているのかについて、1999年度から2009年度における化学工業158社を対象として実証的に分析した。

その結果、安全性との関係については、負債比率の増大によって安全性を大きく悪化させることによって成長を実現したという証拠は見いだせなかった。また、収益性との関係では、収益性を犠牲にした規模の増加というよりも、むしろ収益性の拡大をともなった規模拡大であることが明らかとなった。成長機会との関係については、売上高および総資産を成長させた企業は、期間前においても期間後においても高い成長機会水準を保ち続けている一方で、成長機会を低下させたとはいえないが、新たな成長機会を作り出したともいえない。成長手法との関係については、内部成長手法である設備投資よりも外部成長手法であるM&Aのほうが、企業成長との正の関係を強く有していることが明らかとなった。

さらに、実数ベースと標準化指数ベースの2つの分析手法を用いたことによって、業界全体での結果と個別業種内での結果を重層的に考察することが可能となった。実際に、いくつかの変数において異なる結果が存在することが確認された。これによって、各変数の影響力が個別業種内にとどまるものなのか、それともその枠を超えるような大きさを持つかの判定を行うことが可能となった。さらに、業界全体で検出された有意な関係が、個別業界レベルでは起きていない場合があることを発見した。

本研究にはいくつかの課題が残されている。まずは分析期間中のデータの精緻化である。今回は1999年度と2009年度の増減率を成長率として測定したが、その間の年度の数値も当然ながら分析に盛り込むことが可能である。とくに設備投資については、成長手法として対比したM&Aがこの期間を通した実施回数であるため、それに対応するような期間全体の動向を盛り込むよう変数を改善することが望まれる。また、今回の各変数の決定係数は非常に低いものが少なくない。これは、分析に用いた変数がノイズの大きいものであったことによるのかもしれないが、上記の精緻化を行ったうえで、いくつかのコントロール変数を導入することで改善される可能性がある。これらは今後の課題としたい。

## 謝辞

本論文は、常磐大学2009～2010年度課題研究（各個研究）助成（研究課題名「日本企業の成長手法に関する財務的研究」）による研究成果の一部である。また、本論文の査読をお引き受けいただいた2名の査読者に感謝申し上げます。

注

- 1 近年の日本企業の M&A による企業成長効果を分析した研究としては、長岡 (2005) があげられる。
- 2 これら以外の指標について、木下 (2007) は、経常利益増加率、資本金増加率、事務所数増加率、経営者数増加率、研究開発者数増加率は売上高増加率や従業員増加率と有意な相関がなく、中小企業製造業の企業成長の測定に有効ではないとの判断を示している。
- 3 このほか、統計的な実証分析ではないが、松田 (2005) は、2003 年までの 10 年間に売上高を 5 倍以上成長させた年商 500 億円超の企業 26 社および売上高 10 倍以上成長させた年商 1000 億円超の企業 6 社を特定し、その経営特性を考察している。
- 4 このほか、近年ではないが高橋・渡瀬・黒川・高橋 (1978) は 1966 年から 10 年間に売上高が伸びた一般製造業 321 社の財務内容推移パターンを分析した。その結果、売上高成長企業は一般的に財務内容が悪化しており、そうでなくても堅持している企業の多いこと、財務内容のよくなった企業はあくまで特殊なケースであること、成長の時期と財務内容の推移に関係があることなどを明らかにしたことが報告されている。
- 5 ここでの「経営資源」はいわゆる「カネ」を含まない。なぜなら、外部の資金を獲得することを含めると、通常の (外部) 資金調達も外部成長に該当するからである。
- 6 Hoshino (1982) はさらに、1970 年に合併した 15 社について同業他社と比較し、合併会社は合併後に自己資本比率、負債比率、総資産回転率、総資本純利益率は合併前より悪化し流動比率のみが改善したこと、同業他社と明確に異なる差は見いだせなかったことを明らかにした。
- 7 筆者の調べた中では、外部成長企業と内部成長企業を区分し、成長指標の相違について分析した研究は趙 (2006) のみであった。
- 8 統計解析には株式会社社会情報サービスの「Excel 統計 2010」を使用した。
- 9 なお、これ以外に従業員数成長率も使用して分析を行ったが、売上高成長率と総資産成長率の場合とほぼ同様の結果が検出されたため、ここでは取り上げないこととした。
- 10 青木 (2008) によれば、長期の成長率の算出における幾何平均の適切性が指摘されている。ただし、本論文では単純な増加率を採用した。
- 11 ただし後述のとおり、比率以外の変数について実際の分析では、実額データの自然対数を採用した。ここではそれを表現していない。
- 12 時価総資産額が入手できないため、簿価総資産を用いるシンプル q を使用した。
- 13 胥 (2007) に倣い、PBR をトービンの q に代替する成長機会の変数として採用した。
- 14 変数の標準化には Microsoft Excel 2010 の「standardize」関数を用いた。
- 15 具体的には、売上高、総資産額、時価総額、負債、株主資本、経常利益。このうち株主資本お

よび経常利益についてはマイナス値の自然対数が取れないため標本数が若干少ない。

## 参考文献

- 青木茂男 (2008)『要説 経営分析 (三訂版)』森山書店。
- 蟻川靖浩・宮島英昭 (2007)「M&A はなぜ増加したのか？」宮島英昭編著『日本の M&A—企業統治・組織効率・企業価値へのインパクト』東洋経済新報社、45-79 ページ。
- 江島由裕 (2010)「日本のスタートアップ企業の成長要因(1) —デモグラフィーと企業成長—」『大阪経大論集』第 61 巻第 4 号、49-64 ページ。
- 江島由裕 (2011)「日本のスタートアップ企業の成長要因(2) —企業家特性・戦略姿勢・政府支援と企業成長—」『大阪経大論集』第 61 巻第 5 号、109-124 ページ。
- 小田切宏之 (1992)『日本の企業戦略と組織』東洋経済新報社。
- 木下良治 (2007)「企業成長概念と成長指標に関する一考察 —中小製造業を対象に—」『広島大学マネジメント研究』第 7 号、1-17 ページ。
- 小本恵照 (2002)「合併によって企業業績は改善したか? —財務データによるアプローチ—」『ニッセイ基礎研究所報』第 24 号、1-22 ページ。
- 榊原清則・本庄裕司・古賀款久 (2004)「技術系製造業におけるスタートアップ企業の成長要因」文部科学省科学技術政策研究所 第 1 研究グループ Discussion Paper No.37。
- 胥鵬 (2007)「どの企業が敵対的買収のターゲットになるのか」宮島英昭編著『日本の M&A—企業統治・組織効率・企業価値へのインパクト』東洋経済新報社、197-221 ページ。
- 高橋吉之助・渡瀬一紀・黒川行治・高橋正子 (1978)「売上げ高成長企業の財務内容推移」『日本経営工学会誌』第 29 巻第 1 号、85 ページ。
- 趙丹 (2006)「新興企業の成長戦略と財務 —IPO 前後の成長パターンの検証—」『年報財務管理研究』第 17 号、46-51 ページ。
- 長岡貞男 (2005)「合併・買収は企業成長を促すか? 管理権の移転対その共有」『一橋ビジネスレビュー』第 53 巻第 2 号、32-44 ページ。
- 新美一正 (2011)「「無借金企業」の経営分析 —財務安定性と成長性のトレードオフを考える—」『Business & Economic Review』第 21 巻第 3 号、130-159 ページ。
- 林伸二 (1993)『日本企業の M&A 戦略』同文館出版。
- 星野靖雄 (1981)『企業合併の計量分析』白桃書房。
- 松田修一 (2005)「日本の 5 倍成長企業の経営特性」『国際経営・システム科学研究』(早稲田大学アジア太平洋研究センター)、第 36 号、135-147 ページ。
- 村松司叙 (1986)「財務データによる合併効果の分析」『企業会計』第 38 巻第 5 号、60-69 ページ。

- 山本達司 (1992) 「会計情報による企業合併の評価」『会計』第 141 巻第 6 号、828-844 ページ。
- Hoshino, Yasuo (1982), “The Performance of Corporate Mergers in Japan,” *Journal of Business Finance and Accounting*, vol.9, no.1, pp.153-165.
- Ikeda, Katsuhiko, and Doi, Noriyuki (1983), ”The Performance of Merging Firms in Japanese Manufacturing Industry: 1964-75,” *Journal of Industrial Economics*, vol.31, no.3, pp.257-265.
- Kruse, Timothy A., Park, Hun Y., Park, Kwangwoo, and Suzuki, Kazunori (2007), ” Long-term performance following mergers of Japanese companies: The effect of diversification and affiliation,” *Pacific-Basin Finance Journal*, vol.15, pp.154-172.
- Odagiri, Hiroyuki, and Hase, Tatsuo (1989), “Are Mergers and Acquisitions Going To Be Popular in Japan too?: An Empirical Study,” *International Journal of Industrial Organization*, vol.7,no.1, pp.49-72.
- Yeh, Tsung-ming, and Hoshino, Yasuo (2002), “Productivity and operating performance of Japanese merging firms: Keiretsu-related and independent mergers,” *Japan and World Economy*, vol.14, no.3, pp.347-366.



---

研究論文

---

法的思考と社会構成主義

—— 法哲学と科学技術社会論の協働に向けて\*<sup>1</sup>

吉良貴之・小林史明・川瀬貴之・松原克志

**Legal Reasoning and Social Constructivism: toward Productive Cooperation of Philosophy of Law and “Science, Technology and Society (STS)”**

**Abstract**

The purpose of this paper is to explore the possibility of productive cooperation between the philosophy of Law and “Science, Technology and Society (STS)”. STS is a discipline, which considers science and technology in a social context, while the philosophy of law discusses wide-ranging problems, from fundamental legal concepts such as “justice” or “democracy,” to actual social institutions as legal systems. The authors of this paper reason that even though both disciplines share a basic awareness of issues, cooperation between disciplines is currently inadequate and as a result creates an unfortunate situation. In this paper, three young scholars of philosophy of law discuss each theme regarding the relations of the two disciplines, and consider the possibility and scope of theoretical cooperation. At first, KIRA and MATSUBARA discuss their idea of cooperation, and explain why both these disciplines share basic awareness of issues, for example, concerning democracy, citizenship, or justice in relation to science. Second, KIRA characterizes “legal reasoning” and “scientific reasoning” as “reasoning under assumptions,” and examines the characteristics of STS, in particular, “social constructivism” and “value-relatedness.” These characteristics are not necessarily compatible in practices of STS, but with back-and-forth reflection, STS could become a more robust theory. Third, KOBAYASHI examines a famous Japanese adjudication of a medical error case, and confirms that causation in fact-finding constructs legal “fiction”. The story-making process necessarily generates normative distinction between “normal” and “abnormal”. Although many scientists think that lawyers have a very solid view of science, legal reasoning should be marked with normative and constructive process. Finally, KAWASE examines institutional meanings of borders between countries by reference to international / global distributive justice theory, in particular, that of David Miller. In Miller’s view, the roles of science differ



in global and domestic contexts. In a global context, thin and universal knowledge of natural science identifies “basic needs” and in a domestic context, a thick normative concept gained from social science identifies “social needs.”

## 1. 本論文の目的

吉良貴之・松原克志（常磐大学）

本論文の目的は、法哲学と科学技術社会論（Science, Technology and Society あるいは Science and Technology Studies、以下 STS）との親和性に着目し、両者の協働のためのきっかけを探ることにある。

STS は科学技術と社会の双方向的な影響関係を研究対象とする学問分野である。そのような分野として科学史、科学哲学、科学社会学などがあるが、STS はそれらを総合し、さらにより実践的な問題に関わろうとする点に特徴があるといえよう。

日本の STS が組織的に推進されるようになったのは、その問題関心を共有する人々の学際的連絡団体「STS Network Japan」が設立された 1990 年からである。その初代代表の中島秀人は「STS とは、科学技術の社会的側面についての人文・社会科学的な研究・教育である」と述べている（中島 1991）。そして「科学技術論にあった科学技術史、科学哲学の呪縛」から離れ、科学技術法学や科学技術政治学といった、現実社会により近い分野も STS に含めるように提言している。そこで念頭に置かれている「科学技術」は伝統的学問観による狭義の分類ではなく、「自然科学と人文・社会科学の複数領域の知見を統合して新たな社会システムを構築していくための」「社会技術」として再定位されたものにほかならない。そういった問題意識が現在の日本において政策レベルで具現化しつつあることの一例として、科学技術振興機構社会技術研究開発センターなどが中心となって進めている研究開発を挙げることもできるだろう\*<sup>2</sup>。

そうすると STS は、科学技術を従来よりも広い社会的文脈に位置付けて「推進」しようとする運動のように思われるかもしれない。しかし STS は一方で、科学技術に起因する現実的な問題、たとえば公害を典型とする環境問題に取り組むとき、その「民主的制御」をもあわせて考える。このことは STS の高校生向け教科書として国際的にも有名な SISCON (Science In a Social Context) シリーズの 1 つである「科学の本性」(Solomon 1983) で、科学技術問題への「市民」としての関わり方として、政治家への働きかけといった——日本の理科教科書に載ることは想像しにくい——手段が紹介されていることに象徴的である。その科学技術の「民主的制御」とは具体的にどういふことなのか。そして、なぜそのような考え方をするのか。

「科学者の社会的責任論」が原子力爆弾の開発に端を発していることは、もはや確認するまでもないだろう。科学者の純粋な知的好奇心の結果としての科学技術ももはや、それ自体として他から

切り離されて存在することは許されない。それはつねに社会的文脈の中にあり、相互に影響を与え合う。そしてときにその「推進」の担い手——科学者、政官財、そして「科学信仰」を有していた「市民」たち——の想像を超えた莫大な被害をもたらしてきた。そして不幸なことに今後ももたらす可能性は否定できない。フロンガスによるオゾン層の破壊、繰り返される葉害はその典型であろう。さらに昨今、急速に研究開発が進められているナノテクノロジーや遺伝子組換え生物が、人間や社会にどのような影響を与えるか予測することは困難である。

グローバル化する世界において、科学技術は国境を軽々と飛び越えて世界中に影響をもたらしていく。いわば世界中の誰もがその影響下にあり、利害関係者 (stakeholder) であるともいえる。その「制御」は、知的好奇心の無邪気な探求や当該学問分野の既得権益確保といった動機に左右されがちな科学者の自助努力に期待することもできず、また特殊権益に縛られた少数の政策立案者たちに任せることもできない。我々すべてが否応なく巻き込まれ、責任をもって関わらざるをえない性質のものであり、だからこそ「民主的」であることが求められる。科学のそういった「民主的制御」の具体的試みの 1 つとして科学技術コミュニケーションがあり、「コンセンサス会議」「サイエンスショップ」「サイエンスカフェ」などの様々な形で活発に行われている\*<sup>3</sup>。それぞれに共通しているのは市民と専門家との議論や対話・協働を重視している点である。

科学技術コミュニケーションは STS など科学者共同体の学術的関心からのみ展開されているわけではなく、日本政府の方針としても強力に推進されている。2011 年 8 月 19 日に閣議決定された文部科学省 (2011) の第 4 期『科学技術基本計画』はそれを明確に示している。東京電力株式会社・福島第一原子力発電所の事故も含め、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、科学技術への国民的不安は増すばかりであるのが実情だろう。その結果、「国の科学技術政策の策定および実施にあたり、国民の政策過程への参画、リスクコミュニケーションも含めた科学技術コミュニケーション活動を一層促進する」必要が生じたのである。

むろん、市民と専門家が対話・協働することによって「知識勾配」が解消されるといった楽観的想定は過去のものである。そこで重要なのは「市民」「専門家」あるいは「素人」といった区分けそのものが再審に付され、相対化されていく動態的な過程である近年の複雑かつ複合的な科学技術問題において全人格的な「専門家」の存在する余地はない。各主体は問題状況ごとに日々、「専門家」「セミ専門家」「活動家」「素人」といった多面的な顔を見せる。科学技術コミュニケーションはその揺らぎを可視化することによって、政策形成過程の硬直化を打破することに大きな意味がある。そして本稿のタイトルにある「社会構成主義」は、まさにそういった事態の分析を可能にするものであるがゆえに、STS が積極的に採用する立場であるといえよう。

このように STS では科学の振興／制御を、社会的文脈の中において、民主的な議論を通じて実現することに関心をもつ。しかし、そこにおける「対話」とか「熟議」といったものが単なるお

題目である限り、その参加者たちは「ほどよい異物」として科学技術政策を結果的に正統化する「御用市民」にもなりかねない。それを避けるためには、上述の科学技術コミュニケーションの実行可能性を適切な制度設計の問題として考える必要がある。それが STS の従来の議論で必ずしも意識化されておらず、結果的に社会科学諸分野との協働が十分でないことは反省点であるだろう。本論文はそのような問題意識から、社会制度の根幹である「法」に注目し、その思考方法を STS はいかにして有効に摂取できるかを原理的に考察しようと試みるものである。

以下の章では、法学の中でも特に「法哲学」を専攻する 3 名がそれぞれの立場から STS 的問題を批判的に考察していく。ここではまず「なぜ法哲学に着目したのか」について、筆者（特に松原）の考えを述べておきたい。法哲学は「正義」「権利」といった抽象的な法概念から具体的な法・政治制度のあり方まで広く検討対象とする学問であるが、その議論の中で「科学論」への言及が非常に多いことを筆者は意外に思っていた。たとえば、法哲学者である亀本洋は「法律学的営為を特徴づけるために科学との比較がしばしば用いられてきた」と述べている（亀本 2006, 295 頁）。また、井上・嶋津・松浦編（1999）には、科学技術の発展が社会に重大な影響を与えている結果として新たな法哲学的問題が出来していると捉える論者が多く掲載されている。

ところが、一般的には「科学」と「法学」は全く異なるものと思われているのではないだろうか。日本では学習段階の早い時期から学科が理科系と文科系と二分されることから、両者の溝が深まっているのが実情であろう。しかし、後の章で詳しく述べるように、少なくとも「思考法」から両者を比べた場合、大きな差異はないのかもしれない。そこに両者の協働の手がかりがあり、STS はその「媒介」としての役割を果たしうるのでないかと筆者らは次第に考えるようになった。

STS は科学技術と社会の相互作用がもたらす問題への実践的コミットメントを重視していることもあり、科学的な「真実」のみならず社会的な「正義」への関心も高い。そして法哲学もまた、双方への目配りを持っている。たとえば、現日本法哲学会理事長の井上達夫は、日本法哲学会『学会報』（第 23 号）に寄せた巻頭言に東日本大震災に関連させ、日本の社会と知の再建に言及している。その中で、日本の地震研究が地震予知システムに集中するばかりで大規模地震後の危機管理システムの研究開発が疎かだという指摘に触れている（井上 2011）。それを受けて井上は「危機管理の法哲学」を提唱するのだが、抽象的理論に自足することなく、その妥当性を社会問題との関わりからテストしようとする姿勢はまさに STSに通じるものである。

このように法哲学において STS 的な問題意識が強く打ち出され、科学論への言及も多くなされているにも関わらず、もう一方の STS で法哲学に言及しているものは残念ながらほとんどない<sup>\*4</sup>。STS が「正義」や「民主主義」に言及するのであれば、それが無内容なスローガンとなることを避けるためには、このような問題を伝統的・専門的に扱っている法哲学の知的資産から学ぶべきことは多いはずである。

そこで本論文では、法哲学と STS の協働可能性をいくつかの問題に即しながら検討していきたい。次の第 2 章では科学的思考、法的思考の両者に共通する前提としての「仮定」の役割に注目する。そして仮定に基づく思考であるがゆえのメタ価値判断への禁欲性に言及し、STS の基本的概念の 1 つである社会構成主義的発想の有用性と限界について検討する。この論考を受けた第 3 章、第 4 章は、STS との具体的な接続法を考える。3 章では法的因果関係における科学的事象の社会構成について論じる。たとえばタバコの不始末が火事の原因とする場合に酸素や燃え易い建材の存在は法的にどう理解されるべきか、**法的思考の社会構成**について法哲学的な議論を紹介する。最後に前者 2 つの論考をうけ、科学技術に起因する資源や権利を分配することの国際的な正義について整理する。この 3 つの論考を通じ、法哲学の論点の STS への応用可能性とその限界について議論することにより、法哲学と STS との協働可能性を模索することとしたい。

## 2. 仮定の思考としての「法と科学」

吉良貴之 (常磐大学)

### 2.1 本章の目的

本章ではまず総論として法的思考と科学的思考の比較を行い、その共通点と相違点を確認した上で科学技術社会論 (STS) の位置付けを検討する。特に STS の二大特徴ともいえる社会構成主義と価値関係の性質について批判的に検討し、実践の学問としての科学技術社会論をより強靱なものとして再定位する可能性を考察する。本章はそのための思想資源を法哲学の側から提供しようとする試みである。

### 2.2 法的思考とは何か——「仮定の思考」として

「法律家のように考える (thinking like a lawyer)」「法的思考 (legal reasoning)」あるいはその精神としての「リーガル・マインド」が、法を学ぶ者にとって、もしくはそれだけでなく広く社会で生きていく者として、欠くべからざるものになりつつあることがしばしば説かれている。特に法学教育の現場でそれは往々にして、十分な内容を補填されることのないままにさながらマジック・ワードのごとく掲げられている。実際、それらは論者によって非常に多様な性格付けがなされており、明確な定義をなすことが難しい。その困難は、法的思考なるものが多分にして、権威あるテキストブックによって体系的に学ばれるものというよりもむしろ、現実の法解釈や紛争処理の実践を通じて血肉化される暗黙知的・感覚的側面を持っている事実とも無関係ではない。それは一方で**法教義学**の秘教的性格を生み出し、法学に馴染みのない人々に対し法律家への過剰な警戒、もしくはその裏返しとしての遵法主義的崇拜をもたらす一因ともなる。

もっとも、「法的思考」の意味するものとして一応の最大公約数的な見方を抽出することは必ず

しも不可能ではない。たとえば毛利（2007）は「リーガル・マインド」を「既存のルールを解釈・適用し、特定の問題に実質的に妥当な解決を与える能力、その過程で必要とあれば適切な理由を挙げつつ議論する能力」として、それを基礎にしてなされる「法的思考」を「教義学性」「三段論法的思考」「過去志向性」「二分法的思考」「適切な理由づけの要求」といった特徴のもとに性格付けている。本章で最も重要と考えるものは、その中では「適切な理由づけの要求」に特に関係しているが、たとえば法の女神テミス（Themis）が目隠しをして剣と天秤を持つ像に象徴的であるように、自己の先入見から離れ、両当事者の言い分、そして一般性と個別具体性を公平に考量し、妥当な処理方法を理由付けて模索する志向性である。端的に述べるならば、それは自己を消去した上でバランスを取ろうとする態度であり、「理由づけ」は属人的事情の排除である。

ここにおいて法的思考が「仮定」のもとになされることに注目してみたい。すなわち、一定の制度なり（実定）法規範なりを前提とするならば、当該紛争を処理すべき理由（＝理性）はいかにして導出されるかという思考の筋道を取るということである。この過程で、法律家個人の正義感といったものは背景に退いていく。ある法的前提の下での仮定的思考の訓練が法学部や法科大学院でなされる法学教育であり、そこでは無前提の（法規範から導かれない、あるいは当事者が主張していない）素朴な価値表出は、いかに社会正義の名のもとに粉飾された高邁なものであろうとも非-法的思考として強く戒められる——法律家を「正義の味方」と美しく誤解する人々の失望の大半はそれに起因する。

### 2.3 法哲学の古典から——ハートの執拗な if 節

以上の例をより抽象的な文脈において法哲学の古典に求めることも容易い。たとえば「法とは何か」という法概念論をめぐる問題において現代の主流を占める「法実証主義」（法の認識は観察可能な社会的事実のみによってなされうとする立場）において、今なお常に参照される古典である H・L・A・ハート（H. L. A. Hart）の『法の概念（*The Concept of Law*）』では、もどかしい if 節が執拗なまでに繰り返されている。たとえば次のような具合である。

社会がそのよう〔義務の分配による原初的〕な一次的ルールのみによって存続するならば、人間の本性と我々が住まう世界について明らかにわかりきった少数の事柄からなる、はっきりと充足されるべき条件があるだろう。（Hart 1994, p.91, 訳 101 頁：補足と強調は吉良、訳文変更）

このように、仮にこれこれの目的をとるならば、法あるいは法的諸概念は次のように考えられるだろう、といったように、法の目的に関する規範的主張はあくまで「仮定」としてとどめ置かれ、その仮定自体の正当性吟味は注意深く回避されるのである。つまり、法の目的に関するハート自身



の規範的主張は強迫的に隠蔽されている。本書は様々な論点を雑多に含み、その古典的名声とは裏腹に十分な体系性を有しているとは必ずしもいえないものの、この種の if 節は一貫して多用されている。

ハート自身の立場はというと、他の著作を併せ読めば、ある種の功利主義に立脚しつつ、法の外在的批判可能性を重視するがゆえに法同定基準の明確化を志向する種類の規範的な法実証主義<sup>\*5</sup>であることがわかる。ごく簡単に述べるならば、法は道徳から切り離すことによって明確な認識が可能になり、そして道徳的に外から批判する道が開かれるという筋道である。本書でもそれが底流にあることは確かである。しかし本書では、法の認識から価値判断を徹底して排除する「記述的法理学」への試みという自己理解による狡猾な隠蔽工作により、その規範的主張は甚だ見えづらいものとなっている。

一般的にいて、規範理論の優劣を評価する尺度の 1 つとして、最小限の規範的前提からいかにして最大限の含意を引き出しているかという論理的効率性があることは確かである。だからこういった「隠蔽」はハートに特有のものではなく、所与とされる規範的前提をいかに小さく見せかけるかという手際にこそ当該論者の「腕」が現れるといっても過言ではない。むしろ法学者たるハートの戦略は、前提に関する価値判断が回避されていることを——それが実際に成功しているかどうかはともかくとして——あえて明示することによって、前述の「仮定の思考」としての法的思考を最もあからさまに実演してみせたことに重要な特徴があるといえるだろう。

ハートは同著において、法の究極的な認識根拠を公務員（とりわけ裁判官集団）の受容という社会的事実求めた。それゆえ、その観察は法学的問題から社会学的問題に転換される。ここにはハンス・ケルゼン (Hans Kelsen) 以来の法実証主義における「法学の科学化」という理論動機の残響がある。法の認識が社会的事実の参照のみによってなされるならば、法的思考は法命題の真理条件や正当化条件の吟味に踏み込むことなく、ただその妥当性を仮定するのみで足りる。したがって、ハート（および法実証主義陣営に属する多くの論者の立場）において、事実／価値という新カント主義的あるいはヴェーバー的二分法を堅持しつつ法学の自律性を担保する重要な手段として、仮定の思考たる法的思考が大きな役割を果たすことになる。少なくとも法実証主義的立場を採る限り<sup>\*6</sup>、「仮定」そのものの正当性吟味は立法論や政策論、社会学の問題となり、「記述的法理学」から放逐されるのである。

## 2.4 科学的思考とは何か——正当化の文脈において

前節まで、「法的思考」における「仮定」の役割について述べてきた。ひるがえって、「科学的思考」の場合はどうか。科学的思考とは何かを問う場合、そもそも「科学」とは何か、いわゆる「疑似科学」との線引きはいかにしてなされるかという科学哲学上の大問題（境界設定問題：Demarca-



tion Problem) を避けることはできない。この点では、人工物たる既存の法制度——むろん、それをまったく認めない極端な自然法論は別として——をひとまず前提に置くことができる法的思考よりも、自然一般を対象にする科学は初めからより大きな問題を抱え込まざるをえない。

この「境界設定問題」について科学哲学者の伊勢田哲治は、次のような「科学の定義」を提案している。

以下の所与の制約条件の下で、もっとも信頼できる手法を用いて情報を生産するような集団的知的営み

- (a) その探求の目的に由来する制約
- (b) その研究対象について現在可能な研究手法に由来する制約 (伊勢田 2011, 97 頁)

言い換えると、ある知的営みにおいて、その目的に照らした上で利用可能な手法を最大限に利用しているものが「科学」たる資格を得ることになる。逆にいえば、信頼できる手法が他にあることを認識しているにもかかわらず、それをを用いないで「科学」を装った主張をなすものが「疑似科学」とされる——これは科学を特権化するのではなく、逆に相対化する区別である。

このような線引きは伊勢田自身の著書の題名の通り「認識論を社会化する」(伊勢田 2004) ものであり、科学の営みを現実の社会的諸条件の拘束下において理解しようとするものである。この方向は後述の「社会構成主義」的発想と親和的であるが(論理的必然性はない)、本章では議論の都合上、より抽象的な定式化を与えておきたい。というのは、引用文中の「所与の制約条件」は、伊勢田が想定するような現実の利用可能性によるもの以外に、客観的な世界の側からも課せられるという實在論的立場も十分にありうるからである——科学の営みが一定の「収斂」を見せるという事実を説明するためには、そういった視点の導入が必要であると本章筆者(吉良)は考える(cf. Laudan 1984)。

ここで「所与の制約条件」の内実をオープンにして「科学」の営みを再定位するならば、ある仮説が、一定のメタ言明によってあらかじめ規定された条件を満たすか否かを利用可能な最大限の手法(それが何かもまた問題であるが)を用いて検証する動的なプロセスが科学であり、それを担う思考が「科学的思考」ということになるだろう(ここでいう「仮説」は、本章で述べる「仮定」と区別して用いている)。むろん、これは仮説の検証に関わる特徴付けであって、科学的成果の「正当化」の文脈に関わっている。科学的「発見」の文脈が前景化されていない以上、記述的排他性をクレームするものでないことには注意が必要である。「発見」の文脈を重視する「現場の科学者」はしばしば、仮説の検証条件などわざわざ考えることはないと述べる——もっとも、本章の議論からすればその「わざわざ考えることはない」ということがまさに「仮定の思考」であるのだが。

上述の定式における「科学的思考」には、(1)科学的妥当性の基準（メタ言明）をいかに記述するか、(2)その条件を当該仮説が満たしうるか、という異なった 2 つの考察段階がある。通常科学において(1)は科学分野ごとに確立されているのが常であり——分野ごとの妥当性条件の深度の相違に法律家はしばしば戸惑うのだが——、問題になることは稀である。現実の科学の営みはもっぱら、確立された基準のもとに、観察事実との適合性なり理論的整合性なりの観点から、利用可能な最大限の手法を用いて仮説を検証することによってなされる。

このメタ言明は仮定されるものとしてとどめ置かれ、その吟味自体は通常科学の主要な目的ではない。所与の妥当性条件のもとでの「仮定の思考」が通常科学の思考であり、そこで科学者本人の個人的信条や価値観は消去される。ここに法的思考と科学的思考の最大の共通点があることは明らかである。もっとも、法的思考は現実の必要性に関わるがゆえに一定の時間的拘束の中で終極的な結論を出さなければならないのに対し、科学的思考は結論を常に暫定的なままに宙吊りにせざるをえないという重大な違いもある。しかし、ここでは両者が「仮定の思考」において共通していること、それが（メタ）価値判断への禁欲性につながっていることが重要である。

## 2.5 STS の社会構成主義と価値関係性、そして思考の「寄る辺なさ」

ここまで法的思考と科学的思考の共通点を、妥当性条件のメタ言明に関わる「仮定の思考」と、それに伴う（メタ）価値判断への禁欲性として特徴付けた。さて、科学技術社会論（STS）の思考は両者と比較した場合、いかなる位置にあるだろうか。STS もまた一枚岩でないことを承知の上でまとめるならば、(1)科学の理論および知識に関する社会構成主義<sup>\*7</sup>、(2)一定の目的のもとに科学を規律（regulate）しようとする価値関係性、の 2 点を重要な特徴としていると考えられる（参考、平川 2001）。

(1)は上述の法的思考・科学的思考がともに妥当性吟味の埒外に排除した「仮定」のあり方を分析するものであり、その意味で STS は、客観主義からの批判に十分に答えうる限りにおいて両者を補足する関係に立つ。逆に、(2)は以下で述べるように、法的思考と科学的思考が注意深く避けてきた事実／価値の問題をあまりに素朴に飛び越える危うさがある。

社会構成主義そのものは認識論上の立場であって価値関係性と論理的な関係はないものの、STS は両者を接続する実践的コミットメントを有しているがゆえに問題がほどこにくくなっている。というのは、社会構成される知識への実践的コミットメントをつねに問題にされざるをえないからである<sup>\*8</sup>。かかるコミットメントもまた社会構成されたものであるといった具合に相対化の運動を「極北」まで進めることは哲学的には可能であるが（入不二 2009）、そうすればするほどに STS の考えるような「市民のための科学」とか「熟議による合意形成」といった実践的目標との距離が遠くなっていく。かかる目標を有意味なものとして維持するためには、いかなる知識なりコミットメ

ントなりが「構成されざるもの」として残りうるかが問われなければならない。「すべてが構成される」という主張は「すべてが夢である」という主張と同様に無意味である。「夢」が「現実」との対比において意味を持つと同じように、「構成されるもの」は「構成されざる残余」との対比において意味を持つ。したがって、STSは（少なくとも根源的な相対主義を避ける限り）客観主義の实在論との対決において、構成されるものと構成されざるものの定量的記述を行わざるをえない。しかし、そのような認識論上の大問題に取り組む論者は多くない\*<sup>9</sup>。

また、そのコロラリーにあたる問題として、社会構成主義による知識の相対化は、STS的実践性の拠って立つ足場そのものを掘り崩す危険性もまた指摘されうる。あらゆる知識の（政治的）構成過程の果てなき暴露合戦は「サイエンス・ウォーズ」の喜劇的反復たる「STSウォーズ」の不毛さに陥ることさえもある。科学的研究成果についてその資金の出所だけをもって否定する類は最も戯画的な例であろう。より慎重なものとしても、たとえばSTSの世界的な代表的論客たるシーラ・ジャサノフ（Sheila Jasanoff）による、科学技術問題を扱う裁判において当事者主義・対審構造を緩和しようとする提言（Jasanoff 1995, chap.10）などは、その問題意識は理解できるものの制度外在的な批判にとどまっており、裁判の制度的合理性とそれによって担保される私的自治の原則といった法的価値についての顧慮が十分なものかどうか、疑問なしとはしない。

STS的社会構成主義がこのような「寄る辺なさ」の問題を抱える原因は、過度の相対化によって制度内在的な思考が妨げられていることにある。言い換えれば、法的思考が既存の（実定）法規範を、科学的思考が既存の理論体系における制約条件を、それぞれ「仮定」した上で思考を組み立て、それゆえに価値判断への禁欲性を確保しようとするのに対し、STS的社会構成主義ではかかる「仮定」もまた果てなき相対化の運動に巻き込まれるために思考の制約条件となりえないのである。したがって、STS的社会構成主義は「仮定」のもとに制約付けられた内在的思考を困難にするものであり、果てしなき外在化と相対化による知的遠心運動は、それが批判対象とする科学なり法律なりの諸制度との距離を広げる契機をつねに持っている。かかるSTS的思考が「市民」なり「社会」なりとの接点を持ち続けるためには、一定の価値判断について危険な思考停止を是としない限り、(1)一方でその遠心運動をどこかで「打ち止め」にする「仮定」の思考を導入しつつ、(2)他方でそれを社会構成主義的に「健全に」批判し、(3)さらにはその社会構成のあり方について「構成されざるもの」との関係を見極めていくという、何重にも複雑な作業が必要になるのではないと思われる。価値関係的な学としてのSTSが恣意性と寄る辺なさを免れ、学際領域としての最良の部分を発揮するのは、かかる反照的運動においてであるだろう。

### 3. 法における因果関係とその社会構成

小林史明 (明治大学)

#### 3.1 本章の目的

水害、火事、交通事故などが起きたときに、まず責任追及の枠組みを模索しようとするのは法を学んだ者の癖である。科学技術社会論 (STS) は、科学史、科学哲学、科学社会学などの知見を発展的に継承して科学技術と社会の関係を分析してきたとされるが、そこで法は社会における集団的意思決定の一局面として捉えられている。文字通り集団的意思決定である立法が決定を繰り延べられるのと対照的に、司法は迅速な裁判の名の下に時間的制約に服して一定の結論を出さなければならない。また司法は紛争処理を第一の目的としているために、行政が主に行なっている原因究明などは紛争処理に必要な範囲でしか探求しないし、する必要もない。法学徒がまっ先に責任追及を始める習性はこのような制度にも由来している。司法という場で科学が問題になるのは、「科学裁判」と呼ばれる高度な科学技術を扱うものに限られず、事実を争うあらゆる訴訟に科学が伏在しているからであると考えられる。その中の典型として因果関係をめぐる諸問題について、以下、法学、法哲学、科学論の立場から若干の分析を行いたい。

#### 3.2 ルンバール事件判決と法的因果関係

科学と法の関わりについては様々なアプローチが可能であるが、典型的なものとして科学を裁判がどう扱うかという問題がある。裁判で責任を問う場合、被告 (人) の行為が結果を惹き起こしたことの証明が求められるが、法廷で問題となる因果関係は第一義的には何が起きたかという事実をめぐらるものであるため、一般には科学的因果関係の説明が尊重されているように思われる。しかしながら、科学的因果関係と法律効果を帰属させるために法廷で認定される法的因果関係とが齟齬を生じている、と思われるケースも散見される。法的因果関係の証明と科学的なそれとの関係について、最高裁判所が一般論を次のように展開し、はっきりと述べたのが著名な「東大ルンバール事件」判決である。

訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認する高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信をもちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。<sup>\*10</sup> (強調は小林)

この裁判では、医師など複数の鑑定人が、施術医師の行為と原告の障害結果との因果関係を積極的に肯定しなかったにもかかわらず (実際に二審高裁判決は同じ証拠から「原因が、本件ルン

パールの施行にあることを断定しがたい」と判示していた)、最高裁判所が「経験則違背」を理由に二審判決を差し戻して因果関係を認めたことから科学と裁判を語る上でのリーディング・ケースとなっている。科学的証明を重視する立場からすると、自然科学的に証明されない「あやふやな証明」によって賠償や刑罰といったサンクションが課される可能性を許容するような判決は脅威と感ぜられるであろうし、また自然科学的証明を「一点の疑義も許されない」としたことに対する自然科学者の反応は厳しいものであった\*<sup>11</sup>。

しかしルンバル判決は法学者にとっては決して意外なものとは受け止められていない\*<sup>12</sup>。この齟齬について考察を加えるために、まず法学からみた本判決の分析について概観したい。

不法行為法において損害賠償責任を問うためには伝統的に因果関係の存在を必要としてきたが、いわゆる「あれなければこれなし」という *conditio sine qua non* 図式に依拠すると、たとえば行為者の両親が行為者を誕生させなければ、またさらに溯行して祖父母が両親を誕生させなければ、といったように帰責の無限溯行がまかり通ることになり失当であるとして、さまざまな因果関係の切り分け(すなわち因果関係の限定)がなされてきた。特に一般的であったのは相当因果関係説であり、それはこのように無限溯行する因果連鎖を「通常生ずべき損害」という言辞でもって、行為者の予見あるいは通常人であれば予見が可能であった事情がある範囲に絞るものである。

こういった理解に対し、民法学者の平井宜雄は、相当因果関係を「事実的因果関係」と価値的・評価的な「保護範囲」という二つのアスペクトに分けて論じるべきことを主張した\*<sup>13</sup>。これによれば行為者の行為と損害事実との間にある *conditio sine qua non* 関係は「事実的因果関係」として、「法的価値判断を含まないところの事実関係の科学的探求」(平井 1990, 136 頁)の対象とされ、そのような価値中立的な「損害」と、「裁判官の政策的価値判断」(同 138 頁)によって決定される「保護範囲」の問題は明確に区別されることになる。しかしながら「事実的因果関係」を価値判断の含まれない科学的探求とする点について、法学内部あるいは哲学、科学哲学などからの批判が予想されるところである\*<sup>14</sup>。民法学者からもこの区別論について疑義が呈されている\*<sup>15</sup>。次節において、これらが区別できるのかについて(法)哲学的議論を瞥見したい。

### 3.3 因果の構成——ノーマルの社会構成

因果関係を、ある結果を何かに帰属 (attribution, ascription) させることと捉えると、これを二つの層に分けて考察することができる。一つは、ある結果を原因に帰属させる因果帰属の問題であり、他方は責任を誰に負わせるかという責任帰属の問題である。何か問題とすべき結果が生じその原因を探るとき、私たちは「あれなければこれなし」という図式に依拠して検討することが多い。たとえば火災現場から煙草が見つかり、その周辺の燃焼が激しいとすると煙草の火の不始末が原因とされる。不始末がなければ火災はなかったであろう、というように。しかしまったく同じ図式



で、酸素や燃えやすい建材の存在も原因と呼ぶことができちゃうのではないだろうか。この点について法哲学者 H・L・A・ハートと民法学者トニー・オノレ (Tony Honoré) は、普通私たちはこれを原因ではなく単なる条件と呼ぶと指摘している。彼らはこの区別を可能とする思考様式としてノーマル (通常) とアブノーマル (異常) の別を挙げる\*<sup>16</sup>。

たとえばハートとオノレの設例に依拠すれば、工業用無酸素室内で火災が起きた場合には、酸素の存在を原因とすることがありうるが、これは酸素がないところをノーマルとしそこへの酸素の流入を、差異を生み出すアブノーマルとする思考によって、煙草の例では単なる条件に過ぎなかった酸素の存在を原因とすることが可能となっているのである。つまり、原因の決定は状況依存的であって、究極的には何をノーマル/アブノーマルとするかというコモンセンスに依存していることが明らかにされる\*<sup>17</sup>。

さらに着目すべきは、アブノーマルとされる出来事は現実に起きたことであるが、ノーマルとされる世界はこの現実では出来しなかったフィクションだということである。つまり私たちは、実際には起きなかったノーマルな状況を事後的に筋立てて再構成し、そこから経験則によって得られる想像上の経過と、現実に起きた経過とを比較しているのである\*<sup>18</sup>。これがフィクション (仮構 = 擬制) を必然的に伴う想像力 (imagination) による反実仮想プロセスであることに注目したい\*<sup>19</sup>。このことは法に特有な、誰に責任を負わせるのかを検討する責任帰属の議論にも応用できる。医師に過失なかりせば (but for)、あるいは工場経営者に管理不備なかりせばという形で、ノーマルなフィクションを想定して責任帰属たる法的な原因を探るのである。このように考えるとき、因果帰属、責任帰属ともに、フィクショナルな想像力抜きには語れないものであると同時に、ノーマルの構成仕様こそが問題とされるべきであることに気づくことができる。

ところで、ノーマル (normal) という言葉が規範 (norm) と同根であることはつとに指摘されてきた\*<sup>20</sup>。事実と規範の二元論が著聞するなかで、フィクショナルな状況を再構成する因果帰属プロセスが「…なかりせば…」という形で事実問題として語られることによって隠蔽される、創作されたノーマルの規範性に着目してみよう。そうすれば、因果帰属とそもそも規範的である責任帰属とを、截然と切り分けることが可能かは疑わしい。そもそも、法哲学者ハンス・ケルゼンによれば、自然的な因果律も歴史的には規範として見られていたという。自然に対する神意の規範という考え方は、ガリレオ、デカルト、ライプニッツらにも受容されていた。ケルゼン自身も、因果律を規範であると考えていたが、それは神意などではなく、人間の認識を名宛人とする因果関係を見出すべき認識論的要請として理解されている (Kelsen 1957, pp.321-3, 訳 189-91 頁)\*<sup>21</sup>。

以上のことに照らして確認すると、因果関係を支えるノーマルは、正常・通常とされるものであるが状況や文脈に依存し\*<sup>22</sup>、私たちのフィクショナルな想像力の産物でありながら規範的に作用している。すると、何を正常・通常、異常・逸脱としてきたかを明らかにする態度が、因果関係を



理解するうえで欠くべからざるものであることは論を俟たない。ここにたって私たちは、この態度と親和的なくつかの科学論の立場を想起することができる。いわゆる社会構成主義 (Social Constructivism) である。

社会構成主義は、STS の文脈において様々に論じられるところであるが、ここでは特に科学知識の社会学に通底するある哲学的立場について確認したい\*<sup>23</sup>。すなわち事実や概念について、対応説的真理概念を破棄し、認識から離れた実在を認めず、現在通用しているそれらは文脈的理解に支えられた被構成物に過ぎないと考える立場である。出来事の実在も否定し、したがって異時点間の出来事をつなぐ因果関係の実在をも否定することになるこのような態度は、反実在論に立つという点で先述のノーマルの社会構成を訴える立場と一貫すると言える。

### 3.4 ルンバールふたたび——STS と法哲学の協働に向けて

以上の知見から、冒頭の最高裁判決を再検討して得られる結果を記し、本章のまとめとしたい。当初見られた齟齬は、因果関係を、科学者が思い描くような事実的因果関係ではなく、責任帰属を色濃く反映するノーマルからの逸脱で認定したことによって生じたと言える。原因を指定するノーマル/アブノーマルは本質的内容を持たず、生産される規範であるから、究極的には価値判断の問題である。さらにアブノーマルは、経験則によって想像されたフィクションたるノーマルとの比較によってのみ明らかにされる。

しかし最高裁の示した一般論は、自然科学的証明と法的証明の差異について、繰り返しが観念できる前者と、一回的な後者という性質上の差異から導かれるものと推論することはできようが、規範性などについては一切論じてない\*<sup>24</sup>。さらに<sup>うが</sup>穿てば、最高裁の自然科学的証明の説明は、しばしば言われるように科学に対する無知あるいは唯一正答的科学観から生じたのではなく、規範的な因果関係の認定を行う際に障害となる科学鑑定の影響を低からしめるレトリックではないかという分析も可能である。すなわち、自らの規範的因果関係構成を正当化するために自然科学的証明の要求水準をあげ、それに達しない鑑定の信憑を損なうレトリックである。かような論法が説得場面で用いられることは稀ではなく、片言隻句にかかずらって最高裁の科学認識レベル自体を論難するのは軽々であろう。いずれにせよ法的証明についての「通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる」との言明が通常は客観性の担保とされるところ、その実は、すでに論じたように本質内容を持たないノーマル (自由心証) に支えられているのである。

さらに翻って、科学的因果関係にも同様にノーマル/アブノーマルの指摘がなされていることを確認した。STS の社会構成主義はその最もラディカルなタイプにおいては、事実すなわち科学的知識が社会構成されると主張してきたが、法における因果関係的事実もアブノーマルによって照射される責任帰属の範囲および仕方でのみ問題にされる。現存するノーマル (normal) は規範 (norm)

として正常の地位を獲得しているが、その生成過程を分析し、コンヴェンションに過ぎないノーマルの自明性を懐疑する視点を STS と哲学は共有することができるだろう。作動中の科学やトランス・サイエンスといった STS の問題を、ノーマル構成をめぐる主張間の闘争と捉えることもできる。その際には、経験則とフィクション構成に基づくため、慣れ親しんだストーリーに私たちが誘引されてしまうことに自覚的でなければならない。

#### 4. 国際的な分配的正義論に見る科学と社会の対比

川瀬貴之 (千葉大学)

##### 4.1 本章の目的

ここでは、法哲学者や政治哲学者をはじめとする社会科学者が、自然科学と社会との関係に言及するときに、どのようなイメージを描いているのかを検討するために、特に近時盛んになっている国際的な分配的正義に関する議論を参考にしたい。そして自然科学と社会科学を架橋する試みとして、STS と法哲学・政治哲学が、どのような協力・共闘関係を築けるのかを考える。

国際的な分配正義論とは、現在の世界に存在する大規模な貧困や経済的不平等などに対して、その対処を規範的に提起しようとするものである。豊かな国の政府・企業・市民は、世界中で絶望的な貧困にあえぐ人々を救済する義務があるのではないか。従来の分配的正義論は、「国民国家」の枠内において、「国民」の間の公正な分配を、明示的あるいは暗示的に想定してきたが、グローバルな人的・経済的な相互依存が高まるにつれ、正義を論じるべき枠組みが、国民国家ではなく、世界全体であるべきではないかと考えられるようになったのである。急速に相互依存的になる世界においては、取引能力において勝る先進国の政府・企業・資本が、途上国のエリートと結託して、貧困者がそのような絶望的な状態から這い上がることを困難にするような、途上国内あるいは国際社会全体の社会的・経済的な構造を作り上げていると言われる (Pogge 2002, pp.139-44)\*<sup>25</sup>。だとすると、先進国に住む我々が、彼らの貧困を放置することは、道徳的な怠慢であると言わざるを得ない。そこで、国際的な分配的正義論は、たとえ国民国家という制度的・感情的枠組みを共有していなくても、豊かな者が貧しい者を救済しなくてはならないと主張するための、様々な論拠を提示する。ここで取り上げたいのは、その中でも、基本的人権の観念に訴えて、国際的な財の再分配を正当化する論拠である。

##### 4.2 普遍的な科学と相対的な社会という図式

基本的人権を用いて、国際的な分配的正義を正当化する論者に、イギリスの政治哲学者であるデヴィッド・ミラー (David Miller) がいる。彼の国際的な正義原理は、基本的人権\*<sup>26</sup>を保障せよというものであり、先進国を含めた国際社会は、それに責任を負っている。人権とは、人が人

あるがゆえに享有する権利であり、それは国籍やその他の属性によって、内容が変化するものではない。これは、社会正義の原理と対置されるものである。社会正義は、各国民国家の内部で実現されるべきものであり\*<sup>27</sup>、国民は、人権ではなく、国民の権利を享有する。

では国際正義において問題となる、基本的人権とは何かと言うと、ミラーはそれを基本的ニーズが満たされることであると考え。基本的ニーズとは、社会や文化のあり方に関わらず、地球上のあらゆる場所において、人間が最低限のまともな生活（decent life）を享受するための必要条件を規定するものであり、いわば人間の本性に関するものである。ここで重要なのは、彼が、その内容を、客観的で自然科学的な方法、とりわけ医学・生理学が明らかにする事実と言及することによって同定することができると考えている点である。具体的には、食料・水・シェルターなどがこれに当たる。個々の人間が持つ主観的な欲求は、どれほど強いものであっても、基本的人権を規定するものにはならない（Miller 2007, pp.178-85, 訳 215-21 頁）。

それに対して、社会正義で問題となる国民・市民の権利を同定するのは、社会的ニーズと呼ばれるものであり、これは、各々の社会において最低限まともな生活のために必要とされるものである。ミラーの例で言えば、固定的な住居は現代のイギリスにおいては、社会的ニーズとして認められるが、遊牧民族の社会においては認められないだろう。

このように、法哲学や政治哲学を含む社会科学においては、（自然）科学を、あらゆる人間の主観的な選好・意思・見解などから独立して規定される客観的な知見を与えてくれるものであり、その妥当性は、文化や社会など人間の営為の所産を越えて普遍的に妥当するものとする傾向がある。それに対して、社会とはより特殊なものであり、社会において再生産される価値は相対的なものであって、社会の境界線を越えて妥当するものではなく、境界線横断的に社会的な現象の価値を測定する普遍的な基準は存在しないと考えられるのである。

#### 4.3 正義の内容の濃度

法哲学・政治哲学において科学と社会がこのように対置されるとき、それらが理論に及ぼす含意の量、つまり科学的な知見がたとえば分配的正義の原理を規定する度合いと、特定の社会を観察することで得られる知見がそれを規定する度合いには、濃度の差が存在すると考えられることがある。

上記のミラーの国際正義原理が要請する基本的ニーズの充足は、生きていくのに必要なぎりぎりの最低ラインを満たすということであり、実際にそのために提供される物資やサービスの量や種類は、社会正義が要求する国民国家における再分配政策に見られる至れり尽くせりの政策に比べて、はるかに貧相なものである。それに対して、社会的ニーズの充足は、当該社会においては、まともな生活にとって必須のものと考えられているとしても、国際正義が要求する基本的ニーズの充足と

いう基準からすれば、贅沢と思われても仕方がないものが多いだろう。このように、より幅広く適用される基準ほど、その内容において薄いものになり、より小さな共同体で適用される正義原理ほど、内容は濃くなり権利も義務も重いものとなる。ある正義原理が適用される外延が広がるほど、その正義原理に内包される情報量は小さくなるという関係である。

このような発想は、正義の構想の多層性を導き、同心円としての正義の領域という図式をもたらす。カナダの政治哲学者であるジョセフ・カレンズ (Joseph Carens) が描く正義の同心円は、三つの円からなる。最も外側の円は、文化的背景に関係なく全ての人類に適用されるべき正義原理であり、これが国際正義の原理となる。その内容は論者によって異なるが、基本的には、より内側の円で適用される原理よりも、内容的に薄いものとなっている。上記のミラーが言う基本的人権<sup>\*28</sup>の保護はその一例である。それより一つ内側の第二の円は、自由民主主義の哲学を擁護し、その背景となっている歴史や文化を共有する人々の枠組み (いわゆる西側世界) を画するものである。ここでの正義原理は、自由民主主義の一般的な哲学原理であり、その内容は、国際正義の原理よりも、要求の強いものになっている。最後の最も内側の円は、各政治共同体 (たとえば日本やアメリカのような国民国家) で通用する正義原理の枠組みである。自由民主主義の哲学は、その政策的な運用において、具体化される必要があり、抽象的な哲学原理は、具体的な政策へと変換される過程において、それを運用する人々の特定の文化を反映したものになる。日本とアメリカが同じ自由民主主義の哲学を奉じているとしても、両国の文化的背景の相違によって、その解釈は大いに異なりうるのである。したがって、自由民主主義が、実際に各共同体において現れる方法は多様でありうる。このように文化的解釈を付加された自由民主主義の哲学は、抽象的なそれよりも内容は濃厚になる。このような三つの円は、正義の多層性を説明するものとして一般的であるが、もちろん社会の層をこの三つに限定する必要はない。国家の内部にある多様な私的な結社 (宗教集団・教育組織・企業など) においては、さらに濃厚な分配的正義の原理が実施されるかもしれない、その他にも、最も小規模な共同体から普遍的な国際社会まで正義の構想は多層性を見せるだろう (Carens 2000, pp. 32-6)。

かかる図式において、自然科学がその力を発揮するのは、普遍的な領域、つまりその最も外側の円においてであり、その貢献は人間としての最低限の生活の条件 (安全・生存など) を維持することにある。しかし、ひとたびそれより内側の円に入ると、自然科学が答えることのできない、文化・歴史・社会・哲学の問題が登場し、それによって正義原理の濃度がより高まるのである。

したがって、分配的正義論において自然科学に与えられている役割は、科学万能主義というには程遠いほど、小さなものである<sup>\*29</sup>。自然科学が表舞台に立つのは、普遍的な領域で国際的な正義原理を規定する場合のみであり、その内容は薄いものである。それよりも、はるかに広い領域である、特殊な社会においては、自然科学の知見は、消滅するわけではないが、社会科学の知見に、量

で圧倒されるのである。

しかし、このことは、自然科学の知見が、規範的に重要でないということの意味するわけではない。特殊な社会における正義原理の規定において、社会科学の知見の貢献量が自然科学のそれよりも量において勝っていたとしても、その重要性においても勝っているということにはならない。実際、基本的ニーズの充足は、国民国家の内部においても重要であり、社会的ニーズの充足の基礎をなすものと考えられる。また、普遍的で客観主義的な自然科学の知見が特に重要となる国際的な分配的正義の重要性はますます高まっており、社会科学の内部における自然科学の重要性は、衰えることはないだろう。

#### 4.4 科学と国境の関係、そして STS の役割

このように、社会学者は、一般的に、普遍主義的な科学観を想定していると言えるが、このことは、社会学者が、科学的な知見の妥当性の普遍性を想定しているということであって、彼らはその運用における特殊主義的な現実政治の存在に気づかないほどナイーブであるわけではない。

ミラーや、カナダの政治哲学者ウィル・キムリッカ (Will Kymlicka) のような、国際的な正義に関心を持つ論者の中でも、とりわけリベラル・ナショナリストと呼ばれる陣営は、近代化の課程で、国民国家が、科学技術のもたらす軍事的・経済的な国力の増強による国民国家形成 (nation-building) を行ってきたことを重視する (Kymlicka 2002, pp.362-5, 訳 520-4 頁)。その構造は現代においても継続しており、高価な装置と大人数の科学者を要するプロジェクトは、国家による支援に依存する部分が大い。一方で普遍的な価値を持つ科学は、長期的には人類普遍的な価値に資するものであり、だからこそ上記のように国際正義の根本的な原理を導出するために使うことができるのであるが、他方で短期的には、それは、特殊主義的な国策追求の道具である (嶋津 2004, 12-3 頁、村上 1979, 30-1 頁)。それゆえ、科学技術の進歩に伴って、宇宙開発に関する取り決め、知的財産の保護の新しいあり方など、法の先端分野はその領域の急速な拡張への対処に追われる一方であるが、そこでは法というより、むしろ現実政治に根ざした国益追求の観点から理解した方が、事態をより正確に把握できるかもしれない。

STS は、社会的な文脈のなかで科学にできることとできないこと、科学の限界を明らかにすることも主たる任務とするが、科学と国境に関する考察で明らかになるのは、科学を大きく限界づける要素として、国境、そしてそこから生まれる国家による科学支援・国策遂行手段としての科学の位置づけが存在しているという事実である。国際的な視野から議論を展開する法哲学や政治哲学からの、STS への貢献の一例としては、国境がもたらす現実政治の現況を、経験的に明らかにするだけではなく、規範的に評価することによって、国境が科学を限界づける状況を (経験的に) 分析し、(規範的に) その望ましいあり方を提示することが考えられるだろう。では、逆に、STS から



法哲学や政治哲学への貢献としては、どのようなものが考えられるか。

それは、STS のもう一つの任務、すなわち、科学と社会、そして自然科学と社会科学の相互の誤解を解くという任務によって成し遂げられる。両者の間に誤解の生じる原因として各分野のタコ壺化、つまり専門知の過剰な専門化を挙げることができる。法哲学や政治哲学も元来、社会科学の中では、比較的学際的であり、分野間を架橋するだけの潜在力を持っているはずであるが、少なくともここで取り上げた国際的な分配的正義論に取り組んでいる論者たちは、前述のように、何らかの科学観に立脚せざるを得ず、実際に暗黙には特定の科学観<sup>\* 30</sup>に依拠しているにも関わらず、それを紙幅を割いて明示的に示そうとすることが少ない。これは、自らが本来持っているはずの、科学に対する含意を葬って、科学を敬して遠ざける態度に由来する。

そもそも、科学と社会だけではなく、科学と哲学も安易な二元論で対置されることが多かった。古代においては、科学も哲学も真理の探究を、それ自体のために探求するという、知を愛する営みとして、渾然一体のものであったが、近代化が進むにつれ、自然科学と哲学は、確実なものと同不確実なもの、経験的なものと形而上学的なもの、証明できるものとできないものという二元的理解によって分断され、「固い科学観」そして「固い哲学観」が形成されてきた。現代の科学哲学は、その凝りをほぐすことに努めてきたのである (嶋津 2002, 38-9 頁)。

STS や科学哲学が、法哲学や政治哲学に対して何らかの建設的な作用を果たせるとすれば、それは、「固い科学観」のみならず、「固い哲学観」をも打ち砕くことによって、法哲学や政治哲学が社会科学の内部で本来持っているはずの、自然科学との橋渡しの役割に目覚めるための触媒となることであろう。

## 5. まとめ

吉良貴之

以上、3名の法哲学者が、第1章で述べた法哲学とSTSの協働可能性の探求という問題意識を共有しながら、それぞれの立場から特に「法的思考と社会構成主義」をめぐる問題について、現実の「制度」への意識を保ちつつ批判的な考察を行った。

もっとも、問題意識の共有があっても、それぞれの立場自体は大幅に異なっていることは念のため申し添えておかなければならない。たとえば吉良は固い実在論を採ることから、社会構成主義という発想そのものに懐疑的であるのに対し、小林は逆に反実在論的立場から社会構成主義をより突き進めるべきとしてSTSの議論の不徹底を批判している。川瀬は分配的正義論における「国境」の制度的意味を重視する立場から、両者の適用場面を切り分ける可能性を示している。

これらはそれぞれに(法)哲学上の根源的な世界観対立を内包しており、短い紙幅で無理に調整すべきものではない。むしろ、法哲学的思考のありのままの多様性と振幅を提示することにより、

STS がともすれば陥りがちな「運動」の論理による硬直性を相対化する視点を獲得することを期待するものである。本論文がその一助となれば幸いである。

### 参考文献一覧（直接の言及のないものも含む）

- 伊勢田哲治（2004）、『認識論を社会化する』名古屋大学出版会
- 伊勢田哲治（2011）、「科学の拡大と科学哲学の使い道」、菊池誠ほか『もうダメされないための「科学」講義』光文社
- 井上達夫・嶋津格・松浦好治編（1999）、『法の臨界 I 法的思考の再定位』東京大学出版会
- 井上達夫（2011）、「大震災が私たちに問うもの——日本の社会と知の再建に向けて」日本法哲学会『学会報』第 23 号
- 石前禎幸（1989）、「物語としての法」『思想』777 号、64-87 頁
- 一ノ瀬正樹（2001）、『原因と結果の迷宮』勁草書房
- 入不二基義（2009）、『相対主義の極北』筑摩書房
- ヴェーバー、マックス（1988）、（森岡弘通訳）「文化科学の論理学の領域における批判的研究」、エドワルト・マイヤー、マックス・ウェーバー『歴史は科学か』みすず書房
- 大山泰弘・神里彩子・城山英明（2008）「イギリスにおける動物実験規制を支えている思考様式」科学技術社会論学会『科学技術社会論研究』5 号、84-92 頁
- 金森修（2000）、『サイエンス・ウォーズ』東京大学出版会
- 金森修（2002）、「科学的知識の社会構成主義」『現代思想』2002 年 2 月臨時増刊号、176-9 頁
- 金森修・中島秀人編（2002）、『科学論の現在』勁草書房
- 亀本洋（2006）、『法的思考』有斐閣
- 小林傳司（2004）、『誰が科学技術について考えるのか——コンセンサス会議という実験』名古屋大学出版会
- 小林傳司（2007）、『トランス・サイエンスの時代——科学技術と社会をつなぐ』NTT 出版
- 嶋津格（2002）、「科学の内と外の社会」日本学術協力財団『学術の動向』7 巻 1 号、38-41 頁
- 嶋津格（2004）、「科学と国境」日本学術協力財団『学術の動向』9 巻 12 号、12-3 頁
- 社会技術の研究開発の進め方に関する研究会（2000）、『社会技術の研究開発の進め方について』科学技術庁
- 新堂幸司（2011）、『新民事訴訟法〔第五版〕』弘文堂
- 溜箭将之（2007）、「因果関係——「ルンバール事件」からの問題提起」、ジュリスト No.1330、75-92 頁
- 独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター（2011）、『社会技術研究開発センター』



独立行政法人科学技術振興機構 (<http://www.ristex.jp/science/index.html>)

戸田山和久 (2005)、『科学哲学の冒険』日本放送出版協会

中島秀人 (1991)、「科学見直し」の見直し、小林・中山・中島編『科学とは何だろうか』木鐸社

永野秀雄 (2003)「遺伝子データ・ベースとプライバシー——米国における法的問題点」科学技術  
社会論学会『科学技術社会論研究』2号、149-57頁

中山竜一 (1995)、「標準と正義」『人文學報』76号、101-18頁

平井宜雄 (1971)、『損害賠償法の理論』東京大学出版会

平川秀幸 (2001)、「“STS”とは何か」

[http://hideyukihirakawa.com/STS\\_archive/STS\\_general/what\\_is\\_STS.html](http://hideyukihirakawa.com/STS_archive/STS_general/what_is_STS.html)

平川秀幸 (2002)、「実験室の人類学——実践としての科学と懐疑主義批判」、金森・中島編『科学  
論の現在』勁草書房、23-62頁

平川秀幸 (2010)、『科学は誰のものか 社会の側から問いなおす』NHK 出版

藤垣裕子 (2005)、「「固い」科学観再考——社会構成主義の階層性」『思想』973号、27-47頁

本堂毅 (2010)、「法廷における科学——科学者証人がおかれる奇妙な現実」『科学』岩波書店、  
80巻2号、154-9頁

松原克志 (2002)、「科学と法の界面——科学的証拠の STS 問題」、小林傳司編『公共のための科  
学技術』玉川大学出版部

毛利康利 (2007)、「法的思考と司法的裁定」、深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』  
ミネルヴァ書房、146-7頁

文部科学省 (2010)、『科学技術白書』

水野謙 (2000)、『因果関係概念の意義と限界』有斐閣

村上陽一郎 (1977)、『科学・哲学・信仰』第三文明社

村上陽一郎 (1979)、『新しい科学論——「事実」は理論をたおせるか』講談社

文部科学省 (2010)『平成22年版科学技術白書』第1部第3章

文部科学省 (2011)、『科学技術基本計画』2011年8月19日閣議決定

Carens, Joseph (2000), *Culture, Citizenship, and Community: A Contextual Exploration of Justice as  
Evenhandedness*, Oxford U. P.

Coleman, Jule (ed.) (2001), *Hart's Postscript*, Oxford U. P.

Hart, H. L. A. (1994), *The Concept of Law*, 2<sup>nd</sup> edition, Oxford U. P. (初版 1961 年、その翻訳に、  
矢崎光圀ほか訳『法の概念』みすず書房、1976 年)

Hart, H. L. A. & Honoré, T (1985), *Causation in the Law*, Oxford U. P., 2<sup>nd</sup> ed. (1st ed. 1959) (井上  
祐司、真鍋毅、植田博訳『法における因果性』九州大学出版会、1991 年) .

- Hume, David (2000), *An Enquiry concerning Human Understanding: A Critical Edition* (edited by Tom L. Beauchamp), Clarendon Press (斎藤繁雄、一ノ瀬正樹訳『人間知性研究』法政大学出版局、2004年。本訳書と底本は異なっている)
- Jasanoff, Sheila (1995), *Science at the Bar*, Harvard U. P. (渡辺千原・吉良貴之監訳、中村多美子・小林史明・川瀬貴之ほか訳『法廷に立つ科学(仮)』勁草書房、2012年予定)
- Kelsen Hans (1957), "Causality and Retribution", in *What is Justice?: Justice, Law, and Politics in the Mirror of Science*, University of California Press (長尾龍一訳「因果と応報」(宮崎繁樹ほか訳)『正義とは何か』木鐸社、161-94頁)。
- Kymlicka, Will (2002), *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, 2<sup>nd</sup> ed., Oxford U. P. (千葉眞・岡崎晴輝ほか訳『新版現代政治理論』日本経済評論社、2005年)
- Laudan, Larry (1984), *Science and Values*, University of California Press, 1984 (小暮泰・戸田山和久訳『科学と価値』勁草書房、2009年)
- Miller, David (2007), *National Responsibility and Global Justice*, Oxford U. P. (富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・竹島博之訳『国際正義とは何か——グローバル化とネーションとしての責任』風行社、2011年)
- Pogge, Thomas (2002), *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, Polity Press
- Ricœur, Paul (1983), *Temps et récit: Tome I, Le Seuil* (久米博訳『時間と物語 I』新曜社、1987年)
- Solomon, Joan (1983), "How Can We Be Sure?", Basil Blackwell Ltd. and the Association for Science Education (田中浩朗訳「科学の本性」STS Network Japan 企画(1993)『科学・技術・社会(STS)を考える——シスコン・イン・スクール』東洋館出版)

#### (Endnotes)

- 1 本論文は独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センターから委託され2009年10月より実施されている「不確実な科学的状況での法的意思決定」プロジェクト(研究代表者:中村多美子)の研究開発成果の一部である。
- 2 社会技術の研究開発の進め方に関する研究会(2000)による。
- 3 コンセンサス会議について小林(2004, 2007)、サイエンスショップについて平川(2010)、サイエンスカフェについて文部科学省(2010)を参照のこと。
- 4 STSで法哲学に言及しているものはほとんどないが、法に関連したものも少ない。科学技術社会論学会誌『科学技術社会論研究』の1号(2002)から最新の9号(2011)を見ると法分野からと思われるものは永野(2003)、大山・神里・城山(2008)および7号(2009)に

小特集として「科学と法の接点 ―法廷における科学」が掲載されている。また近年、岩波書店から発行されている『科学』に特集「法廷における科学」(2010 年 6 月号)が掲載され、STS 的な関心が高まっている。松原(2002)も STS で法を意識したものである。

- 5 この種類の「規範的」法実証主義の主張は、古くはハンス・ケルゼン(Hans Kelsen)、最近ではリアム・マーフィー(Liam Murphy)などによって受け継がれている。もっとも、近年の法実証主義論争においてそのような立場はむしろ素朴な陣営に属し、多くの規範的(包含的/排除的)法実証主義者は法と道徳の分離の問題を、法の支配や司法の正統性の問題と結び付けて考察しており、問題状況は極めて錯綜している。cf. Coleman (ed.) (2001)。
- 6 むろん、自然法論や R・ドゥオーキン(Ronald Dworkin)の「純一性としての法(law as integrity)」論のように、そうでない立場も有力である。本章で述べていることがそれらの法理論に当てはまらないわけでは必ずしもないが、本章の「法的思考」の特徴付けは、まずはハート的な法実証主義を念頭に置いてなされている(なお、他の章の論述もそうであるわけではない)。
- 7 STS における社会構成主義は social constructivism もしくは social constructionism の訳語であり、両者はほぼ互換的に用いられている。本章では STS の定訳に従って「社会構成主義」を採用するが、その動的プロセスを重視する STS からすれば、静態的な印象を与える「構成」よりも動態的な語感のある「構築」の語を採用し、いずれも「社会構築主義」と訳すのが適切ではないかと考えられる。
- 8 「現実に目の前にあるものが社会的に構成されるというのなら、一二階から飛び降りてみる」という社会構成主義に対するおなじみの批判は、真理条件(もしくは主張可能性条件)の摩り替えによる詭弁であって認識論的には無意味である(注 23 も参照)。しかし、かかる信念の主張可能性に実践的・価値的にコミットする者は、それを詭弁として一蹴することが難しくなる。その信念もまた社会構成されるといった具合に相対化を進めることは哲学的には可能であるが、それは STS 的实践性の喪失と表裏一体である。
- 9 注 22 においてさらなる詳述がなされているが、STS 論者が社会構成主義を論じる際には、ファイヤーアーベント(Paul Feyerabend)的認識論的アナキズムを緩和すべく、知識構成過程の記述を精緻化させる方向で議論を進めることが多い。しかしそれは实在論と反实在論という哲学的問題に正面から取り組むものではない。たとえば「ファイヤーアーベント以後」の科学論を標榜する金森・中島編(2002)所収の諸論考は、科学的知識の社会構成プロセスの多面的記述の精緻化において優れているものの、科学哲学的にはファイヤーアーベントからさほど進歩したものではない。たとえば Laudan(1984)の、認知的価値をめぐる相対主義と实在論の相互陥入構造といった問題は顧慮されていないように思われる。

- 10 最二判昭和 50.10.24 民集 29 卷 9 号 1417 頁。実は刑事訴訟においては同様の判示がかなり前になされている。最一判昭和 23.8.5 刑集 2 卷 9 号 1123 頁（元来訴訟上の証明は、自然科学者の用いるような実験に基くいわゆる論理的証明ではなくして、いわゆる歴史的証明である。論理的証明は「真実」そのものを目標とするに反し、歴史的証明は「真実の高度な蓋然性」をもつて満足する。言いかえれば、通常人なら誰でも疑を差挟まない程度に真実らしいとの確信を得ることで証明ができたとするものである。だから論理的証明に対しては当時の科学の水準においては反証というものを容れる余地は存在し得ないが、歴史的証明である訴訟上の証明に対しては通常反証の余地が残されている）。
- 11 たとえば本堂（2001, 157 頁）は、この判決が象徴するような法廷の科学観を「正しい研究結果には批判の余地がない」ものだとして批判している。
- 12 もちろん、法的な因果関係論が果たしている機能は、問題となっているある紛争の解決のために、またそれに必要な限りにおいて証明されればよいという文脈で理解されなければならないこと、また原則として法的効果を求める者はその前提となる事実が存在することを証明しなければ自己に有利な結論を得られないという立証責任制度があることを踏まえなければならない。さらに訴訟戦術態様の巧拙など結果への影響要因が多々あるため、個別には因果関係や少なくとも過失を否定すべしとする見解もありうる。
- 13 平井（1971, 135-42 頁）はこれに加えて、金銭賠償の原則を掲げる民法典に従って、「損害の金銭的評価」を三番目に挙げている。
- 14 平井も「いかなる事実を、ある事件の原因と考えるかは、その事件の観察者の目的・立場によって異なり、究極においてはその者の価値判断に関わっている」（39 頁）と述べている。この乖離とも思われる平井の二つの立場を調停するものは、文脈依存的な抽象レベルの相関関係に求められている（39-40 頁）。
- 15 水野（2000）によれば、この「区別論に対する学説の態度は、実は不透明と言わざるをえない」（153-64 頁）といい、区別論を維持せんとする学説および判例、廃棄せんとするそれらの両者が混在している状況だという。
- 16 ハートとオノレの立場は、私たちの日常的な言語使用を分析することで問題の解決を図ろうとする日常言語学派のそれである（Hart & Honoré 1985, p.33ff, 訳 133 頁以下）。
- 17 さらに言えば、そもそも私たちは何か「異常な」ことが起きない限り因果的説明を要求されることはほとんどない。反転させて言えば、私たちが何かを語るとき、すでにそれは語られるべき事象として殊更に言挙げされているのであって、紛争の原因は、ある人にとってアブノーマルなことが別の人にとってそうでないことなのかもしれない。

またここで不作為の責任について付言したい。ある人物 X が行為 A をしたことを原因とす

るためには A しなことがノーマルであればよいが、この場合 X 以外にとっても A しなことがノーマルであることが多い (例えば Y を殴らないこと)。しかし不作為、すなわち X が行為 A をしなことを原因とするためには、A することがノーマルでなければならないが、A することが X 以外にとってもノーマルであることは考え難い場合が多い (例えば庭師が水遣りをせずに枯らしたという不作為は水を遣るノーマルからの逸脱と言えようが、隣人や近くにいた郵便配達人も同様に水を遣っていないが彼らにとって水遣りはノーマルと言えようか)。これについては、他ならぬ X が通常 A すべきという習慣や慣例すなわち確立された人為的な行動基準 (それは社会的役割に依存している) がノーマルな状況を構成すると考えることで、X が行為 A をしなことをノーマルとされる行為 A からの逸脱として、作為による逸脱と同じ扱いにすることができると言える。Hart & Honoré (1985, p.38, 訳 140-1 頁) も参照。

- 18 石前 (1989, 75 頁) はフィクションを配置する筋立てを重視し、それによって蓋然的な帰結を引き出すために用いられるものが経験則であるとする。
- 19 因果性にとって想像力が枢要なることは実のところ度々指摘されていることである。たとえばマックス・ヴェーバーは「出来事の " 素材 " の中にある " 諸条件 " の一部を抽象することによって遊離」して「現実の因果諸連関を見通すために、非現実的因果諸連関を構成する」(ヴェーバー 1988, 208 頁) としているし、ポール・リクールは「因果帰属の論理は (中略) まず出来事の別様の経過を想像力によって (par l'imagination) 構成」(Ricoeur 1983, p.257, 訳 317 頁、強調原著者) することだと指摘している。
- 20 ミシェル・フーコーによる規律とノルム (norme) をめぐる議論、それに続く一群の研究を念頭においているが、ハートおよびオノレのノーマル/アブノーマルに合わせて本章では英語読みのノーマルを用いることにする。
- 21 またデイヴィッド・ヒュームの因果論を支えているのは、習慣から心的決定を生み出すような信念形成であり、一ノ瀬 (2001, 29 頁) によればそれは理性というよりはむしろ「想像 (imagination)」の領域であるという。ヒュームは「一つの対象とそれにいつも随伴するものとの間の習慣的結合を思考あるいは想像 (imagination) において感じるのである」と述べている (Hume 2000, p.61, 訳 70 頁)。ケルゼンはこれに対して、ヒュームは因果連関の必然性を神意に捉えることをやめることで従来の因果律観念を廃棄したと評し、それでもなお近代科学が因果律を維持しているのは、それが規範として考えられたからだとする。
- 22 フーコー的な意味でのノルムは正常を生産するが、それは統計的な正規分布 (normal distribution) から平均へと向かわせる規範的な力であるから、絶対的な内容を持ち得ない。(中山 1995, 103-4 頁) も参照されたい。
- 23 金森 (2000, 205 頁) によれば、社会構成主義のなかで科学的知識を対象とするものは

「特殊でマイナー」であるという。さらに STS において社会構成主義が語られる際、その根本的問題である反实在論そのものに踏み込むことがほとんどないことは註記すべきであると思われる。たとえば社会構成主義が主張される多様なレベルについて藤垣（2005, 37-8 頁）が図示しているが、そのなかでもっとも「端的」で「誤解を招く」とされているのは「すべての科学的な事実は社会的に構成される」というテーゼである。藤垣は「科学が社会的構築物である」という表現は大きな誤解を招き、「現実に目の前にあるものが社会的に構成されるというのなら、一二階から飛び降りてみる」という類の反論を招くから細やかな吟味が必要であるとし（29 頁）、さらに「社会構成主義は、認識論のレベル（実在か構成か）だけで是非が判断されるような矮小化されたものではない」とする（37 頁）。しかしながら前者について「12 階から飛び降りろ」は、限局された一部の社会構成主義への批判にはなっているかもしれないが、反实在論への反論たり得てはいないし（なぜなら反实在論者はある命題が真であるかを何らかの事実に対応させることを拒否しているから）、後者については、社会構成主義の極北たる反实在論の提起する問題が「矮小化」と呼ばれ、STS 的社会構成主義の哲学問題へのデタッチメントを感じさせる。戸田山（2005）は知識テーゼと独立性テーゼによって社会構成主義と反实在論などを整理するが科学的实在論の文脈のみの指摘であり、哲学的反实在論は両テーゼを拒否するものであるがこれについては言及がない（戸田山の表では空白となっている）（150 頁）。社会構成主義と反实在論の関係については平川（2002）も参照されたい。

- 24 溜箭（2007）は、本判決を自然科学的研究の統計的確率および専門家の見解と矛盾する判断をしておらず、言われるほど経験則を価値判断で乗り越えたものではないとする。経験則も構成されたノーマルであるという本論の立場とは前提が異なっているものの、最高裁のその後の動向を、患者の救済のために「因果関係の法規範性を強調し」（90 頁）その認定を容易にしている、と評しているところなどからみて大きな差異はない。
- 25 彼はここで、貧困の原因を、貧困国の政策の失敗や文化的背景に見て、専らローカルな要因に還元する、「説明的ナショナリズム」を批判し、先進国の政府や企業によって形成された国際的な経済秩序が、貧困を生み出していると主張している。
- 26 ここでいう基本的人権とは、いわゆる憲法学でイメージされるものとは異なり（ミラーは法学者ではない）、政治哲学における自然権に近いものである。
- 27 ミラーが社会正義や社会的ニーズと言うときの「社会」とは、国民共同体を指している。それは彼がナショナリズムの政治理論家であり、分配的正義における国民共同体の役割を強調する立場にあるからである。しかし、人間の交流ある所に社会があると考えれば、それを国民共同体に限定する必然性はない。ここでは、社会とは家族のように小規模な共同体から国際社会まで、広く多層的なものとする。



- 28 ここで言う基本的人権とは、生存権などのいわゆる社会・経済的権利であり、人権の一種とされる市民的権利や政治的権利は含まれていない。というのも、自由権のような市民的権利や投票権のような政治的権利は、それぞれ自由主義・民主主義という特定の文化に根ざしており、もう一つ内側の円、つまり自由民主主義体制の枠組みにおいては適切な正義原理の内容となりうるが、全世界に普遍的な正義原理とはなりえない。科学の役割との関係で言っても、生存に必要な資源は何かという問題は、科学によってある程度答えうるものであるが、自由とは何かという問題は、科学というより、社会そしてその哲学の問題である。科学はやはり、最も外側の円において、社会・経済的権利との関係で作用するのである。
- 29 この意味で、正義論における科学観は、ある程度、謙抑主義的であると言えるが、ミラーは、基本的ニーズの同定において、医学・生理学的な手法によって、かなり厳密かつ客観的な内容を持つ答えを導出できると考えている点では、「固い科学観」に囚われているとも言えよう。
- 30 ミラーのように、基本的ニーズの内容が科学的・客観的に一義的に定まると考えるのは、確かに「固い科学観」であるかもしれないが、全ての社会学者がそのような科学観に囚われていると考えるのは早計である。少なくとも科学哲学に親しんでいる多くの社会学者は、経験科学が絶対無謬の真理を示すものではなく、むしろそのような無謬は宗教的な信仰の類であって、逆に反証されうる暫定的な知見であることこそ科学的知見としての証であることをよく理解しているだろう。





---

研究論文

---

日米協会にみる戦前昭和期の日米交流

—— 交流活動の発展とジレンマ

飯 森 明 子

**The America-Japan Society's Cultural Exchanges in 1925-1939:  
Their Development and Dilemma**

The America-Japan Society established in 1917 has played an important role in promoting mutual understanding between the United States and Japan. Based on its business documents, this study analyzes the management and administration of its daily activities from 1925 to 1939, and points out the following: First, cultural exchanges became popular among the Japanese masses, thanks to the many sports programs and programs for women and youths. Second, after the Manchurian Incident it was difficult to change the anti-Japanese public opinion in the United States by the Japanese legates. Third, these non-political programs were arranged by the executive committee of the America-Japan Society and its related divisions. Fourth, the second generation Japanese-American students, who studied in universities in Japan, were to be the messengers with pro-Japanese opinion after their return to the United States, this plan was an alternative policy after dispatching the Japanese legation. These experiences of dividing and sharing tasks, however, helped an easier and earlier revival of exchange activities later after the end of World War II.

**はじめに**

グローバル化の進む現代日本では、官民それぞれ数多くの個性豊かな国際交流団体が各国との相互理解を進めようと活動を続けている。しかし、国際交流団体は、ともすれば時の政治外交軍事、経済状況によって活動に大きな影響を受けることがある。そうでなくとも、その推進者のリーダーシップや設置団体など組織力によって団体の栄枯盛衰も激しく、その組織運営には困難も多い。たとえば1970年代から80年代にかけて全国各地で数多く作られた国際交流団体が、過去の交流団体の実務経験やその限界を歴史から学ぼうとしても、組織活動の内実を伝える資料は少な

いのが実情である。とくに戦前の実情については戦禍を挟んで資料的制約が多く、交流団体の資料による実証的な研究はまだ少ない。そのようななかで、筆者は第二次世界大戦前の国際交流について、団体所蔵資料などを用いて論考を重ねてきた<sup>(1)</sup>が、本稿も戦前の国際交流団体の活動実情を紹介しながら、当時の国際関係をふまえて、その活動意義を考察することが目的のひとつにある。

とりわけ日米関係は、政治外交軍事はいうまでもなく、経済や文化の側面からも交流においても両国にとって重要であり、実際に第二次大戦前からいくつかの交流団体が活動してきた。なかでも最も大きい「社団法人日米協会」(以下、日米協会と略す。)は1917年に設立され、以来現在まで、歴代の会長に政財界人が、名誉会長には歴代駐日アメリカ大使が就任してきた。戦前は外交関係者や財界、知識人層の在留アメリカ人と日本人の会員により、基本的に会員の会費と寄付によって運営されてきた。

幸いなことに日米協会には機関誌などの広報印刷物の他、業務日誌である手書きの「邦文記録」<sup>(2)</sup>など戦前からの資料が残されている。太平洋戦争を挟んで活動中断の時期もあるが、本稿ではワシントン体制成立の時点から日米開戦前へと移行する前までの戦前昭和期に限定し考察をすすめる。当該期は対中政策をめぐって日米関係がしばしば緊張する一方で、日米交流が活発におこなわれていた。このような状況においては日本の混迷する対米姿勢が交流や日常活動にも反映するのではないかと考えられる。そこで本稿では「邦文記録」をもとに交流活動を紹介しつつ、日米協会の日常活動の連続性継続性とその意義、およびその組織運営について実証的に論じる。なお当該期の軍事外交との連関については、稿を改める。

すでに筆者は金子堅太郎初代会長時代(1917-1924年)について、その日常活動を分析してきた。<sup>(3)</sup> 日米協会初期の活動として、印刷物の発行と講演会活動がおこなわれたこと、閉鎖的で社交要素の多い会合が多かったこと、排日移民運動に対して即効性ある日本理解をめざした交流活動には限界があったことを明らかにした。また合議による集団指導体制がとられ、金子会長と名誉会長(歴代駐米大使)、さらに日米両国人の名誉副会長、副会長、および執行委員からなる幹部会により活動運営がおこなわれた。とりわけ、この戦間期の前半は金子会長にくわえ、渋沢栄一、徳川家達ら名誉副会長、フライシャー(B.W. Fleisher)副会長など役員クラスのリーダーシップが強く発揮されたことが特徴であった。

一方で第二次大戦後の日米関係研究では、外交のひとつの手段としての国際交流が扱われてきた。日米交流研究は国際交流の政策決定への影響や危機への対応を主眼として、国際政治の一分野として発展してきたともいえる。しかし日米関係においては、第二次大戦を挟むとはいえ、よく知られるように終戦直後から様々な交流が胎動を始めていた。そこに戦前の交流活動の経験や人脈が戦後の日米関係や交流活動に深く関わっていることはいうまでもない。

そこで本稿では、いわゆる戦間期の後半に相当する戦前昭和期の日米協会の、とりわけその日

常活動を重視した。そして、第一に、文化交流の長期的な展望をもつ相互理解活動が日米間の信頼醸成とその維持につながっており、日米協会が戦前その舞台となっていたこと、第二に、戦後の国際交流の活動復活と団体運営の組織化に資する基礎的経験がすでに戦前昭和期に積まれていたこと、第三に、青少年世代を対象とする活動に重点が置かれていたこと、以上の三点に焦点を当てながら、開戦前の国際交流のジレンマと限界を探っていききたい。

## 1. 相互理解と交流行事の大衆化促進

昭和に入って直後はいわゆるワシントン体制の日米協調時代であり、排日移民法成立により日米間の相互理解活動の質を問われた時期でもあった。そのため日米協会の交流活動においても、また組織や人事においても新しい展開が見られた。従来のような金子や渋沢など政財界要人の年配男性が中心になって活動するのではなく、長期的視点から相互理解を目指し、新たな交流の担い手となる若い世代が登場する。すなわち、第一に学生を中心とする青年、第二に少年や女兒、第三に女性を交流のアクターとして位置づけようとしていた。

日米協会において学生が対象者となった契機は、1925 年バンクロフト駐日大使 (Edgar A. Bancroft) 発案による留学生派遣の検討開始からであった。前年 12 月に着任したバンクロフトは「両国民に必要なのは互いを知ること、互いを同情を持って理解することである。今こそその知識を拡げる時期である。我々はさらなる理解を拡げるためにはあらゆる努力を惜しまない」<sup>(4)</sup> と日米交流に積極的で、青年の短期留学にも意義を認めていた。1925 年 5 月日米協会における「米国留学生ニ関スル特別協議会」でバンクロフトは日米協会の協力を求め、「日米協会ハ間接ニ之ヲ援助スル事」が決定した。<sup>(5)</sup> ところが 7 月末、バンクロフトは軽井沢で急死した。彼の遺志を継いで、弔慰金と遺産を元にバンクロフト基金が 1928 年設立され、アメリカ人および日本人学生の留学支援へとつながる。<sup>(6)</sup> これを受けると、特別協議会の翌年 11 月にはアメリカ人海上大学学生 580 名、その後 1930 年 7 月に 20 名、1931 年 8 月に 130 名と、大規模なアメリカ人学生団体への接待が日米協会によりおこなわれた。

他方、1926 年 3 月にはスプリングフィールド市リンカーン生誕百周年記念協会主催のリンカーン懸賞論文への国内募集を開始した。リンカーン元大統領をテーマにしたエッセイ・コンテストは、全国の中学校・高等女学校を対象とする中等教育部門と、英語などの高等専門学校や大学校を含む高等教育部門の 2 部門からなり、全国からの多数の応募論文を日米協会が取りまとめた。<sup>(7)</sup> この背景には、大正期に一気に拡大した中等教育と英語教育の普及がある。男子では後のアルゼンチン大使河崎一郎が入賞したこともあったが、とくに女子学生の入賞者も数多く、最優秀賞を女子が獲得した年もあった。だが、満州事変により中断した。

女子といえば、幼稚園や小学校の児童を対象として日米相互理解を促進する目的で宣教師グー

リック (Sidney L. Gulick) と渋沢栄一らが中心になって人形交流が 1927 年におこなわれた。1924 年の排日移民法成立後も排日運動が収束せず、その対策として先入観や偏見の少ない幼い児童に相互理解を託した活動であった。アメリカから同年のひな祭りにあわせて約 12000 体の「青い目の人形」が送られ、その返答としてクリスマスにあわせて日本から 58 体の答礼のため市松人形をアメリカ各州に送った。この人形交流については、当初協会内で「外務省ヨリ依頼ノ分配費負担方ニ付審議ノ結果未タ人形ノ数及ヒ経費モ不明ナルヲ以テ同省トノ折衝並他団体ノ交渉ニ関シテハ之ヲ会長、副会長、幹事、会計ニ一任スル」<sup>(6)</sup> 状況であった。しかし渋沢らと文部官僚関屋龍吉らの努力によりアメリカからの人形は日本国内のみならず、満州や朝鮮などの植民地にも配られ、日米各地で盛大な人形歓迎式が実施された。女性や女兒が対象となる交流行事は相互理解を促すには、ソフトなイメージを伴う活動であった。

日米協会では女兒だけでなく、男児も交流のアクターととらえ、1929 年 7 月から 1934 年 11 月まで海外からのボーイスカウトの来日毎に同年代の日本のボーイスカウトとの会合を設けた。ボーイスカウトではすでに 1926 年夏に中華民国から上海童子軍 28 名を迎えていたが、アメリカからは 1929 年 7 月カリフォルニア・サクラメントからの 44 名来日が初めてであった。これらはワシントン体制下の日米協調において、少年世代の交流活動のひとつであったが、後述するように開戦前の日米交流の布石となる。

第一次大戦後は様々な国際協調に向けた動きの中で、少年への様々な啓発活動が展開された。たとえば国際連盟協会や少年赤十字などが欧米各国や日本でも設立されていた。日米協会での学生や児童を対象とする前述の様々な行事も同様の例であるが、とりわけ日米協会では、将来の親米リーダーとなりうる学生対象の交流事業を重視していたといえる。

当該期の組織と人事についていえば、金子会長時代の明治期に活躍した役員、金子や渋沢栄一らいわば第一世代から、次の世代へと人事交替が始まった時期であった。徳川家達貴族院議長が第 2 代会長 (1924 - 1940) に就任すると、姉崎正治、浅野良三、阪井徳太郎ら 21 名の執行委員会と、福井菊三郎、中嶋久萬吉らの入会委員、井上準之助、串田萬蔵ら財務委員が編成され活動にあたった。月例の円卓午餐会は 1925 年から始まるが、設立以来の日米両国人による集団指導体制は基本的に変わらず、樺山愛輔が副会長として、新たに小松隆がアメリカ駐在から帰任して 1928 年以降協会の活動に積極的に関わるようになる。

さて日米協会では、女性は 1937 年に会員として認められるまでも、協会の幹部夫人や外交官夫人らが会合に出席することはしばしばあった。夫婦や家族連れで来日するアメリカ人が多く、夫婦招待の行事に際して欧米の慣習にならい、アメリカ人女性の接待に日本人女性の力を借りる必要があったからである。

1926 年 3 月の幹事会で女性の出席を勧誘するための委員設置が初めて検討されたが、実際には

慣習の違いや会話の成立が難しいため「差シ当り纏ラズ」<sup>(9)</sup> という状況だった。しかし 5 月、駐日大使マクヴェー (Charles MacVeagh) の夫人歓迎茶話会では幹部夫人等の協力を得て「近来ニナイ盛会ニシテ且ツ親密ナル会合」<sup>(10)</sup> で成功した。これを受け、アメリカ人来賓接待のための婦人接待委員常設に関して「日本婦人ヲ以テ (五名) 接待委員ヲ組織スルノ件ヲ勧告トシテ提案」<sup>(11)</sup> も出された。こうして女性が 1926 年日米交流の舞台に本格的に登場したといえるかもしれない。だが、婦人委員会の常設化は 1925 年 5 月から 1939 年 4 月まで何度も検討されたが、ついに戦前期に実現することはなかった。

同時期は、他にも交流活動自体が多く日本の大衆の関心を引いた。たとえば飛行家リンドバーク (Charles A. Lindbergh) が 1931 年 8 月末来日したが、9 月 18 日までの滞在プログラムを日米協会がすべて担当実行した。スポーツ交流も 1925 年 9 月に日米水泳大会が始まって以来、日米対抗の水泳や陸上の大会を日米協会が支援するなど、様々におこなわれた。むろん青少年がこれらのスポーツに最も関心が高い層であることは疑いない。大規模な新聞報道も加わり、一般大衆も大きな関心を寄せた。ワシントン体制に支えられて大衆や青少年層に日米相互理解を促す双方向型交流がおこなわれた時期でもあったのである。

## 2. 日米協会幹部の渡米と戦略的交流の萌芽

満州事変から上海事変に至る時期は外交史上、国際社会からの孤立化が最もすすんだ時期といわれてきた。しかし矛盾するようではあるが、実は日米協会では最も活発に様々な活動がおこなわれていた非常に興味深い時期である。さらに日米関係の危機や猜疑の中で日米協会を通じてアメリカ世論へ働きかけがより積極的に図られ始めることになる。

それまでも日米協会関係者がアメリカの対日世論の好転を期して渡米した例は、過去にもある。そもそも金子初代会長がかつて日露戦争時にアメリカで「広報外交」<sup>(12)</sup> を繰りひろげた。日米協会設立後も 1920 年土地法の成立直前に協会のアメリカ人幹部 2 名の渡米が決定されたが、出発は同年末の土地法成立後となりタイミングを逸した。

最も顕著な例は、満州事変後の 1931 年 11 月から翌年 3 月まで、外務省からの意向を受けた副会長樺山愛輔と会員小松隆の渡米である。1931 年 11 月末「満州事変ニ関シ米国民ノ了解ヲ得ル為官辺ノ依頼ニ依リ個人ノ資格ニ於テ表面日米協会ヨリトシテ渡米」して、二人が「本会副会長ノ資格ニ於テ満州事件ニ開陳シ、米朝野ノ了解ヲ増進スル目的」と「邦文日誌」は伝えている<sup>(13)</sup>。さらに樺山も、「事変勃発と同時に、時の政府部内に於て、民間に於ける米國に縁故深きものをして渡米せしめ、帝國の真意を彼國に正解せしめて時局に善処したいとの意嚮があつたので、偶々私がその人選に與かる光榮を有した訳であるが、所謂私設特使たるに甘んずることは私の立場上許され難いので、時の若槻総理に面談してこの点の諒解を得、又駐日米國大使のフォーブス氏とも談合



して、これ亦諒解を得ると共に出来るだけの援助を受けることとし、結局日米協会代表の名義で渡米したのである」<sup>(4)</sup>と、樺山が出発前に若槻礼次郎首相や外務省関係者と会談を重ねたことを明らかにしている。

渡米について二人はいくつかの報告や書類を個人的に残している。樺山は、アダムス海軍長官 (Charles Francis Adams)、キャッスル元駐日大使 (William Castle, Jr.)、元国務長官で面会当時連邦最高裁判所長官のヒューズ (Charles Evans Hughes)、ラモント商務長官 (Robert P. Lamont)、フォード社のフォード (Henry Ford)、連邦準備制度理事会のメイヤー (Eugene I. Meyers)、クーリッジ元大統領 (John Calvin Coolidge) らのアメリカ政財界の要人と会談した。が、いずれも日本軍の満州での行動に強い不快感をあらわすか、無関心の態度を示した。それでもなお樺山はアメリカ側要人と「互に極めて打融けた態度で終始することが出来たのは何よりの幸であつたと思ふ」<sup>(5)</sup>と記した。

とりわけ樺山とスティムソン国務長官 (Henry L. Stimson) との会談は両者の記録が認められ興味深い。樺山は、1932年1月8日のスティムソンとの会見について、多忙にもかかわらず50分を割いてくれたこと、ロンドン軍縮などの日本の国際協調への態度を評価するが、満州での行動は軍側が主導権を握っていることに懸念を示し、不戦条約や九カ国条約に対する違反を述べたこと、樺山の言葉を信ぜず、錦州占領後日本軍は中国に侵入すると予期する一方で、幣原には高い評価を与えたことを報告書<sup>(6)</sup>に残している。

一方、スティムソンの日記<sup>(7)</sup>によると、樺山との会見は30分を予定していた。スティムソンは、アマーフト大学の卒業生で貴族院議員である樺山とかつてロンドン軍縮会議で会ったことがあり、日本政府の非公式使節として何度も渡米してきたと記す。二人はともに率直に満州の現状を語りあい、満州事変まで日米両国が協調を享受してきたこと、樺山からの話として、日本政府と陸軍との間が一致せず、スティムソンも知らなかったという日本海軍と陸軍との対立などの話をスティムソンの日記は淡々と伝えている。

すでに前年末から日本軍はチチハルを占領し、錦州攻撃が続いていた。そのような事態のなかで、とりわけスティムソン・ドクトリン発表直後におこなわれた樺山との会見は、全く説得力を失って完全に手遅れであった。樺山は、自らの人脈を駆使しながらアメリカ政財界の要人たちと会見を重ね、日本側の立場を説明したが、この渡米はアメリカに影響を残すどころか、むしろ反日姿勢を見せつけられたのだった。

在米日本大使館でも満州情勢の正確な情報は入手不能の状況が続いていた。樺山らが渡米間もなく出淵勝次駐米大使を訪れた時にも、「昼飯ニ樺山伯来ル。五時マデ語ル。不得要領也」<sup>(8)</sup>と、出淵は二人の渡米に当惑する様子を伝える。出淵も外務省と陸軍の間の対応のずれに「自分ハ日本国代表者トシテ余リニ屢々ニ枚舌ヲ遣ヒタルコトヲ、否、遣ハサシメラレタルコトヲ遺憾トス」<sup>(9)</sup>とそ



の立場のジレンマに苦しんでいた。このような事態への対策として帰国後、日米協会における渡米報告会で樺山は「日米間ノ事情速進機関設置ニ関スル意見」<sup>(20)</sup>を出した。のちにアメリカでの常設広報機関となるニューヨーク日本文化会館(1938年設立)を設置する動きにつながる発言といえる。

その後 1933 年 1 月にも樺山ら民間人が渡米し、対日世論操作がおこなわれた。<sup>(21)</sup>この時は当初から樺山は外務省からの派遣として公表されていたが、世論操作としては完全に失敗であった。すでに日本からの人員派遣による対日世論操作は満州事変直後の段階で不可能となっていたと見るべきであろう。

### 3. 交流プログラムの多様化と発信への組織化

1931 年 9 月の満州事変から翌年 2 月頃まで日米協会の活動は低調であった。日中情勢に関心と不安が募るなか、協会の行事に参加者は少なく、行事の縮小や簡素化を余儀なくされた。そして会員増をも目指して活動のてこ入れが始まるのである。

かくして満州事変後の派遣に失敗した後、日米協会の交流活動は徐々に性格を変え始める。とくに学生・青年を対象とした事業では、前述にもまして若い世代に相互理解の架け橋となることを期待する事業が展開された。たとえば、よく知られた日米学生会議<sup>(22)</sup>があるが、日米協会はこれに 1936 年第 3 回の日米学生会議から支援を始めた。このほか野球などのスポーツ交流や園芸、教育や赤十字の国際会議が開かれ、大規模なアメリカ人団体の来日が連続した。

大きな行事を連続しておこなうためには、組織の変更に核となる人材も必要であった。とくに注目したいのが、戦後日米協会の会長となる小松隆である。1919 年入会当時東洋汽船の社員としてサンフランシスコに駐在していた小松は、1928 年に帰国した。そして樺山と同行して渡米後、来日アメリカ人に対する「便宜供与」を一手に担当することになった。<sup>(23)</sup>以来、小松は日米交流活動の組織運営で手腕を発揮する。

1933 年 11 月の総会で便宜供与部設置の検討が開始され「樺山伯ヨリ本計画ハ外務省ニ於テモ賛意シ居ル所」<sup>(24)</sup>と外務省の意向があったことが示された。具体的には翌年 2 月 12 日執行委員会で事業概要の検討が始まった。席上、アメリカ人来訪者に対する一般紹介と便宜供与の他、「特ニ日本ノ文化、実業、其ノ他事情調査研究者」や「日本ノ文芸、美術工芸研究者」への便宜供与を明確に唱えた。さらに「日本文化紹介ニ関シ在本邦及び在米姉妹協会ト連絡ヲ取ルコト」「日本文化紹介ニ必要ナル出版、並ニ日本ニ関スル又ハ日米国交ニ関スル出版物目録ノ作成」<sup>(25)</sup>を常設委員に託すことになったのである。これは戦前期の日米協会の活動にとっては、日本の伝統文化をこれまで以上に強調し積極的に発信するための機構改革となった。

このような動きにアメリカ太平洋問題調査会 (IPR) 事務局長のカーター (Edward C. Carter) は「日米協会ノ活動ガプロパガンダトナラヌヨウ日本ノ宣伝トナラヌヨウ注意スルノ必要」<sup>(26)</sup>を警告し

ている。とはいえ、アメリカ人の日本研究は、個人による調査研究活動に不便な状態が続いており、ニューヨーク日本協会幹部のリドー (Louis V. Ledoux) は「彼等ニ対スル研究ノ便宜ヲ与フルコトハ必要ナルベクスル機関ヲ紐育ニ一ヶ所東京ニ一ヶ所作リタシ。日本研究ノ為メ必要ナルライブラリーヲ日米協会ニ作ルコト及ビ汽船中ニ之ヲ備フルコトハ必要ナリ。日本文学ノ英訳、船中ノ活動写真ノ選択、学生ノ為メノ家ノ設備等モ考慮ノ必要アリ」<sup>67)</sup> と述べ、3月4日座談会で二人のアメリカ人から要望が出された。

3月15日便宜供与部設置準備委員会では、「新タナ名義ヲ付シ活動スルコトハ宣伝ヲナスモノトノ疑ヲ招ク虞レアル」として日米協会のままとすること、日米協会事務所とは別に一室で来訪アメリカ人に応対し、「之ニ要スル経費ハ一時日米協会ニテ支出シ追テ資金ヲ募集スルコト」となり、2月の前述の協議会決定どおりに日米協会内に便宜供与委員を設置し、慎重に来訪アメリカ人に各種の便宜を与えることを決定した。<sup>68)</sup>

1934年5月には米国庭園倶楽部の会員123名が来日した。メンバーはアメリカ各地域の53庭園倶楽部から集められ、夫婦の参加者もいたが大半は女性であった。当初は宮内省、外務省、文部省などや日米協会と、設立間もない国際文化振興会<sup>69)</sup>との合同で接待が検討されたが、結局、経費も含めて国際文化振興会を中心とする委員会組織が担当することとなった。一行は東京、東京周辺、名古屋、大津、京都、大阪、奈良などをまわり、各地の日本庭園を訪問した。日本庭園の見学を通じて日本文化の神髄を理解してもらい、それをアメリカでの広報活動を通じてアメリカ本国で人々に伝えてもらうこと、さらには対日世論に間接的な影響が残ることを日本側は期待して、そのための接待体制を整えようとしたのである。この行事は翌年もおこなわれたが、日本側が期待したほどの効果はあらわれなかった。参加者の大半が女性であり、政財界への影響力が弱かったためであろうと考えられる。一方で、政治との関係薄い日本庭園や華道、さらには一般的な日本文化への関心は徐々に人々に広まっていった。

ところが、樺山は、政府の意向を受けて同年設立された国際文化振興会理事長に就任して以来、日米協会の諸会合への出席率は低下した。日米協会と国際文化振興会の二つの国際交流団体において樺山はともに重要なポストにあったが、おそらく樺山は徐々に国際文化振興会の活動に重きを置くようになったと推測される。そして日米協会副会長としての樺山は、事実上小松に日米協会の運営を託したのである。徳川家達会長の没後、1940年樺山は日米協会の会長に就任し、戦後日米協会の活動再開時にも会長として返り咲く。

組織については、1934年初夏から変更が進められ、役員に理事9名と評議員30名をおくことになった。その変更の影響が最も顕著にあらわれたのは前述の庭園倶楽部の来日においてであった。同年12月13日、庭園倶楽部の接待体制に基づいて、小松を委員長とする新しい常設委員会が日米協会内に誕生した。以後、常設委員会は毎月開催されることになり、評議員の小松は理事で

はないが、樺山より常設委員長として理事会に出席することが認められた。常設委員会は「1. 横浜 2.Contact 3.Program 4. 会員 5.Housing 6.Sports 7.Ladies」<sup>60)</sup> の 7 委員会を編成し、1935 年 1 月 24 日の第 2 回委員会から具体的活動に向けて準備を開始した。とくに「非公式ノ会合ヲ随時行フコト即チ 映画ノ会合 スポーツ会合 美術会合 旅行」<sup>61)</sup> により、会員間の親睦を計ること、女性の活動を重視して「ネビル夫人ヲ中心トシ会員ノ夫人ノ茶ノ会ヲ催シ夫人ノ方面ヨリ活動ヲ計ルコト」、アメリカによる開港を記念するような行事として、「不取敢三月三十一日頃ヲ期シペリー日ヲ挙行スルコト」が討議され、早速 4 月 6 日横浜におけるアメリカ・ジャパNDER の開催となった。またアメリカ・アジア艦隊司令官アップハム (Frank B. Upham) 歓迎会をスポーツ・ナイトとして「柔道剣道長刃、レスリング、ボウリングナド近来ニナク風変リニシテ盛大ナル会合」<sup>62)</sup> を開いた。日米の将校や高級官僚だけでなく、下級兵卒や庶民出席者も参加できる催事を増加させていったのである。

このような行事を通じて会員同士の親睦が深まっただけではない。ここで重視したいことは、1935 年以後、具体的に交流活動の役割分担が明確となったことである。すなわち地方支部との連携作り、交渉や行事のプログラム作り、名簿の作成管理などの担当を明らかにすること、あるいはスポーツや女性の活動を活性化させて一般的な接待や交流業務の運営を容易にさせた。また政治や軍事外交関係者の対応と、日本文化などの学術研究者への便宜供与でも担当と分野を分けることになった。そして日本からの発信を重視するのか、あるいは来日者の日本での諸活動を支援するのか、という交流の方向性もこれまで以上に明らかにすることとなった。さらにいうならば、以上のような具体的な分担区分や交流の方向性が戦後の国際交流活動や諸団体運営の方法的な布石へとつながっていくのである。

かくして新たな交流の担い手として、交流の両方向性を同時に持つ青年の活動に協会関係者の注目が向けられるようになる。

#### 4. 日系二世の組織化とその限界

日米学生会議は、両国の青年が互いに活発に議論することで、日米青年の相互理解の進展と日米関係の良好な前途を担うことを目的としている。また日本側のアメリカに関心を持ち英語に堪能な青年男女が行事に参画することで、日本からの情報発信者としての活動も期待された。従って日米協会が独自に青年を対象とする活動を支援する動きが始まるのも当然であろう。

その契機は国際交流に積極的な諸国からのボーイスカウト団来日にあったと考えられる。初めて海外から来日したボーイスカウトは 1926 年中華民国上海童士軍であった。次いで来日したのが、1929 年夏のカリフォルニア・サクラメント「日系米少年団一行」である。日系二世 36 名を中心とする一行 44 名は「日米の国交親善といふ年に似合わぬ大きい使命を帯びて」「懐しの母国」<sup>63)</sup>

に来日し、日米協会も日本のボーイスカウト 40 名余とともに茶の会を催した。さらに 1933 年 6 月ハワイからボーイスカウト一行 38 名が来日、うち二世が 26 名というこの団の歓迎にも、日本のボーイスカウトがほぼ同数集められ、盛大な会合がおこなわれた。少年たちが主役となるこれらの歓迎会は屈託のない親善交流であった。<sup>64)</sup>

日系二世は、日本人を両親に持ち、アメリカに生まれて米国籍を持ち、アメリカ人として教育を受けている。1918 年頃から 1925 年頃に最も多く生まれており、ちょうど青年期を迎えていた。日本で満足に教育を受けることなく渡米し、教育がないばかりに苦労を重ねた親たちは、向学心の強い子供たちに可能な限りの教育を受けさせた。やがて子供たちは高等教育の年齢に達すると、幼い頃から聞かされてきた両親の故国について関心を持つ者があられ、両親の薦めにより日本で高等教育を受ける者も多かった。排日移民法成立後新たな日本人移民はなかったとはいえ、排日運動や嫌がらせはなくなっただけではなかったから、二世たちも自身のアイデンティティを求めて苦悩は続くのである。

一方、対日世論を好転させたい日本側では、民間人渡米による対日世論操作に失敗し、意図する方向に動かすことが出来なかったのは前述のとおりである。そのようななかでニューヨークに日本文化会館を 1938 年に設置するが、それだけでは不十分と考え、新たな日本の意図を託せる担い手として浮上した案が日系二世を利用する案だったのである。

1935 年秋頃から日系二世を組織化する検討が日米協会の青年分科会で始まった。メンバーに小松、東ヶ崎潔、武田円治日米協会主事、立教大学教授ポール・ラッシュ (Paul Rusch)、YMCA 主事ダーギン (Russel L. Durgin) ら 9 名で構成された。同年 10 月 11 日「米国出生日本人ノ希望等ヲ聴取シ青年分科会ノ活動方針ヲ決定セン為メ青年分科会委員及ビ第二世代有志三〇名程集會シ談話会ヲ催」<sup>65)</sup>した。さらに 11 月 28 日の感謝祭の来会者 634 名の中には、会員 139 名の他、フットボール選手 120 名と「第二世来会者三七五」名が含まれ、「目下東京横浜来往ノ米国出生日本人青年男女ヲ招待シ彼方ノ親睦ト厚情ヲ計」<sup>66)</sup>った。

翌 1936 年にはいと、さらに活発に二世を対象とする行事の協議が繰り返された。小松を中心とする常設委員会では「第二世ニ関スル行事、一、第二世ノ諸事項問合状発生ノ件 二、第二世ノ為 小集会ヲ催スコト」<sup>67)</sup>が検討されて、青年分科会で「米国出生第二世中五・六〇名ヲ夜ノ茶ニ招待シ個人的接触ヲ作ル為メ」<sup>68)</sup>具体案が提案された。席上、3 月に 25 ～ 30 才の男女 60 名を集めて、日米協会の常設委員や会員 20 名ほどが夫人を伴い、家庭的な雰囲気でおこなうことが決まった。「具体的には東崎、ダーギン両氏ニ於テ取運フ事」<sup>69)</sup>と青年分科会の二人が運営の中心になっていることが分かる。

かくして、3 月 23 日米国出生青年懇話会では、「第二世ト本邦実業家長者ト個人的接触ヲ計ル目的ヲ以テ第二世中ノ年長者男女六十名ト日米協会会員中ノ有志三十名ニ対シ招待状ヲ発シ茶話

会ヲ催ス」こと、二世を 8 団に分けてそれぞれ会員が 4 人程度入り、順々に移動しつつ「個人的接触」を図ること、「今会合ニ於テ各団ヨリ代表 1 名ヲ選出シ第二世ノ代表委員選出ノ準備」も話し合われた。<sup>(40)</sup> 次いで、4 月 15 日では、「米国出生青年」46 名を集め、会員 30 人計 76 人とともに「前回同様八組二分ケ十数分ゴトニ異動シテ老人組ト青年組トノ接触ヲ図」り、4 月 27 日には「米国出生側ノ委員会合」を開くことを決定した。<sup>(41)</sup> 3 月から 4 月にかけて様々な年齢世代を混在させて、関わりを持つ会合を何度も開催し、組織化しそれを拡大しようとしていたことがわかる。

5 月 4 日の「日系米人青年男女懇話会」では、日系人 48 名と会員 20 名の計 68 名が集まり、「第三回ノ少数懇談茶話会ニシテ合唱雑談、茶菓ノ饗応アリ、最後ニ矢田長之助氏ノ挨拶在リ」<sup>(42)</sup> と、会合の回数を重ねていく。5 月 19 日「日系米人男女懇談会」には 60 名が出席し、「第四回パーソナルコンタクトミーティングニシテ雨天ニモ拘ラズ相当ノ出席者アリ。合唱マンドリン演説等アリ。興味アル会合ナリキ。来賓ニハ外務省参与官松山氏清沢泷氏ウェーンライト氏等アリ。皆一場ノ演説アリタリ」<sup>(43)</sup> と外務省ら官僚らとの接触も確認できる。6 月 9 日の青年分科会員及び第二世委員による青年分科会では、「米国出生日本ノ本邦在住者間ニ於ケル団体組織ニ付意見交換ノ為メ集会」をおこなうこと、日米協会青年分科会は「外部ヨリ之ヲ援助スルモノトス」ること、「大体団結ノ形成ヲ見ルニ至リ会則ノ作成」<sup>(44)</sup> の準備会を開くこととなった。外務官僚だけでなく YMCA 関係者も交えた集会開催へと規模を拡大していくことになる。

9 月 7 日の常設委員会でも青年分科会の東ヶ崎より「夏季中ニ於ケル第二世組織経過ノ報告アリ。日米青年連盟ト其ノ活動部体タル文化委員役ヲ決定」したこと、「武田主事ヨリ夏季中日米学生第三回会議ノ経過報告アリ。同会議ハ日米協会ニ直接関セザルモ協会ニ於テ援助シ将来ノ発達ヲ期スベキ報告」<sup>(45)</sup> がおこなわれた。1937 年に入ると、相撲観戦やスケート大会などスポーツ関連行事も多く、また日米学生会議 (第 4 回)、世界教育会議などが開催され、日米協会はこれらの様々な交流活動にも積極的な支援を続けた。

なかでも日米協会では、二世の存在はアメリカの対日姿勢好転への可能性を持った存在と受け止められた。すなわち日本国内でも厳しくなりつつある対米ムードを、米国籍を持つアメリカ人である二世との交流を通じて国内の対米世論を和らげようとした。さらに彼らがアメリカに帰国すれば、日本人の風貌をし英語に長けた二世が日本で見聞したことを人々に広めてくれる存在となることを期待した。そのため二世の組織化が一举で大規模に進んだと考えられる。

ところが、その効果はほとんどあらわれる間もなく、1937 年 7 月上海事変が勃発した。さらに日米関係のいっそう厳しい状況を決定的にしたのが 12 月 12 日のパネー号事件であった。揚子江上の米海軍パネー号を日本海軍機が攻撃して死傷者を出した事件で、日本側はこれを公式に誤射と釈明した。

パネー号事件への日米協会の対応は機敏だった。事件から 8 日後の同月 20 日、パネー号事件協



議会在結成され、キリスト教関連団体や大学などを中心に 23 団体が日米協会からの呼びかけに応じた。慰問状作成や弔意金募集が直ちに開始され、翌年 3 月に弔慰金約 3 万円をグルー大使に手交した。日本政府に抗議を続けていたグルーは厳しい状況のなかで、日本の民間の厚意には理解を示し、対決姿勢を自重していた。そのためグルーは、一旦弔慰金を受け取り、後にこれを日本赤十字に寄付することでアメリカ側の厳しい世論や態度を収めさせることにした。グルーは日本軍の態度に猜疑心をぬぐうことは出来なかったが、民間人の親米感と謝罪の姿を理解し、「現在ほど『二つの日本』の存在を強く感じ」たことはなかったというジレンマの中にあった。<sup>46)</sup>

日米協会でも、「日支事変が日米両国ノ感情ヲ害スルノ事実ニ鑑ミ之レガ是正ノ為政治ニ触レザル範圍ニ於テ日米人諒解増進ノ為委員会組織」設置が具体的に検討され、「問題頗ルデリケートナルモ是等ノ件ヲ自由ニ討議スル為先ヅ常設委員ノ晩餐会」を開いて、日米関係者が率直で自由に議論検討できる方法の模索が始まった。<sup>47)</sup>

とくに「二世ノ催物」は、小規模で頻繁な会合から、回数は少ないが大規模な会合に「大体助力ノコトニ決ス」と金銭的支援をおこなうように常設委員会は方針を転換する。<sup>48)</sup> 11 月 7 日「日米青年サブコミティー会合」は、20 日に米国出生青年のための園遊会を「二世ノ団体ニ於イテ」企画した。後楽園賃貸日 50 円、印刷他雑 60 円、計 110 円を日米協会が補助することとし、20 日日米青年連合会園遊会（二世各団体園遊会）360 名が後楽園に参集した。<sup>49)</sup> 1938 年 7 月の日米学生会議の開催後には、同会議顧問として日米協会から武田円治が同行し、アメリカ人学生を満州、朝鮮に引率し、アメリカが批判する日本の大陸政策を現地で視察させる大規模な行事をおこなった。

ところが 1938 年夏以降、日米協会において対日世論を好転させていくだけの効力を引き出すことは困難と考えられるようになり、日米協会での二世学生向け行事は激減する。帰国後の、いわゆる「帰米二世」の労苦も周知のとおりである。以後、日米協会では下田黒船祭や会員間のスポーツ交流や工場視察など、政治色を極力弱めた小規模な交流が続けられたものの、同年春には国家総動員法も敷かれて、一般大衆や青年を取り込むような日米交流行事は収束するのである。

1939 年春から初夏には「明年二六〇〇年ヲ期シ日米両国親善増進ノ計画協議ノ為メ在米日本協会代表者ヲ東京ニ招待スル為メ準備委員会ヲ組織スルコトニ一決」<sup>50)</sup> した。その際に在米 9 団体から数十名を招待し「Free ノ日ヲ多ク作ルコト」「政治的目的ヲ有セザルコト」が議論された。が、紀元二千六百年行事から日本の政治的性格を打ち消すことは困難であり、日米協会での上記計画は立ち消えた。<sup>51)</sup> 他の関連団体との連携を含めて、日本からの情報発信を重視する活動は、ともすればプロパガンダにも通じるというジレンマから逃れることはついぞできなかったのである。

1939 年 7 月アメリカは日米通商航海条約の破棄を通告し、日米関係は開戦前の危機の時期に入った。このような状況の中でも日米協会では会員や外交担当者を交えて様々な午餐会や演説が開かれた。1939 年 9 月以降について現存する記録は限られているが、1940 年 12 月、グルーの

司会によりアメリカに駐米大使として赴任する野村吉三郎や松岡洋右外相も、それぞれ立場から日米関係を忌憚なく語った。1941年11月28日、「ハル＝ノート」提示の直後、日米協会の日米両国の関係者が総会を開いて休会を決定した。日米協会は、開戦直前まで日米交流と外交のまさに開かれた舞台となっていたと見るべきであろう。

## おわりに

戦前戦後を通じ、日米協会は日米間の相互理解と信頼醸成への活動を続けてきた。なかでも本稿で扱った戦前昭和期の活動は国際交流組織の運営という点でも、対象や企画の目新しさという点でも、戦後の国際交流活動の原点を提示しているといえよう。

第一に、なによりもワシントン体制下の日米協調のもとで、国際交流の大衆化を進めた意義は大きい。たとえば、スポーツという言語手段を必ずしも必要としない民間交流が登場し、青年だけでなく一般大衆の関心を集めたことに注目する必要がある。また、学生や女性を対象とする行事や、そのための様々な恒常的な委員会や会合運営が試みられたことも重要である。すなわち、戦前昭和期にはすでに具体的な交流活動とそれを支える運営組織の模索があったのである。本稿では扱わなかったが、グラント将軍の碑など日米関係の記念碑建立や、下田黒船祭など歴史的記念行事は各地で頻繁におこなわれ、戦争の中断を挟み現在も継続しているものもある。

しかしながら、第二に樺山や小松らによる対日世論操作を目的として民間人をアメリカへ派遣する手法の限界は、すでに満州事変直後にあらわれていたことが確認できた。すなわち日本側の政軍の指揮関係が機能しない状況では、非公式接触者間のコミュニケーションやそれまでの日米の信頼関係はなす術をなくしていたといえよう。それゆえに、樺山はアメリカ現地に日本の情報発信機関を設置する必要性を帰国後直ちに報告するとともに、日本における国際交流促進機関の設置案を提示、そしてやがて樺山が活動することになるし国際文化振興会の設立へと連なるのである。

第三に長期的視点からは、学術や文化研究あるいは女性や学生による非政治的な活動の参画者たちに両国間の交流を託し、その結果、戦後の日米交流の機会が準備されていくことになる。あえていうならば、日米協会は、交流団体が外交方針にどれだけ早くインパクトを直接与えるかではなく、いかに人々の交流の舞台を整え、組織を主体的に運営し存続させていくかを重視することで、外交上の危機の時期を乗り切ろうとしたのである。それは、人事において小松、武田、東ヶ崎らサブリーダーや実務者が徐々にあらわれ、交流活動の分担化を伴い、彼らの活躍がより重要となっていくことから説明できよう。

第四に、日米関係のなかで移民問題は日本外交の長年の懸案であったことから、他の国際交流団体とは異なり、とくに日系二世という若い世代の存在に注目したことは意義がある。彼らに託された役割への評価は難しいが、少なくとも「学生」という身分に注目したことは功を奏して、日米両



国の学生による日米学生会議が発展継続につながった。さらに、もともと日米協会がアメリカでの排日移民運動への対応のなかで 1917 年に発足した経緯を考えると、移民という存在が開戦前に再度日米交流の活動の幅を広げることに寄与したともいえよう。

やがて第二次大戦後、1946 年から翌年にかけて、日米交流は男女青年を対象とする留学生奨学金の協議から再開し、グルー基金へと発展する。ワシントン体制下のバンクロフト駐日大使期に始まった日米の大衆化された民間交流は、再び学生によって復活を遂げるのである。かつて満州事変前後に日本で日米交流を見聞き育った世代が、やがて戦後日本を復興させていく原動力となったことはいままでもない。樺山も 1933 年の訪米後「米国の世論を支配して居るのは宗教、教育、婦人の各団体」<sup>(62)</sup>との考えから、教育や青年、婦人に対する働きかけを日米協会でも実践しようとしていた。日米の相互理解は危機や戦時ではなく、まさに平時の活動からつくられることを日米協会の活動が立証しているといえよう。

## 注

- (1) 拙稿「赤十字国際会議と東京招致問題」『常磐国際紀要』第 6 号 2002 年、および「少年赤十字と東洋地方少年赤十字会議の招致 —— その『国際理解』をめぐって」上見幸司先生追悼論文集編集委員会編『人間科学の発展と継承』2009 年において日本赤十字社の国際交流を論じた。また拙稿「日仏会館における日仏交流の展開 —— 1930 年代日本における国際交流団体の活動再考——」小城和朗、土居守、中田光雄、渡部茂己と共著「欧州統合とアジア」『常磐国際紀要』第 13 号、2009 年、および「戦間期日本における国際交流団体の連携の模索 —— 「国際主義」と地域圏構想をめぐって」『常磐国際紀要』第 14 号、2010 年において日仏会館の日仏交流などについて論じた。
- (2) 「邦文記録」(日米協会所蔵)。本稿では、戦前の 1925 年から 1939 年までの記録である「邦文記録 第四号」から「邦文記録 第八号」までを使用した。なお、開戦前の記録である 1939 年 9 月 6 日以降の「邦文記録」は所在不明で、憲兵が持ち去ったといわれている。また社団法人日米協会の通史として、The America-Japan Society, Inc. “1917-1997 80<sup>th</sup> Anniversary、および近刊の日米協会編『もうひとつの日米交流』中央公論新社、2012 年を参照されたい。本研究の調査にあたっては社団法人日米協会に大変お世話になった。ここに記して御礼申し上げたい。
- (3) 拙稿「金子堅太郎と日米協会 —— 日米協会資料にみる交流活動の展開——」『日本大学史紀要』第 12 号 2010 年 3 月。
- (4) Address of Edgar A. Bancroft, December 12, 1924. America-Japan Society, Special Bulletin” No.2, 1926.

- (5) 「邦文記録 第四号」。
- (6) 太平洋戦争中、一時中断するが戦後再開した。現在はグルー基金と合併し、グルー・バンク  
ロフト基金として高校卒業生のアメリカ大学留学支援を継続している。
- (7) 吉村道男「人形使節から人間使節へ ——昭和初期国際交流史の一節——」『外交史料館報』  
第 7 号 1993 年。
- (8) 「邦文記録 第四号」。および是澤博昭『青い目の人形と近代日本 ——渋沢栄一と L. ギュー  
リックの夢の行方』世織書房、2010 年を参照した。
- (9) 「邦文記録 第四号」。
- (10) 同上。
- (11) 同上。
- (12) 松村正義『日露戦争と金子堅太郎』新有堂、1987 年を参照した。
- (13) 「邦文記録 第五号」。
- (14) 樺山愛輔「極東事変と米国」『樺山愛輔関係文書』447 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (15) 同上。
- (16) 「樺山愛輔関係文書」423 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (17) January 8, 1932, Henry L. Stimson Diaries, Reel4, Microfilm Edition.
- (18) 1931 年 12 月 20 日の条、高橋勝浩翻刻解題「出淵勝次日記(三)」『國學院大學日本文化研究所  
紀要』86 輯、2000 年。
- (19) 1932 年 1 月 7 日の条、同上。
- (20) 「邦文記録 第六号」。
- (21) 高橋勝浩「外交再建策としての対米特使派遣構想—満州事変期を中心に」『國學院大學日本文化  
研究所紀要』第 91 号、2003 年。
- (22) 最初期の日米学生会議については、芝崎厚士「戦前期の日米学生会議——『リンカーン神話』  
の実像と効用——」『国際政治』第 122 号、1999 年。
- (23) 拙稿「第 1 回第 3 回 IPR 参加者、小松隆の国際交流活動 ——戦前を中心に」山岡道男編著  
『太平洋問題調査会とその時代』春風社、2010 年。
- (24) 「邦文記録 第六号」。
- (25) 同上。
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 同上。
- (29) 国際文化振興会については、芝崎厚士『近代日本と国際文化交流 国際文化振興会の創設と

展開』有信堂高文社、1999年を参照されたい。

- (30) 「邦文記録 第六号」。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 1929年6月1日付『東京朝日新聞』。
- (34) このほかにも、アメリカからは1930年ハワイ、1937年ロサンゼルス、1940年日系二世のボーイスカウト一行が来日したが、1938年1月日本ボーイスカウトも「欧風から離脱」へと方向を転換する。ボーイスカウト日本連盟編『日本ボーイスカウト運動史』ボーイスカウト日本連盟、1973年、538-543頁。
- (35) 「邦文記録 第七号」。
- (36) 同上。
- (37) 同上。
- (38) 同上。
- (39) 同上。
- (40) 同上。
- (41) 同上。
- (42) 同上。
- (43) 同上。
- (44) 同上。
- (45) 同上。
- (46) ジョセフ・C・グルー著、石川欣一訳『滞日十年 上』毎日新聞社、1948年、311頁。
- (47) 「邦文記録 第八号」。
- (48) 同上。
- (49) 同上。
- (50) 同上。
- (51) 同上。
- (52) 「樺山愛輔関係文書」461（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

---

研究ノート

---

## Intelligibility and Acceptability of 'Japanese English' Pronunciation

Nozomi Kato

### Abstract

This study examines how Japanese accent in English pronunciation (Japanese English) sounds to American English native speakers (n=14) and Japanese native speakers (n=14) to make certain contributions to the investigation of the features of Japanese English functioning as an international language (EIL). Participants' evaluation scores of both intelligibility and acceptability were compared in terms of mean ranks and the Mann Whitney Test. This study shows that CVC<sup>1</sup> could be one of Japanese English features as EIL, whereas a substitutive vowel /i/ for /I/, which is often regarded as one of the features of Japanese English, does not seem to work as EIL.

### Keywords

EIL, World Englishes, Asian Englishes, Japanese English, Pronunciation

### 1 Introduction

Now that English plays a significant role as an international language, according to Jenkins (2000), it is not appropriate to hold up as the standard only a few limited pronunciations—usually Received Pronunciation (RP) and General American (GA). She and many other scholars such as Kachru (1996) label these not as errors but varieties of English (the World Englishes) with a lot of various accents deviating from either RP or GA.

Although issues surrounding World Englishes have been often discussed, Japanese English has not

---

1 consonant + vowel + consonant (Japanese 'imperfect consonant cluster' having an additional vowel inserted between consonants)

been well established yet; however, more and more research on the World Englishes including Japanese English has been carried out in recent years (Nakano et al., 2007). This recent research demonstrates some of the features of Japanese English: the substitutions of /I/ (Nakano et al., 2007; Cross, 2002; Jenkins, 2000), /θ/ (Jolly, 2000; Jenkins, 2000), and CC<sup>2</sup> (Jenkins, 2000). The current study investigates how intelligible and acceptable these raised features of Japanese English are. The research questions in this study are as follows:

- Q1. How intelligible and acceptable are the selected features of Japanese English (/i/ for /I/, /s/ for /θ/, and CVC for CC) for American English and Japanese speakers and participants with high and low proficiency of their respective foreign languages?
- Q2. Does the frequency of the word used in the corpus affect intelligibility and acceptability of Japanese English?

## 2 Method

### 2.1 Participants

The participants consisted of two main groups: (1) auditory material contributors and (2) the raters of the auditory text. The participants in Group (1) were a Japanese graduate student majoring in English language Teaching, an American undergraduate student from Utah, USA, and an American undergraduate student from California, USA. The participants in group (2) were (a) seven Japanese speakers with high proficiency English listening skill, (b) seven Japanese speakers with low proficiency English listening skill, (c) seven American English speakers with high proficiency Japanese listening skill, and (d) seven American English speakers with low proficiency Japanese listening skill.

The participants in (a), (b), (c), and (d) were selected according to their self-assessment in the following criteria (Table.1).

Table 1 : Self-assessment for participants group 2

Participants	Criteria
American	The ratio of their understanding of Japanese films
Japanese	The ratio of their understanding of American films

The participants (a) and (c) were those who marked 60% or more in their self-assessment. The participants (b) and (d) were those who marked 40% or less in their self-assessment.

2 consonant + consonant (consonant cluster)

### 2.3 Instrument

Auditory material included the words and phrases with the following features: /i/, /I/, /s/, /θ/, and consonant clusters. To avoid any confusion caused by the difference between GA and RP, all the sounds of native speakers of English were collected only from General American speakers.

Those features were selected to investigate how Japanese accented English would be perceived as they are some of the features shown in many previous studies that Japanese learners of English often cannot pronounce exactly as the phonetic transcriptions indicate. They were also chosen because Jenkins (2000: 158-159) points out that some of them are not necessarily pronounced exactly to be intelligible and the other features need to be pronounced as the phonetic transcriptions indicate. According to her research, most substitutions of /θ/ are permissible; vowel sounds are intelligible as long as maintenance of their length contrasts is kept. However, consonant clusters need to be pronounced as the transcriptions indicate in order to be intelligible.

This auditory material was also chosen to investigate any relationship with frequency of the words and phrases. This frequency data was taken from concordance software called VIEW, which was developed by Mark Davis at Brigham Young University. VIEW is concordance software that allows you to investigate the frequency of the occurrence of given words or phrase. The system involves the major corpus data such as British National Corpus and Corpus of Contemporary American English.

It can be assumed that the words and phrases that have relatively high frequency rates may be more intelligible than the words and phrases that have relatively low frequency rate not because of deviation from phonetic transcription in their pronunciations, but because of familiarity with the words. Three types of minimal pairs were chosen to investigate such effect:

- (a) The type in which the words and phrases with Japanese accent occur less than those with American accent. For instance, as seen in Table 2, the word, ‘think’ occurs 88755 times; on the other hand, ‘think’ with Japanese accent, which sounds like ‘sink,’ occurs 1807 times.
- (b) The type in which the words or phrases with Japanese accent occur as often as those with American accent. For example, as shown in Table 2, the word, ‘thick’ occurs 4500 times and its Japanese accented word sounding like ‘sick’ occurs 4333 times. They can be considered as a similar frequency pair.
- (c) The type in which the words or phrases with Japanese accent occur more often than those with American accent. For example, Japanese accented word for ‘thumb’ sounding like ‘some’ occurs as many as 167317 times, whereas the original sound of ‘thumb’ occurs only 1096 times.



With such criteria in the selection above, the following words and phrases as auditory material in this research were listed (Table 2).

Table 2 : Auditory Material

GA	JE	JN	Words and Phrases
/ θ /	/s/,/t/	○	think (88755) / sink (1807) thick (4500) / sick (4333) thumb (1096) / some (167317) thank you (9598) / sank you (0)
/l/	/i/	△	its (160568) / eats (390) live (16834) / leave (19820) fill (3941) / feel (25367) give
CC	CVC	×	smoke play

*Notes:*

JE: Japanese English

JN: Jenkins’ notes toward JE taking from her discription of Lingua Franca Core (Jenkins, 2000: 158-159)

○ : Permissible

△ : Permissible as long as maintenance of vowel length contrast is kept

× : Not desirable to be intelligent

The number in the brackets: Occurrence rate from the Corpus Data (VIEW, Mark Davis at Brigham Young University)

**2.3 Procedure**

The data was collected in the following ways:

- (a) One Japanese speaker’s pronunciations (Japanese English) and two American English speakers’ pronunciations for all the items were recorded.
- (b) The participants in group 2 listened randomly to each of three different sounds that were recorded by the participants in group 1 so that the randomness would prevent the participants in group 2 from easily recognizing whether the sound of each item was American accented or Japanese accented. Each item was pronounced twice; one of the sounds was American accented and the other was Japanese accented.
- (c) The participants were asked to evaluate each pronunciation item with a scale of one to six:

Q (a) How clearly can you recognize the listed word or phrase?

Q (b) How much would you like to accept this pronunciation in international conversation?

*Notes:*

As for (a), one is for the least clear and six for the clearest.

As for (b), one is for the least acceptable and six for the most acceptable.

Question (a) was used to investigate the intelligibility of Japanese English sound in each item. Question (b) was used to investigate the acceptability of Japanese English sound in each item. These are the definitions of intelligibility and acceptability in this study.

## 2. 4 Analysis

Participants' evaluation scores of both intelligibility and acceptability were compared in terms of mean ranks and a non-parametric test, called Mann Whitney Test. This test was used to examine group difference of intelligibility and acceptability in perception of the accented phonemes (/i/ for /I/ and /s/ for /θ/) and the imperfect consonant cluster (CVC) between American and Japanese participants and the participants having high and low proficiency of their respective foreign languages. These two group contrasts (American vs. Japanese, high vs. low proficiency) were also examined in terms of corpus frequency of the item words and phrases.

## 3 Results

### 3. 1 Analysis on intelligibility

This analysis answers a half of the research question 1 in this study.

Q1. How intelligible and acceptable are the selected features of Japanese English (/i/ for /I/, /s/ for /θ/, and CVC for CC) for American English and Japanese speakers and participants with high and low proficiency of their respective foreign languages?

As seen in Table 3, American judges were stricter than Japanese judges as a whole. The Japanese English features: /i/ for /I/ and CVC for CC had an especially large deference between American and Japanese raters. This means that American evaluated those items much more strictly.

As for the judgments between the participants with low and high proficiency in their listening skill for their foreign languages: Japanese and American English, those with high proficiency were relatively stricter, but the difference was smaller compared to the difference between American and Japanese judges according to Table 3.

Table 3 : Mean Ranks on Intelligibility

	P	N	J/ θ /	J/I/	JCC
Mean Rank	A	14	14.00	17.14	16.71
	J	14	12.86	9.64	10.93
	L	14	11.46	14.57	10.86
	H	14	15.13	16.43	16.79

Notes:

P: Participants

A: American

J: Japanese

L: The participants having low proficiency in Japanese or English listening skill as their foreign languages

H: The participants having high proficiency in Japanese or English listening skill as their foreign languages

J/θ/: An assumed Japanese English feature, /s/ functioning as a substitution of /θ/

J/I/: An assumed Japanese English feature, /i/ functioning as a substitution of /I/

JCC: An assumed Japanese English feature, an imperfect consonant cluster with a vowel inserted between two consonants

As seen in Tables 4 and 5, the results of the Mann-Whitney Test on intelligibility show that the difference between American and Japanese judgments regarding Japanese substitution of /i/ for /I/ is significant ( $p < .05$ ). This test also shows that the participants with high proficiency in the target languages (Japanese and English as foreign languages) were significantly stricter in their judgments regarding /i/ for /I/ than those with low proficiency ( $p < .05$ ).

CVC, a Japanese substitution of CC was found to be not significant but close to significance in both of sets: American and Japanese participants, and the participants with low and high proficiency.

Table 4 : Mann-Whitney Test on Intelligibility -A J

	J/ θ /	J/I/	JCC
Mann-Whitney U	90.500	44.500	57.500
Z	-.347	-2.478	-1.868
Asymp. Sig. (2-tailed)	.729	.013	.062

None:

AJ: A comparison between the scores marked by the participants of native speakers of American English and Japanese

Table 5 : Mann-Whitney Test on Intelligibility -HL

	J/ θ /	J/I/	JCC
Mann-Whitney U	68.000	55.000	58.000
Z	-1.388	-1.991	-1.845
Asymp. Sig. (2-tailed)	.165	.046	.065

None:

HL: A comparison between the scores marked by the participants having high and low proficiency of Japanese or English listening skill as their foreign languages

### 3. 2 Analysis on acceptability

This analysis answers the other half of the research question 1 shown below:

Q1. How intelligible and acceptable are the selected features of Japanese English (/i/ for /I/, /s/ for /θ/, and CVC for CC) for American English and Japanese speakers and participants with high and low proficiency of their respective foreign languages?

As seen in Table 6, the results of mean ranks were diverse. This results were different from the results of intelligibility, in which the American group is always stricter than the Japanese group. The same tendency is shown in the comparison between low and high proficiency groups.

Table 6 : Mean Ranks on Acceptability

	P	N	J/ θ /	J/I/	JCC
Mean	A	14	13.71	15.79	10.18
	J	14	15.29	13.21	18.82
Rank	L	14	13.75	15.11	16.32
	H	14	15.25	13.89	12.68

As seen Tables 7 and 8, we cannot see any significant difference in any combinations of groups in any items except the comparison between American and Japanese participants judging Japanese CVC for English CC. The difference is significant ( $P < .05$ ).

Table 7 : Mann-Whitney Test on Intelligibility -A J

	J/ θ /	J/I/	JCC
Mann-Whitney U	87.000	80.000	37.500
Z	-.508	-.833	-2.798
Asymp. Sig. (2-tailed)	.611	.405	.005

Table 8 : Mann-Whitney Test on Intelligibility -HL

	J/ θ /	J/I/	JCC
Mann-Whitney U	87.500	89.500	72.500
Z	-.485	-.394	-1.179
Asymp. Sig. (2-tailed)	.628	.694	.238

### 3. 3 Analysis based on frequency of item use

This analysis answers the research question 2.

Q2. Does the frequency of the word used in the corpus affect intelligibility and acceptability of Japanese English?

Mean ranks and the Mann-Whitney test did not show any significant difference between the American and Japanese groups or between high and low proficiency groups based on frequency of use of the words and phrases which contains the feature of /s/ for /θ/ on both intelligibility and acceptability measures. However, difference was observed between the items having the feature of /i/ for /I/. Therefore, the following analysis focuses on this feature.

### 3. 3. 1 Intelligibility of /i/ for /I/

The hypothesis of this experiment was that participants might understand frequently used items better than relatively less frequently used items. However, Table 9 did not indicate such tendency. According to Table 2 (p.3), the listed item, ‘its’ is much more often used than ‘fill’, but the difference in the mean ranks for ‘its’ and ‘fill’ was less than 3 in any comparison (see Table 9).

Table 9 : Mean Ranks based on frequency of use the words and phrases having the feature of J/I/ regarding intelligibility

	P	N	give	its	live	fill
Mean	A	14	16.39	18.00	17.04	16.18
	J	14	12.61	11.00	11.96	12.82
Rank	L	14	16.54	16.46	18.00	14.18
	H	14	12.46	12.54	11.00	14.82

Notes:

The frequency of item use in comparison with minimal pair is shown below based on VIEW (see 2.2) .

give / no minimal pair

its (160568) / eats (390)

live (16834) / leave (19820)

fill (3941) / feel (25367)

As seen in Table 10, the Mann-Whitney test demonstrates that the judgment of ‘its’ between American and Japanese participants was significantly different. American listeners were less able to understand this word with a Japanese accent compared to Japanese listeners. The same tendency is found regarding ‘live.’ It is not significant, but the probability is close to significant.

On the other hand, Table 11 shows no significant difference in any items in the comparison between low and high proficiency groups.

Table 10 : Mann-Whitney Test on Intelligibility -A J

	give	its	live	fill
Mann-Whitney U	71.500	49.000	62.500	74.500
Z	-1.245	-2.327	-1.668	-1.097
Asymp. Sig. (2-tailed)	.213	.020	.095	.272

Table 11 : Mann-Whitney Test on Intelligibility -HL

	give	its	live	fill
Mann-Whitney U	73.000	96.000	72.500	81.000
Z	-1.175	-.095	-1.229	-.797
Asymp. Sig. (2-tailed)	.240	.925	.219	.425

### 3. 3. 2 Acceptability of /i/ for /I/

Mean ranks again did not indicate the effect of occurrence rate in perception of the items by American and Japanese groups and high and low proficiency groups. The largest difference in mean rank score between items and participants was only 2.08. It is difficult to say that frequency plays any role for the listeners' acceptability from this.

As seen in Table 12, no significant difference between American and Japanese groups can be found in the Mann-Whitney test. However, according to Table 13, the Mann-Whitney test shows that there was a significant difference in acceptability of the word 'live' with a Japanese accent between the participants with low and high proficiency of their target foreign languages. Those who had low proficiency judged more severely regarding 'live' compared to those who had high proficiency ( $p < .05$ ).

Table 12 : Mann-Whitney Test on Acceptability -A J

	give	its	live	fill
Mann-Whitney U	94.500	89.500	69.500	84.500
Z	-.165	-.402	-1.372	-.633
Asymp. Sig. (2-tailed)	.869	.688	.170	.527

Table 13 : Mann-Whitney Test on Acceptability -HL

	give	its	live	fill
Mann-Whitney U	69.500	70.500	49.000	93.500
Z	-1.339	-1.306	-2.303	-.210
Asymp. Sig. (2-tailed)	.180	.192	.021	.834

## 4 Discussion

It is interesting to compare the results in Schaiper (1992) with this study concerning raters' proficiency in the target language. Both studies show that those who have target language familiarity can understand the words and phrases with the accents of the target languages.

It is also interesting to compare the results of perception between vowels and consonants in both studies. Schaiper (1992) shows that vowels are the most problematic features for listeners to perceive;



however, this study shows that only the speakers of the target language prioritize the vowel /I/.

This study investigates the answers of the following questions:

- Q1. How intelligible and acceptable are the selected features of Japanese English (/i/ for /I/, /s/ for /θ/, and CVC for CC) for American English and Japanese speakers and participants with high and low proficiency of their respective foreign languages?
- Q2. Does the frequency of the word used in the corpus affect intelligibility and acceptability of Japanese English?

#### **4. 1 Intelligibility**

##### **4. 1. 1 Comparison between Japanese and American**

Regarding intelligibility, American participants seem to be stricter than Japanese participants as a whole. This is observed in the assessment of /i/ for /I/. Although it is not statistically significant, the similar tendency is found in CVC for CC. This tendency is understandable because it is natural that Japanese listeners can understand Japanese speakers' English with a Japanese accent more easily than American listeners.

##### **4. 1. 2 Comparison between high and low proficiency**

The difference is relatively smaller in this comparison than in the comparison between American and Japanese groups. However, it seems that participants with high proficiency of languages judge more strictly than those with low proficiency. This is also natural because people with language training know how to assess the level of others in languages. This tendency is also found in Schaipe (1992) even though the target language is different (Spanish in his study).

#### **4. 2 Acceptability**

The only thing that is significant is the difference in the feature of CVC for CC between American and Japanese participants. It seems that Japanese listeners are quite critical in imperfect consonant cluster. Japanese people do use imperfect consonant cluster, but in many cases, they may feel embarrassed. It may be useful to make Japanese learners aware how intelligible and acceptable CVC is. This may help Japanese people feel more confident speaking Japanese English.

### 4. 3 Frequency

Does the frequency of the word used in the corpus affect intelligibility and acceptability of Japanese English? For this question, the results of mean ranks and the Mann-Whitney tests showed which items in what comparison are influenced by frequency.

The results suggested there is no difference in the feature of /s/ for /θ/, whereas you can see some difference in the feature of /i/ for /I/.

#### 4. 3. 1 Intelligibility

American and Japanese participants perceived the word, 'its', significantly different. American raters were much more severe in rating this word. Although not statistically significant, a similar tendency was found in 'live.'

This may explain that Japanese people, who do not have /I/ in their first language, do not much care about or notice their mispronunciation of /I/; on the other hand, American people, knowing the distinction between /I/ and /i/, do notice and care about the mispronunciation.

#### 4. 3. 2 Acceptability

As for acceptability, the difference comes from between a low and high proficiency comparison. The participants having high proficiency in the target languages seem to mark more critically in the sound of 'live' hearing /liv/ instead of /Iiv/. Each word in this minimal pair of 'live' and 'leave' occurs with almost the same frequency. This might be the reason why they would like to keep the distinction between them to avoid any confusion. Another speculation is that those who had high proficiency might know how to assess this vowel sound with some phonetic training.

## 5 Conclusion

This study discussed the intelligibility and acceptability of selected features of Japanese English which may relate to the selection of the features that could function as EIL.

As for intelligibility, the point should be raised that American listeners assess more severely than Japanese listeners regarding /i/ as a substitution of /I/ and CVC as a substitution of CC. It is also clear that people with high proficiency in the target language tend to have stricter rating for such a Japanese accent.

Concerning acceptability, American listeners tend to be more generous than Japanese listeners rating the sound of CVC for CC. This phenomenon may tell us that CVC may be able to be a part of Japanese

English.

Lastly, frequency of item use specifies that the most problematic and confusing feature was /i/ for /I/.

The recommendation for EIL from this study is:

1. Mastery of the vowel sound /I/ is necessary.
2. CVC for CC might be permissible.

For further study, it may be useful to investigate not just at the word and phrase level but also sentence and paragraph level so that one can apply the findings into more authentic situations. It will also be useful to have more diversity in participant's selection if one investigates EIL.

## 6 References

- Cross, J. (2002). A Comparison of Japanese and English Suprasegmental Pronunciation and an Aid to Raising Learner Awareness. *The Language Teacher* 26,4, 9-13.
- Davis, M. (n.d.). VIEW (Variation in English Words and phrases). Retrieved December, 2006, from <http://view.byu.edu/>
- Jenkins, J. (2000). *The Phonology of English as an International Language*. Oxford: OUP.
- Jolly, Y.S. (2000). Articulatory Phonetics for In-service Teacher Training. *The Language Teacher* 24,8, 11-14.
- Kachru, B. (1992). *The Other Tongue*. Chicago: University of Illinois Press.
- Nakano, M. (ed.). (2007). *On-Demand Internet Course Book: World Englishes and Miscommunications*. Tokyo: Waseda University International.
- Schaiper, K. (1992). Native Speaker Reaction to Non-Native Speech. *The Modern Language Journal* 76, 309-319.

---

## 研究ノート

---

### フレーズ読みによる英文読解の困難点に関する考察

柳 田 恵美子

#### A Study on Difficulties EFL Learners Face in Reading Comprehension through Phrase Reading

#### 1 はじめに

フレーズ読みは、コミュニケーションを重視する英語教育の流れの中で、訳読法が長く主流を占めていた日本においても、多用されるようになってきている読解指導方法である。文を意味の塊(chunk)ごとに切ってゆくため、チャンキング(chunking)と呼ばれることもある。

この指導方法の研究は増えつつあるが、英語力のどのレベルの学習者に効果があるかについては一定していない。上級者に効果があると報告するものもあれば、初級レベルに効果があると報告する研究もある。ただ、学習者にとってやや易しいレベルの英文を読む際に効率がよいという見解は、広く支持されている(金谷 1995)。

しかし、現実には、学習者にとってかなり難易度が高いレベルの英文を読む際にも、フレーズ読みは採用されることが多い。代表的な例は以下の二つであろう。

- (1) 高校の教科書
- (2) TOEIC, TOEFL のリーディング問題の指導

特に、(2)については、グローバル化する世界の動きに対応し、企業が採用の際、および入社後も社員に対しスコアを重視する傾向はますます強くなってゆくことだろう。英語を取り巻くこのような状況を考慮するとき、学習者の英語力のレベルよりかなり難易度が高い英文を読む際の、フレーズ読みを使用した指導については、さらに注目する必要がある。

また、フレーズ読みの研究では、被験者にフレーズ切りを行わせるものが多いが、教育現場では、難易度の高いテキストを使用する際には、教師がフレーズに切って提示するが多い。チャンキングを考慮して作成された市販の英語読解教材も多い。このような条件下で、学習者の英文読解にどのような困難があるのかも調べる必要がある。

## 2 先行研究

柳田(2011)では、上記の点をふまえ、難易度の異なる2つのTOEFLのリーディング問題練習用の英文を使用して、大学生英語学習者にとって、意味把握が困難なチャンクを調べた。被験者は英語専攻の大学生18名と、同じクラスで聴講する社会人1名である。テキストには、チャンクの区切りに /、文の区切りに // を挿入した。被験者はこのように示されたチャンクを訳し、そのチャンクの訳の正答率にクラスター分析を行った。その結果、難易度の高い方のテキストで、統計的に有意差が見られる3つのクラスターの内、正答率が最も低いクラスターに属するチャンク11個の内、7個が埋め込み文に関係するチャンクであり、3つが verbal (分詞、副詞、動名詞) に関わるチャンクであることがわかった(表1)。

表1 難易度の高いテキストにおけるチャンクの訳のクラスター分析の結果

クラスター	チャンク
1	*the whole of the motion it receives
1	*the quantity that would be needed
1	*that the dynamic system
1	*the machine has used
1	**a raised weight
1	*that comprises the machine
1	*upon which the actual efficiency of machines---simple and complex---can be measured
1	**the conceiving of a realm
1	*in which the only force considered is gravity
1	**to set forth the practical basis
1	which is to say
1 1個	クラスター1の正答率の平均値:0.09
2	**from a compressed spring
2	*in which there is no friction
2	In the ideal world of dynamics
2	**receiving a certain quantity of potential energy
2	**in producing the motion
2	**or compressed air) can produce a motion
2	**corresponding to an "equal" quantity of kinetic energy
2	**to establish an overall relationship of equivalence
2	**to restore the potential energy
2	*(such as applies to simple machines, pulleys, levers, capstans, etc.)
2	the simplest example of this phenomenon
2	machines have an efficiency of one
1 2個	クラスター2の正答率の平均値:0.46
3	merely transmits
3	between cause and effect
3	The real world of physical machines
3	is much different
3	Perhaps
3	of course
3	for example
3	in this case
3	Nonetheless
3	exact
3	and does not lose or use energy
3	A machine
3	devoid of frictions and collisions
3	In this instance
3	it is easy
3	is necessary
3	in the process
3	is one
1 8個	クラスター3の正答率の平均値:0.84
*	埋め込み文に関係するチャンク
**	verbal (分詞、不定詞、助動詞) に関係するチャンク

しかし、難易度が低く、正答率が高いもう一方のテキストでは、同様の傾向が見られなかった。Hashimoto, K., and Hirai, A. (2007) や Koizumi et al. (2011) は、埋め込み文や verbal が、日本人の学習者にとって、英文理解を困難にするものであると指摘している。これらを合わせて考えると、埋め込み文や verbal は、難易度が高い方のテキストにおいて、チャンクの意味把握を困難にするのではないかという推測がたてられる。

ただし、柳田 (2011) は、問題にされているクラスターの訳について、さらに詳細に調べる必要を指摘した。この研究では、単語の意味を知らないことが原因で、訳を書かない場合を排除するために、辞書を使用することが許可されていた。それにも関わらず、語彙が関係してチャンクが正答できない例が多く見られていたのである。及川 (1996) は、学習者の語彙力とフレーズ読みの効果の関係に関して興味深い研究を行い、フレーズ読みは語彙力の低い学習者の読解に、より大きな効果があると示唆している。

### 3 研究の目的

柳田 (2011) の研究結果の語彙の間違いを精査することで、難易度の高いテキストを教材とする際の語彙とフレーズ読みの効果との関係について、新しい知見を得ようとするものであると同時に、統計的に間違いの多いチャンクにおいて学習者が冒す間違いの実態を把握し、指導につなげることを意図するものである。

## 4 研究の方法

### 4.1 被験者

英語専攻の大学生 18 名と同じクラスで聴講する社会人 1 名の 19 名。

### 4.2 手順

柳田 (2011) の研究で得られたクラスター分析の結果 (表 1) のクラスターを精査する。

### 4.3 分析

不正解となったチャンクを、文法知識が原因と思われるものと、語彙が原因であるものとに分け、最も正解率の低かったチャンクのクラスターにおける学生の誤りの特徴を見出す。

## 5 結果と考察

各チャンクごとに、語彙が関係する誤り、文法が関係する誤り、語彙と文法の両方が関係する誤りの数を数えたところ、表 2 のような結果になった。語彙が関係する誤りとは、たとえば、チャ

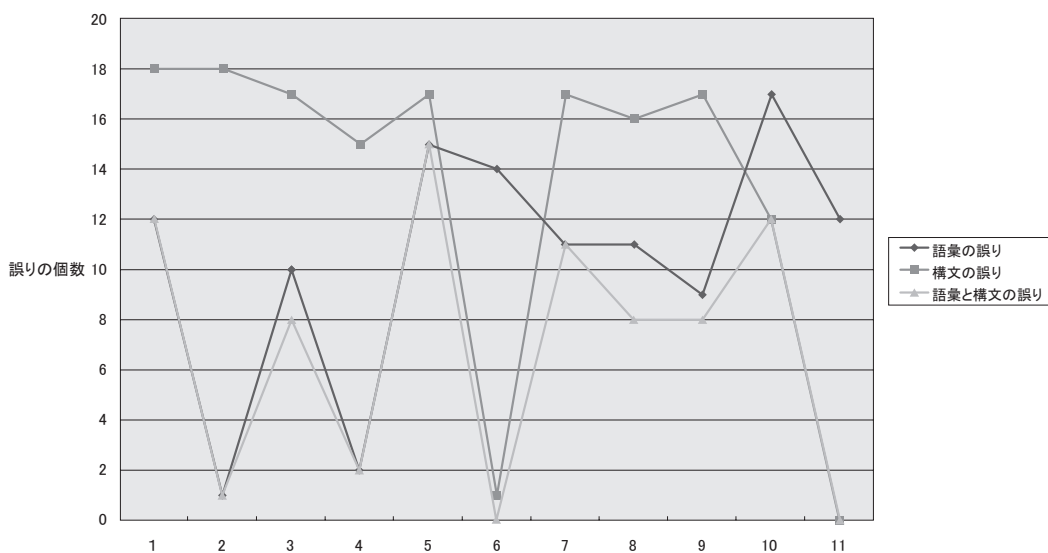
ンク1の“motion”は、本来「運動」と訳すべきだが、「動作」となっている場合、チャンク2の“dynamic”は、「力学上の」という意味であるが、「ダイナミックな」、「活動的な」と訳されている場合などである。文法が関係する誤りには、チャンク1の“the whole of the motion it receives”が「すべての運動は受け取る」、チャンク2の“the quantity that would be needed”が「量は必要でしょう」など、文の構造が正しく反映されていない答が含まれる。さらに、語彙・文法両方が関係する誤りとは、チャンク1を「全ての動作を迎え入れる」と訳して、語彙にも、文構造にも誤りが見られる場合である。

表2 クラスタ1のチャンクの誤りの分析

チャンク	V	S	VS
1 *the whole of the motion it receives	12 (63.2%)	18 (94.7%)	12 (63.2%)
2 *the quantity that would be needed	1 (5.3%)	18 (94.7%)	1 (5.3%)
3 *that the dynamic system	10 (52.6%)	17 (89.5%)	8 (42.1%)
4 *the machine has used	2 (10.5%)	15 (78.9%)	2 (10.5%)
5 **a raised weight	15 (78.9%)	17 (89.5%)	15 (78.9%)
6 *that comprises the machine	14 (73.7%)	1 (5.3%)	0 (0%)
7 *upon which the actual efficiency of machines---simple and complex---can be measured	11 (57.9%)	17 (89.5%)	11 (57.9%)
8 **the conceiving of a realm	11 (57.9%)	16 (84.2%)	8 (42.1%)
9 *in which the only force considered is gravity	9 (47.4%)	17 (89.5%)	8 (42.1%)
10 **to set forth the practical basis	17 (89.5%)	12 (63.2%)	12 (63.2%)
11 which is to say	12 (63.2%)	0 (0%)	0 (0%)

V: 語彙が関係する誤り  
 S: 文法が関係する誤り  
 VS: 語彙・文法両方が関係する誤り

図1 クラスタ1のチャンクの誤りの分析





クラスター 1 に共通する特徴は、元来、埋め込み文や verbal など、学習者にとって理解が困難とされる構文に関わっていた。ゆえに、11 個のチャンクのうち 9 個が、半分以上の学生が文法が原因で正解できなかったチャンクであることは、ある程度予想通りである。しかし、ここで注目しなければならないのは、辞書を用いることが許可されているにも関わらず、語彙に関連する誤りが極めて多いことである。11 個のチャンクの内 8 個で、半数以上の学生が単語の意味を取り違えている。また、図 1 を見ると、語彙の誤りのパターンと、語彙と構文の誤りのパターンはかなり似ており、誤りが多いときほど、この傾向は顕著である。そこで、この 8 個のチャンクの語彙の誤りをさらに調べてみた。

表 3 語彙の誤りの多いチャンクの分析

	チャンク 1	チャンク 3	チャンク 5	チャンク 6	チャンク 7	チャンク 8	チャンク 10	チャンク 11					
間違った学生の数	12	10	15	14	11	11	17	12					
間違いの多かった単語	motion	dynamic	system	weight	raise	comprise	machine	measure	efficiency	conceive	realm	set forth	which is to say
正解	運動	力学の	～系・大系	鐘	あげる	構成する	機械	測定する	効率	想定する	領域	述べる	言わば
間違った学生の数	12	7	6	15	7	14	4	6	4	11	4	17	12
主な誤訳 (人数)	動作 (12)*	*	*	重量・重さ(8) 体重 (5)	増やす等 (7)	含む (10)	機会 (4)	調整する(4)*	*	*	分野 (4)*	*	*

(\*同じ間違いが 3 個以下のものは、主な誤訳への掲載から除外した)

表 3 の結果から、今回の研究の語彙の誤りには次のような傾向が見られる。

(a)スキーマが活用できなかったため、辞書から正確な意味がとれなかったもの

(例：チャンク 1 motion, チャンク 5 weight, チャンク 8 realm)

(b) top-down で判断したため、実際のテキストの意味とは異なってしまったもの

(例：チャンク 5 raise, チャンク 6 comprise)

(c)イディオムであることが判断できなかったもの

(例：チャンク 10 set forth, チャンク 11 which is to say)

当初、埋込み文や verbal が、これらのチャンクが不正解の原因と想定されたが、スキーマを活性化させる指導や、語彙・イディオムの指導を行えば、(a)のグループのように、辞書を使用しても正確な意味を選ぶことができなかったチャンクの正解率は上がる可能性がある。例えば、チャンク 1 の場合、語彙で間違えた学生は 63.2%、語彙と文構造の両方が原因で誤りになっている学生も 63.2% である。これらの学生は、もし単語の意味が正しく把握できれば、文構造の複雑なチャンクも意味を理解できる可能性がある。チャンク 5 も語彙で誤りのある学生が 78.9%、語彙・文構造両方で誤りのある学生が同じく 78.9%、チャンク 8 の場合、語彙で誤りのある学生が 57.9%、語彙・文構造両方で誤りのある学生が 42.1% で、(a)のグループに属する語彙を含むチャンクは、語彙と文構造の誤りがかなり連動している。

また、(b)のパターンの誤りの場合、スキーマが与えられて、文脈にあった単語の意味を理解できることにより、正解になる可能性が高い。チャンク5の“raise”は、“weight”の意味が「錘」と分かることにより、「増やす」ではなく「上げる」であると推測がつくことが期待される。また、チャンク6の“comprise”は、“the dynamic system”の意味がわからなかったために、「機械を含む」という意味で解釈されてしまったと思われるが、“the dynamic system”が「力学系」または「力学の大系」であることが分かれば、関係がもっと明確になるであろう。

(c)は、やや難度の高いイディオムであるため、イディオムであるという指摘があれば、意味をとることができると思定される。

チャンキングは、直線的に英文を切つてゆくため、テキストの難易度が高い場合などには、これが弱点となり、埋込み文など重層構造が、学習者にとって困難点となると予想された。しかし、語彙の指導により、学習者は、この困難点を克服することができる可能性があり、そうになると、文構造のみが原因となる困難点は、極めて限定的となる。チャンク9の in which the only force considered is gravity では、“gravity”が他の力学に関連する単語“motion”や“weight”と比較して誤りが少ない。これは“gravity”の辞書にエントリーされた意味が少ないこと、また、日常的な意味が少ないことなどが原因と思われる。つまり、辞書を使用する際、テキストの内容を考えて意味を選択するよりは、自分に身近な意味を選ぶ傾向があると言える。

この結果を踏まえると、難易度の高いと思われるテキストの読解の指導に、フレーズ読みを用いることは、スキーマの活性化と語彙指導を併用すれば、有効であると期待される。このことは、及川(1996)の、フレーズ読みが語彙力の低い学習者に効果をもたらすという結論とも関連する。

今回の研究では、フレーズ訳という手段を用いて、学習者がチャンクを理解しているか否かを判断したが、読解イコール訳ではない。さらに様々な方法で、学習者の読解を調査した上で、難易度の高いテキストにおけるフレーズ読みの効果を調べる必要がある。また、今回は1種類のテキストのみに基づいた調査結果なので、さらに様々なジャンルを扱ったテキストを用いて、学習者の語彙の誤りの傾向、及び語彙と文構造が関連する誤りの傾向をさらに調べることも必要である。

## 参考文献

- Hashimoto, K., and Hirai, A. (2007) "Comprehension of post-modification structures by Japanese learners of English---An analysis by detailed reading time---." *Annual Review of English Language Education in Japan*, 18, 201-210.
- 金谷憲. (1995).『英語リーディング論：読解力・読解指導を科学する』. 東京：桃源社
- Koizumi, Rie et al (2011). "Development and Validation of a Diagnostic Grammar Test for Japanese Learners of English." *Language Assessment Quarterly*. Vol. 8, 53-72

- ・ 及川賢 . (1996). 「学習者の語彙力とフレーズ・リーディングの効果に関する実証的研究」. 『関東甲信越英語教育学会紀要第 10 号』. 15 - 23
- ・ 田中真紀子他 (2006) 「TOEFL テスト ITP リーディング完全攻略」 東京 : アルク
- ・ 柳田恵美子 (2011) 「難易度の高い英文テキストにおけるフレーズ読みを使った指導」. 『常磐国際紀要 第 15 号』

#### **Appendix: 今回の分析に使用した英文**

In the ideal world of dynamics, / devoid of frictions and collisions, / machines have an efficiency of one / --- which is to say / that the dynamic system / that comprises the machine / merely transmits / the whole of the motion it receives / and does not lose or use energy / in the process. // A machine / receiving a certain quantity of potential energy / (for example, / from a compressed spring, / a raised weight, / or compressed air) / can produce a motion / corresponding to an “equal” quantity of kinetic energy; / in this case, / exactly / the quantity that would be needed / to restore the potential energy / the machine has used / in producing the motion. // Perhaps / the simplest example of this phenomenon / is one / in which the only force considered is gravity / (such as applies to simple machines, pulleys, levers, capstans, etc.). // In this instance, / it is easy / to establish an overall relationship of equivalence / between cause and effect. // The real world of physical machines / is much different, / of course. // Nonetheless, / the conceiving of a realm / in which there is no friction / is necessary / to set forth the practical basis / upon which the actual efficiency of machines --- simple and complex --- can be measured. //

出典は田中他 (2006)



# 常磐大学国際学部・常磐国際紀要寄稿規程（抜粋）

平成8年11月14日

## （目 的）

第1条 常磐大学国際学部は、教育研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、研究紀要『常磐国際紀要（Tokiwa International Studeis Review）』（以下「紀要」と言う。）を発行する。

## （投稿資格）

第4条 紀要の投稿資格者は、国際学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

## （掲載内容）

第5条 委員会は、別に執筆要項を定め、研究論文、研究ノート、書評、学界展望、委員会が特に認めるもの等（以下「論文等」と言う。）を募集し、編集する。それらの内容は、次の通りとする。

1. 論文は、理論的かつ実証的な研究成果の発表を言う。
2. 研究ノートは、論文作成の途中にあつて、著者の研究の原案や方向性を示したものを言う。
3. 書評は、新たに発表された内外の著書・論文の紹介を言う。
4. 学界展望は、諸学会における研究動向の総合的概観を言う。

② 前項に規程するものは、未発表を原則とする。

## （掲載内容の選考）

第6条 委員会は、第5条第1項に規程するものについて、委員会が委嘱した者の査読を経た後に、「掲載の適否」を判断する。

② 委員会は、投稿者に対して、必要に応じて、内容の修正を求めること、または掲載見送りをすることができる。

## （配 付）

第7条（第1項略）

抜刷は、論文等の執筆者に対して、50部を配付する。それを越えて必要とする場合には、印刷費を請求者が負担する。

## 附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. この規程は、平成8年11月14日より施行する。

上掲条項は「常磐大学国際学部研究紀要発行規程」による。

なお執筆にあたっては「国際学部紀要執筆要項」を厳守されたい。

※第2条、第3条及び第8条～第10条は省略。

## 編 集 後 記

『常磐国際紀要』16号が完成し皆様に届けることができました。

昨年3月11日の東日本大震災のため、本学及び本学学生も多大な影響を受けました。入学式が例年より3週間遅れましたが、新入生を迎え、今年度の大学日程も終えようとしています。このようなか紀要応募期間も短くなりましたが、ここに研究論文5編、研究ノート2編を掲載できたことはとても喜ばしいことです。

紀要完成までには多くの方々にお世話になりました。査読にご協力いただきました学内外の先生方には改めて御礼申し上げます。また前委員である松原克志先生、研究教育支援センターの古徳真由美氏にも感謝申し上げます。

研究紀要編集委員会

津田 葵 樋口 恒晴 中岡 まり 伊藤 礼子

---

常磐大学国際学部紀要 常 磐 国 際 紀 要 第16号

2012年3月31日 発行

非 売 品

編集兼発行人 常磐大学国際学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1

代表者 粕谷雄二 電 話 029-232-2511(代)

---

印刷・製本 株式会社タナカ